ISSN 0075—3270

政府統計

令 和 5 年

人 口 動 態 統 計

VITAL STATISTICS OF JAPAN
2023

厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

DIRECTOR-GENERAL FOR STATISTICS,
INFORMATION SYSTEM MANAGEMENT AND INDUSTRIAL RELATIONS,
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

政府統計

令　和　5　年

人 口 動 態 統 計

VITAL STATISTICS OF JAPAN
2023

厚生労働省政策統括官（統計･情報システム管理、労使関係担当）

DIRECTOR-GENERAL FOR STATISTICS,
INFORMATION SYSTEM MANAGEMENT AND INDUSTRIAL RELATIONS,
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

ま　え　が　き

この報告書は、令和５年（2023年）の人口動態統計についてまとめたものです。

人口動態統計は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の５種類の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため、各種届書等から移記することによって調査されており、人口に関する基礎資料として活用されております。この人口動態調査は、「戸籍法」制定の翌年の明治32年（1899年）から現在の近代的な人口動態統計制度として行われるようになりました。

「人口動態統計」は、昭和54年から平成28年（1979年～2016年）まで、上巻・中巻・下巻の３分冊の報告書として編集し、上巻には、人口動態調査の概要及び結果の解析を、中巻には、出生、死亡（死因を除く。）、死産（死産原因を除く。）、婚姻及び離婚の統計表を、下巻には、主として死因に関する統計表をそれぞれ収録し、刊行しておりました。また、平成29年（2017年）からは、概要を中心とした内容を１冊に収録し、刊行しております。なお、それまで報告書に収録してきた統計表は、報告書に収録しきれなかった統計表とあわせて、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載しております。

この報告書を刊行するにあたり、調査にひとかたならぬ御協力をいただいた市区町村、保健所、都道府県をはじめ、関係各位に厚く御礼を申し上げますとともに、この報告書が厚生労働行政施策はじめ広範な分野に活用されることを願っております。

令和７年（2025年）３月

厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

森　川　善　樹

編　集　内　容

令和５年（2023年）の「人口動態統計」は、人口動態調査の概要及び解析を中心として編集している。

この報告書に収録する調査の概要及び解析の基となる統計表は、平成28年（2016年）まで「人口動態統計」上・中・下巻の３分冊の報告書に収録・刊行してきた内容と、報告書に収録・刊行しきれなかった報告書非掲載表をあわせて、引き続き全ての統計表を政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の「人口動態調査」に掲載している。

（URL：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897）

なお、全ての統計表について、e-Statの掲載場所や個々の統計表の表章項目を一覧に整理した「公表統計表掲載内容、表章項目一覧表と平成28年（2016年）までの報告書との整理票」を厚生労働省ホームページの人口動態統計「報告書」のサイトに掲載している。

（URL：https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html#link07）

用語の解説及び比率の解説並びに死因分類表（死因分類の解説、分類体系、各種分類表等）については、この報告書の巻末に掲載している。

また、都道府県（特別区－指定都市再掲）に関する統計表で「外国」とあるのは、日本において発生した事件で、住所が外国のものを表している。

Compilation

The Vital Statistics for 2023 have been compiled based on the overview and analysis of Vital Statistics of Japan.

All statistical charts underlying the overview and analysis of the survey recorded in this report, including the contents recorded and published in the three volumes of the Vital Statistics of Japan until 2016 and unpublished content that could not be incorporated in the report, are available on the Portal Site of Official Statistics of Japan (e-Stat).

(URL:https://www.e-stat.go.jp/en/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897)

Moreover, “Contents of Published Statistical Tables, Table of Represented Items and Adjustments to Reports until 2016,” a list of the e-Stat locations for all statistical charts and the items represented in them, is available on the “Report” page of Vital Statistics the website of the Ministry of Health, Labour and Welfare.

(URL : https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html#link07)

A commentary on the terms, commentary on the ratios and list of deaths (analysis of causes of death, classification system, chart for each category, etc.) are provided at the end of the volume.

Furthermore, “overseas” in the statistical charts on the prefectures of Japan (special wards and specified cities) refers to cases occurring in Japan where the address is located in another country.

（　担　当　）　人口動態・保健社会統計室　TEL 03（5253）1111

○死亡・死産（乳児死亡・周産期死亡）　年報第一係　内線　7490
○出生・婚姻・離婚　年報第二係　内線　7491

令　和　５　年

人口動態統計

目　　次

ま　え　が　き

Ⅰ　人口動態調査の概要
　第１章　調査の概要 …… 6
　第２章　調査結果の利用上の解説
　　1　平成７年調査からの主な改正点 …… 10
　　2　昭和22年以降の年次推移についての注意 …… 15
　　3　その他 …… 16
Ⅱ　人口動態調査結果の概要
　第３章　総覧
　　表３-１-１　人口動態統計の年間発生件数・率・平均発生間隔　－前年との比較－ …… 19
　　表３-１-２　本報告において別掲とした件数 …… 19
　第４章　出生 …… 22
　第５章　死亡 …… 26
　第６章　乳児死亡 …… 35
　第７章　死産 …… 36
　第８章　周産期死亡 …… 37
　第９章　婚姻 …… 38
　第10章　離婚 …… 42
Ⅲ　統計表
　　表３-２-１　年次別にみた人口動態総覧 …… 44
　　表３-２-２　年次別にみた人口動態総覧（率） …… 48
　　表３-３-１　都道府県（特別区－指定都市再掲）別にみた人口動態総覧 …… 52
　　表３-３-２　都道府県（特別区－指定都市再掲）別にみた人口動態総覧（率） …… 54
　　表３-４　世界各国における人口動態 …… 56
Ⅳ　用語の解説 …… 58
Ⅴ　比率の解説 …… 62
Ⅵ　調査票及び届書 …… 66
Ⅶ　観察対象の範囲 …… 76
Ⅷ　死因分類表 …… 78

参考
　合計特殊出生率について …… 95

VITAL STATISTICS OF JAPAN, 2023

CONTENTS

Preface

Part I　Outline of Vital Statistics

Chapter 1　Brief Summary, 2023 6

Chapter 2　Commentary on the use of Vital Statistics

1　Major revisions since the 1995 survey 10

2　Attention about the annual change after 1947 15

3　Other 16

Part II　Summary of Vital Statistics

Chapter 3　Summary

Table 3-1-1　Summary of vital statistics (number, rates, interval of occurrence), 2023 and 2022 19

Table 3-1-2　Number of cases tabulated separately in this report 19

Chapter 4　Natality 22

Chapter 5　General mortality 26

Chapter 6　Infant mortality 35

Chapter 7　Foetal mortality 36

Chapter 8　Perinatal mortality 37

Chapter 9　Marriages 38

Chapter10　Divorces 42

Part III　Statistical Tables

Table 3-2-1　Trends in indices of vital statistics : Japan 44

Table 3-2-2　Trends in indices of vital statistics（rates）: Japan 48

Table 3-3-1　Summary tables of vital statistics : Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2023 52

Table 3-3-2　Summary tables of vital statistics（rates）: Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2023 54

Table 3-4　International comparison of vital statistics 56

Part IV　Commentary on the terms 58

Part V　Commentary on the ratios 62

Part VI　Survey forms and notification formats 66

Part VII　Range for the observation 76

Part VIII　Lists of causes of death for Japan 78

Reference

Total fertility rates : Japan 95

Ⅰ　人口動態調査の概要

第１章　調査の概要

我が国の人口動態統計は、市区町村長が作成する人口動態調査票に基づいて表章される。すなわち、出生・死亡・婚姻及び離婚については戸籍法（昭和22年法律第224号）による届書等から、死産については死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）による届書等から人口動態調査票が作成され、これを収集し集計した統計が人口動態統計である。

1　調査の目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2　調査の沿革

人口動態調査は、明治31年（1898年）「戸籍法」が制定され登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32年（1899年）から人口動態調査票は１件につき１枚の個別票を作成し、中央集計をする近代的な人口動態統計制度が確立した。

その後、昭和22年（1947年）６月に「統計法」に基づき「指定統計第５号」として指定され、その事務の所管は同年９月１日に総理庁から厚生省に移管された。さらに、平成21年（2009年）４月からは、新統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査となった。

3　調査の対象

人口動態調査は、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の全数を対象としているが、本報告書は、日本において発生した日本人に関して集計したものである。日本人の外国における事象及び外国人の日本における事象については、e-Statの確定数の「別表」（平成28年（2016年）までの報告書では中巻及び下巻）にそれぞれ掲載している。

4　調査の期間

調査該当年の１月１日から同年12月31日までに発生したものであって、調査該当翌年の１月14日までに市区町村長に届け出られたものである。

なお、出生・死亡・死産や調停・審判・和解・請求の認諾・判決による離婚は、発生から届出までに相当の遅れのある場合がある。前年以前に発生した出生・死亡については、e-Statの確定数の「別表」（平成28年（2016年）までの報告書では中巻）に掲載している。

5　調査票の種類及び調査の項目

調査票は、人口動態調査出生票　人口動態調査死亡票　人口動態調査死産票　人口動態調査婚姻票　人口動態調査離婚票の５種類である。

調査票及び各届書の様式は、「Ⅵ　調査票及び届書」（66～75ページ）のとおりである。

調査の項目は、前記５種類の調査票を参照されたい。ただし、職業及び産業の項目については、国勢調査実施年の４月１日から翌年３月31日までについてのみ調査を行う。

6　調査の方法及び報告の系統

届書の届出義務者及び届出期間は、次のとおりである。

種　別	届　出　義　務　者	届　出　先	届 出 期 間 1)
出　　生	１父又は母　２同居者　３出産に立ち会った医師、助産師又はその他の者	市区町村長	１４　日
死　　亡	１同居の親族　２その他の同居者　３家主、地主又は家屋もしくは土地の管理人 ４同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人	市区町村長	７　日
死　　産	１父又は母　２同居人　３死産に立ち会った医師　４死産に立ち会った助産師 ５その他の立会者	市区町村長	７　日
婚　　姻	夫　妻	夫又は妻の本籍地もしくは所在地の市区町村長	規定なし
離　　婚	夫　妻	夫又は妻の本籍地もしくは所在地の市区町村長	協議離婚は規定なし 調停・審判・和解・請求の認諾・判決離婚は10日

注：１）　出生・死亡及び裁判による離婚は届出事件発生の日から、死産はその日の翌日から起算。

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

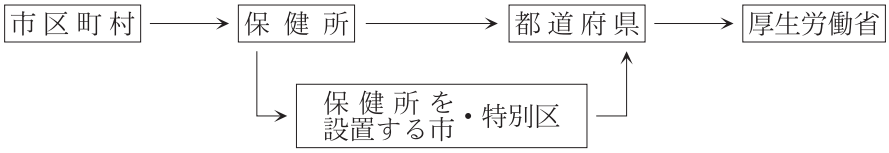

注：保健所を設置する市とは、地域保健法施行令（昭和23年４月２日政令第77号）第１条に規定する市をいう。

7　集計及び結果の公表

集計は厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、調査結果は、人口動態統計（速報）、人口動態統計月報（概数）、人口動態統計年報（確定数）として速やかに公表する。

8　関係法規

人口動態調査令（昭和21年９月30日勅令第447号）

人口動態調査令施行細則（昭和23年２月24日厚生省令第６号）

戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）

戸籍法施行規則（昭和22年12月29日司法省令第94号）

出生証明書の様式等を定める省令（昭和27年11月17日法務・厚生省令第１号）

国籍法（昭和25年５月４日法律第147号）

死産の届出に関する規程（昭和21年９月30日厚生省令第42号）

　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年４月28日法律第120号）第３条により法律としての効力を有する。

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和27年４月28日厚生省令第12号）

Part Ⅰ　Outline of Vital Statistics

Chapter 1　Brief Summary, 2023

The Vital Statistics of Japan is based on the Vital Statistics Survey Forms filled in by the municipal heads in the country. They fill in the forms based on notifications of birth, death, marriage and divorce in accordance with the Family Registration Act (Act No. 224 of 1947) and notification of foetal death in accordance with the Provisions Regarding Notification of Stillbirths (Ordinance of the Ministry of Health and Welfare No. 42 of 1946). The data is summed up to compile the Vital Statistics of Japan.

1　Objective

The objective of this survey is to identify vital events in Japan and obtain a basic data source for population and policy making on health, labour and welfare.

2　History

The modern Vital Statistics Survey was established in 1899, taking advantage of the enactment of the Family Registration Act in 1898, which provided legal structure to the existing registration system. Since then, one sheet of form is used for each event and the data of all the events is summed up by the central government.

Later, it was recognized as Designated Statistics No. 5 under the Statistics Act in June 1947 and its responsibility was transferred from the Prime Minister's Office to the Ministry of Health, Labour and Welfare in September of the same year. Moreover, it became a fundamental statistical survey from April 2009 based on the new Statistics Act (Act No. 53 of 2007).

3　Subjects

The Vital Statistics Survey takes into account all births, deaths, marriages, divorces and foetal deaths. However, this report provides a total of all events that occurred in Japan concerning persons of Japanese nationality. Statistics of events concerning Japanese nationals abroad and foreign nationals in Japan are respectively available as Appended Tables (Volume 2 and Volume 3 of the report until 2016) on e-Stat.

4　Survey Period

The survey takes into account events that occur from January 1 to December 31 of the Survey year and notified to the municipal heads by January 14 of the following year.

Therefore, notification could be significantly delayed from the date of occurrence for births, deaths, foetal deaths and divorces dependent on mediation, adjudication, settlement, acknowledgment of claim, judgment. Data of all birth and death events that occurred before the previous year are available as Appended Tables (Volume 2 of the report until 2016) on e-Stat.

5　Types of Survey Forms and Survey Items

There are five types of survey forms.

Vital Statistics Survey Live Birth Form, Vital Statistics Survey Death Form, Vital Statistics Survey Foetal Death Form, Vital Statistics Survey Marriage Form, and Vital Statistics Survey Divorce Form.

The survey forms and the notification formats are provided in "VI Survey forms and notification formats" (pp.66–75).

Please refer to the five types of survey forms above for the survey items. However, survey on occupation and industry only accounts for the National Census survey year, which starts on April 1 and ends on March 31 of the following year.

6 Report of Survey and Route of Report

Person with Notification Obligation and the Period of Notification are as follows:

Category	Person with Notification Obligation	Notification	Notification Period [1)]
Live Birth	1 Father or mother 2 Person living in the same household 3 Doctor, midwife or any other person present at the time of birth	Municipal head	14 days
Death	1 Relative living together 2 Any other person living together 3 House owner, land owner or manager of the house or land 4 Relative not living together, guardian, curator, assistant and voluntarily appointed guardian/municipal head	Municipal head	7 days
Foetal death	1 Father or mother 2 Person living together 3 Doctor present at the time of stillbirth 4 Midwife present at the time of stillbirth 5 Any other person present at the time of birth	Municipal head	7 days
Marriage	Bride and groom	Municipal head of the registered domicile or location of the husband or wife	Not specified
Divorce	Wife and husband	Municipal head of the registered domicile or location of the husband or wife	Not specified for divorce by agreement 10 days for divorces dependent on mediation, adjudication, settlement acknowledgment of claim and judgment.

Note: 1) The period for submitting a notification commences from the day on which an event under notification takes place for birth, death and judicial divorce, and on the following day for foetal death.

Municipal heads fill in the vital statistics survey forms based on notifications of birth, death, foetal death, marriage or divorce they receive and send them to the appropriate public health centers by the area of jurisdiction.

The heads of the public health centers collect all survey forms submitted by the municipal heads and send them to the prefecture's governor every month.

This is done via the mayor of the city if the public health center is located in a city.

The prefectural governors review the contents of the survey forms submitted by the heads of public health centers and send them to the Minister of Health, Labour and Welfare.

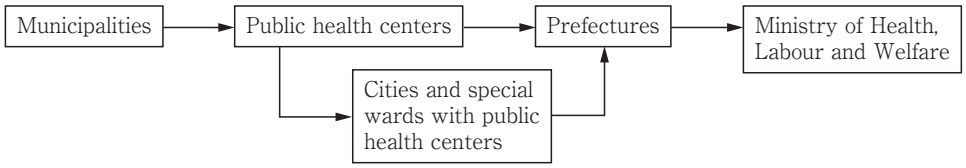

Note: Cities with public health centers refers to cities specified under Cabinet Order as set forth in Article 1 of the Community Health Act (Order No. 77 of April 2 , 1948).

7 Tabulation and Release of Results

The Director-General for Statistics, Information Sysyem Management and Industrial Relations Ministry of Health, Labour and Welfare tabulates the results, which are promptly released as the Prompt Vital Statistics Report, Monthly Vital Statistics Report (preliminary data) and Summary Report of Annual Vital Statistics of Japan (final data).

8 Relevant Regulations

Vital Statistics Survey Ordinance (Imperial Ordinance No. 447 of September 30, 1946)

Regulation for Enforcement of Vital Statistics Survey Ordinance (Ordinance of the Ministry of Health and Welfare No. 6 of February 24, 1948)

Family Registration Act (Act No. 224 of December 22, 1947)

Ordinance for Enforcement of the Family Registration Act (Ordinance of the Ministry of Justice No. 94 of December 29, 1947)

Ordinance to Set Forth Format of Birth Certificate (Ordinance of the Ministry of Justice and Ministry of Health and Welfare No. 1 of November 17, 1952)

Nationality Act (Act No. 147 of May 4, 1950)

Provisions on the Notification of Stillbirth (Ordinance of the Ministry of Health and Welfare No. 42 of September 30, 1946)

The provisions are a law in effect under Article 3 of the Act on Measures concerning Orders Related to the Ministry of Health and Welfare Issued Pursuant to the Imperial Ordinance on Orders Issued Incidental to Acceptance of the Potsdam Declaration (Act No. 120 of April 28, 1952).

Ordinance on Stillbirth notification, Stillbirth Certificate and Certificate of Foetal Post-mortem (Ordinance of the Ministry of Health and Welfare No. 12 of April 28, 1952)

第２章　調査結果の利用上の解説

Chapter 2　Commentary on the use of Vital Statistics

１　平成７年（1995年）調査からの主な改正点

第10回改訂疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD－10）の勧告を契機として、平成７年（1995年）調査で人口動態調査票及び死亡診断書等の改正を行い、報告書においても一部統計表の変更を行った。

以下は平成７年（1995年）調査以降の主な改正点である。なお、平成７年（1995年）に適用した「ICD－10（1990年版）準拠」、平成18年（2006年）に適用したICD－10の一部改正である「ICD－10（2003年版）準拠」及び平成29年（2017年）から適用した「ICD－10（2013年版）準拠」については、「Ⅷ　死因分類表」の「１　沿革」（78ページ）を参照されたい。

（１）出生票

体重及び身長 （事項の新設）	「子の体重」欄を「体重及び身長」欄とした。
この母の出産した子の数 （事項の変更）	死産児数を「妊娠満20週以後」から「妊娠満22週以後」に変更した。

（２）死亡票

死亡したところ及びその種別 （種別の追加等）	種別の選択肢の中に「老人ホーム」を追加した。
死亡の原因 （Ⅰ欄の増設）	３欄から４欄に増設した。
死因の種類 （外因死の選択肢の充実）	外因死を「不慮の外因死」と「その他及び不詳の外因死」に分割するとともに、外因の選択肢を大幅に充実した。
生後１年未満で病死した場合の追加事項 （対象の拡大）	対象を早期新生児死亡から乳児死亡（病死）に拡大し、事項を明確化した。
外因死の追加事項 （従業中か否かを判断する事項の削除）	「１従業中　２従業中でない時」は削除した。
死亡したところ及びその種別 （種別の変更等）	種別の「介護老人保健施設」を「介護医療院・介護老人保健施設」欄とした。 （平成30年（2018年）４月１日から）

注：死亡診断書（死体検案書）の「死亡の原因」欄に、「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」と注意書きを追加した。

（３）死産票

父母の国籍 （父の国籍の追加）	「母の国籍」欄を「父母の国籍」欄とした。
死産児の体重及び身長 （事項の新設）	「死産児の体重」欄を「死産児の体重及び身長」欄とした。
自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由 （Ⅰ欄の削減）	５欄から４欄に削減した。
胎児手術の有無 （項目の新設）	有無及び「有」の場合の「部位及び主要所見」欄を新設した。

母体保護法による場合 （項目の削除）	「父・近親者の疾患」を削除した。 「優生保護法」の法律改正に伴い「母体保護法」に改めた。 （平成８年（1996年）９月26日から）

（４）離婚票

離婚の種別	種別の選択肢の中に「和解」、「請求の認諾」を追加した。 人事訴訟法の施行に伴う戸籍法施行規則改正により、離婚届書の変更。 （平成16年（2004年）４月１日から）

（５）各調査票共通

世帯の主な仕事 （項目の変更）	「専業農家世帯」と「兼業農家世帯」を併せ「農家世帯」とした。 「常用勤労者世帯」を、企業規模による区分とした。 「その他の世帯」を「その他の世帯」と「無職の世帯」とに区分した。 （詳細は「Ⅳ　用語の解説」の「世帯の主な仕事」（60ページ）を参照）

（６）ICD－10（2013年版）、ICD－10（2003年版）、ICD－10（1990年版）とICD－９での各種分類表及び項目数の比較

ICD－10[1)]	2013年版の項目数	2003年版の項目数	1990年版の項目数	ICD－９	項目数
疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類	14,609	14,258	14,195	疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類	7,129
死因簡単分類	136	132	130	死因簡単分類	117
選択死因分類	34	34	34	特定死因	32
死因年次推移分類	16	16	16	主要死因	17
乳児死因簡単分類	56	56	56	乳児死因簡単分類	54
感染症分類[2)]	111	88	83	――――――	－
死因順位（乳児を除く死亡）	42	40	40	死因順位（乳児を除く死亡）	55
乳児死因順位（乳児死亡）	28	28	28	乳児死因順位（乳児死亡）	30

注：１）各分類の正式名称及び詳細については、「Ⅷ　死因分類表」の「３　分類表」及び「５　各種分類表」（80～81，85～93ページ）を参照されたい。
２）感染症分類は、平成７年（1995年）に新たに作成した分類であり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）等の改正に準じ、適宜変更している。

（７）ICD－10の採用による定義等の改正

周産期死亡の定義	「妊娠28週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」から「妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」に変更した。
後発妊産婦死亡	新たに後発妊産婦死亡（妊娠終了後満42日以後１年未満における死亡）が定義された。（詳細は「Ⅳ　用語の解説」の「後発妊産婦死亡」（59ページ）を参照）

（8）「ICD－10（2003年版）準拠」の適用に伴う改正点（平成18年（2006年）１月１日から）

WHO勧告に基づく改正		
	分類項目の新設 特殊目的用コード(U) （第ＸＸⅡ章） Uコード以外	 ・原因不明の新たな疾患の暫定分類 重症急性呼吸器症候群<SARS> ・抗生物質に耐性の細菌性病原体 （MRSA肺炎等の把握や、感染症分類表でのメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症等の表章が可能となった。） ハンタ<Hanta>ウイルス(心)肺症候群(B33.4)等
	分類項目の廃止	硬口蓋裂、両側性(Q35.0)等
	分類項目の移動	大腸＜結腸＞のポリープ　新生物(D12.6)から消化器系の疾患(K63.5)へ移動。 C型肝炎　急性と明示されない、期間不明又は期間が６ヵ月以上のC型肝炎は、急性(B17.1)から慢性(B18.2)へ移動。
	死因統計における原死因選択ルール等の変更	原死因選択ルールの一部変更及び適用例が具体的に示される等の変更が行われた。 e-Stat「確定数」の「分類表」の2017年、「年次推移」に掲載の「表１　死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)（平成17年・平成18年)」の脚注及び「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10(2003年版)準拠」の第１巻、第２巻を参照のこと。
法令の改正等に基づく名称の変更		精神分裂病　→　統合失調症 痴呆　→　認知症
医学の進歩等に対応した名称の変更		慢性関節リウマチ　→　関節リウマチ 妊娠中毒症　→　妊娠高血圧症候群 尿路性器系　→　腎尿路生殖器系

（9）「ICD－10（2013年版）準拠」の適用に伴う改正点（平成29年（2017年）１月１日から）

WHOの勧告に基づき日本独自の分類等も含めた人口動態統計で用いる分類		
分類項目の新設	侵襲性肺炎球菌感染症	A49.1E
	急性ウイルス性肝炎，詳細不明	B17.9
	多系統異形成を伴う不応性貧血	D46.5
	単独del（5q）染色体異常を伴う骨髄異形成症候群	D46.6
	骨髄線維症	D47.4
	慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5
	原発性血栓形成傾向	D68.5
	その他の血栓形成傾向	D68.6
	免疫再構築症候群	D89.3
	腫瘍溶解症候群	E88.3
	ポリオ後症候群	G14
	血管性パーキンソン<Parkinson>症候群	G21.4

	その他の脳実質外動脈(脳底動脈，頚動脈，椎骨動脈を含む)の動脈瘤及び解離	I72.5
	椎骨動脈の動脈瘤及び解離	I72.6
	特定のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ	J09.0 B，J09.1 B，J09.8 B
	ヒト・メタニューモウイルス肺炎	J12.3
	ヒト・メタニューモウイルスによる急性細気管支炎	J21.1
	露髄のあるう＜齲＞蝕	K02.5
	口腔粘膜炎(潰瘍性)	K12.3
	バレット食道	K22.7
	分類不能大腸炎	K52.3
	顕微鏡的多発(性)血管炎	M31.7
	線維筋痛症	M79.7
	前立腺の異形成	N42.3
	HELLP症候群	O14.2
	病的な癒着胎盤	O43.2
	不動状態	R26.3
	転倒傾向，他に分類されないもの	R29.6
	セルフネグレクトによる食物及び水分の摂取不足	R63.6
	全身性炎症反応症候群[SIRS]	R65.2，R65.3，R65.9
	皮下注射針との接触	W46
使用可能となった分類項目	二次性＜続発性＞高血圧(症)	I15.0-I15.2，I15.8-I15.9
	傷害発生場所符号	Y06-Y07の発生場所コード
分類項目の細分化又は項目内の変更	その他の胃腸炎及び大腸炎，感染症及び詳細不明の原因によるもの	A09 → A09.0，A09.9
	髄膜炎菌感染症，詳細不明	A39.9 → A39.9 A，A39.9 B
	インフルエンザ菌感染症，部位不明	A49.2 → A49.2 A，A49.2 B
	悪性新生物＜腫瘍＞	
	口唇，口腔及び咽頭の境界部病巣	C14.8 → C14.8 A，C14.8 B
	食道の境界部病巣	C15.8 → C15.8 A，C15.8 B，C15.8 C，C15.8 D
	胃の境界部病巣	C16.8 → C16.8 A，C16.8 B，C16.8 C，C16.8 D
	結腸の境界部病巣	C18.8 → C18.8 A，C18.8 B，C18.8 C，C18.8 D，C18.8 E
	膵の境界部病巣	C25.8 → C25.8 A，C25.8 B，C25.8 C，C25.8 D
	消化器系の境界部病巣	C26.8 → C26.8 A，C26.8 B，C26.8 C
	膀胱の境界部病巣	C67.8 → C67.8 A，C67.8 B，C67.8 C，C67.8 D
	腎尿路の境界部病巣	C68.8 → C68.8 A，C68.8 B，C68.8 C，C68.8 D，C68.8 E
	悪性新生物＜腫瘍＞，部位が明示されていないもの	C80 → C80.0，C80.9
	リンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞，原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96 → グレード等を区分して細分化
	両眼性及び単眼性視覚障害(盲を含む)	H54.0-H54.7 → H54.0-H54.6，H54.9
	心房細動及び粗動	I48 → I48.0-I48.4，I48.9
	(四)肢の動脈のアテローム＜じゅく＜粥＞状＞硬化(症)	I70.2 → I70.2 A，I70.2 B
	急性虫垂炎	K35.0-K35.1，K35.9 → K35.2-K35.3，K35.8

	腹壁ヘルニア	K43.0-K43.1，K43.9 → K43.0-K43.7，K43.9
	急性膵炎	K85.0-K85.1 → K85.0-K85.3，K85.8-K85.9
	じょく＜褥＞瘡性潰瘍及び圧迫領域	L89 → L89.0-L89.3，L89.9
	慢性腎臓病	N18.0，N18.8-N18.9 → N18.1-N18.5，N18.9
	切迫早産及び早産	O60 → O60.0-O60.3
	分娩満42日以後１年未満に発生したあらゆる産科的原因による母体死亡	O96 → O96.0，O96.1，O96.9
	産科的原因の続発・後遺症による死亡	O97 → O97.0，O97.1，O97.9
	その他の原因による熱及び不明熱	R50.0，R50.1，R50.9 → R50.2，R50.8，R50.9
	乳幼児突然死症候群	R95 → R95.0，R95.9
	地震による受傷者	X34 → X34.0-X34.1，X34.8-X34.9
	詳細不明の要因への曝露	X59 → X59.0，X59.9
分類項目の移動	ジカ＜Zika＞ウイルス病，詳細不明	感染症（A92.8Ａ）から特殊目的用コード（U06.9）へ移動
	妊娠，分娩及び産じょく＜褥＞に合併するヒト免疫不全ウイルス［HIV］病	第Ⅰ章（B20-B24）から第XV章（O98.7）へ移動
	痔核及び肛門周囲静脈血栓症	循環器系の疾患（I84.0-I84.9）から消化器系の疾患（K64.0-K64.5，K64.8-K64.9）へ移動
	鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）（肺炎を伴うもの）	J10.0Ｃ → J09.0Ａ
	鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）（その他の呼吸器症状を伴うもの）	J10.1Ｃ → J09.1Ａ
	鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）（その他の症状を伴うもの及び詳細不明）	J10.8Ｃ → J09.8Ａ
		その他のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ（J10.-）から特定のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ（J09.-）へ移動
分類項目の削除	白血病移行期にある芽球過剰性不応性貧血	D46.3
	本態性血小板増加症	D75.2
	ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症，他に分類されないもの	D76.0
	潰瘍性（慢性）回腸大腸炎	K51.1
	リンパ腫様丘疹症	L41.2
	たんぱく<蛋白>尿を伴わない妊娠高血圧	P00.0Ｃ
死因統計における原死因選択ルール等の変更	原死因選択ルールの一部変更及び適用例が具体的に示される等の変更が行われた。「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD－10（2013年版）準拠」の第１巻、第２巻を参照のこと。	
医学の進歩等に対応した名称の変更	西ナイル熱	→ 西ナイルウイルス感染症（A92.3）
	インスリン依存性糖尿病＜ＩＤＤＭ＞	→ １型<インスリン依存性＞糖尿病＜ＩＤＤＭ＞（E10）
	インスリン非依存性糖尿病＜ＮＩＤＤＭ＞	→ ２型<インスリン非依存性＞糖尿病＜ＮＩＤＤＭ＞（E11）
	ディスペプシア（症）	→ 機能性ディスペプシア（K30）
	慢性腎不全	→ 慢性腎臓病（N18.9）

2　昭和22年（1947年）以降の年次推移についての注意

（1）出生

①月別出生率　昭和30年（1955年）の報告書から表章しており、昭和22年から41年（1947年～1966年）は、各年10月１日現在の人口で算出した。昭和42年（1967年）以降は、各月の月初人口で算出している。

②都道府県別出生数　平成４年（1992年）から「外国」を表章している。

③父母の平均年齢　昭和62年（1987年）の報告書から表章した。昭和25年から45年（1950年～1970年）までの５年毎の年次については母の平均年齢のみ、昭和50年（1975年）以降は父母の平均年齢を算出している。

昭和25年から平成３年（1950年～1991年）までは、満年齢の算術平均値に０.５歳を加えた。平成４年（1992年）に調査票を改正し、以後は日齢の算術平均値から算出している。

④父母の国籍　昭和22年から61年（1947年～1986年）までは表章していない。ただし、昭和60年（1985年）、61年（1986年）は、日本における父外国人・母日本人の出生については父の国籍が表章された保管表がある。昭和62年から平成３年（1987年～1991年）までは、日本、韓国・朝鮮、中国、米国、その他の区分で表章した。平成４年（1992年）に調査票を改正し、上記のほかフィリピン、タイ、英国、ブラジル、ペルーを追加した。

⑤出生時の体重　昭和25、26、30、35年（1950、1951、1955、1960年）は、「人口動態特殊報告　出生時の体重に関する統計（昭和38年刊）」による。昭和43年（1968年）以降は毎年集計している。平成３年（1991年）までは、100グラム単位で把握したため、平均体重は算術平均値に０.05キログラムを加えた。平成４年（1992年）に調査票を改正し、以降はグラム単位で把握している。

（2）死亡

月別死亡率　昭和30年（1955年）の報告書から表章しており、昭和22年から41年（1947年～1966年）は、各年10月１日現在の人口で算出した。昭和42年（1967年）以降は、各月の月初人口で算出している。

（3）死産

死産数　昭和23、24年（1948、1949年）は概数である。

（4）婚姻

①年齢　昭和22年（1947年）以降、各年に同居し、届け出たものについて集計している。

昭和22年から42年（1947年～1967年）は、結婚式をあげたとき（結婚式をあげないときは、結婚生活に入ったとき）の年齢である。

昭和43年（1968年）以降は、結婚式をあげたとき、または、同居したときのうち早いほうの年齢である。

平均年齢は、平成３年（1991年）までは出生年月及び同居年月による年齢の算術平均値に０.46歳を加えた。

平成４年（1992年）に調査票を改正し、以後は月齢の算術平均値から算出している。

②夫妻の国籍　昭和22年から39年(1947年～1964年)は、国籍別の表章を行っていない。
昭和40年から42年(1965年～1967年)の調査区分は、日本、朝鮮、中国、ヨーロッパ諸国、アメリカ、その他の外国である。
昭和43年から61年(1968年～1986年)の調査区分は、日本、朝鮮、中国、アメリカ(又は米国)、その他である。
昭和62年から平成３年(1987年～1991年)の調査区分は、日本、韓国・朝鮮、中国、米国、その他である。
平成４年(1992年)に調査票を改正し、上記のほかフィリピン、タイ、英国、ブラジル、ペルーを追加した。

③女性の婚姻年齢　「民法の一部を改正する法律」の施行により、令和４年４月１日から女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられた。なお、令和４年４月１日の時点で既に16歳以上の女性(誕生日が平成18年４月１日までの女性)は、引き続き18歳未満でも結婚することができる。

(５) 離婚

①都道府県別及び市部・郡部別離婚数　昭和22年(1947年)は、協議離婚は夫の離婚当時の住所地、裁判離婚は訴訟提起者(夫又は妻)の離婚当時の住所地による。
昭和23年から42年(1948年～1967年)は離婚当時の夫の住所による。
昭和43年(1968年)以降は別居する前の住所による。

②離婚の種類　昭和22年(1947年)は協議上の離婚、裁判上の離婚の２種である。また、裁判上の離婚の事由を表章した。
昭和23年(1948年)に家事審判法が施行されて協議離婚、調停離婚、審判離婚、判決離婚の４種となり、以後平成15年(2003年)までは同様である。裁判上の離婚の事由は昭和23年(1948年)の民法改正により変更され、昭和26年(1951年)まで表章された。
平成16年(2004年)４月に人事訴訟法により和解離婚、認諾離婚の２種が追加された。

③平均同居期間　昭和22年から47年(1947年～1972年)までの数値は、１年未満の月数を０.５年等として(ただし20年以上は22.５年として)年単位で算定したもの。
昭和48年(1973年)以降の数値は、月数の算術平均から算出したもの。ただし、昭和48年から平成３年(1973年～1991年)までの数値は、平成４年(1992年)にこの方法で再計算した。

④夫妻の国籍　平成４年(1992年)に調査票を改正して夫妻の国籍を調査するようになり、以後日本、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイ、米国、英国、ブラジル、ペルー、その他の区分で表章している。

３　その他

保健所の新設・廃止・管轄変更
・なし

統計表は保健所名で表章しており、正式な保健所の名称は以下のとおりである。

都道府県	保健所符号及び保健所名	保健所の名称	統計表
10群馬県	54伊勢崎、56渋川、57藤岡、58富岡、60吾妻、61利根沼田、62館林、64桐生、65太田、66安中	○○保健福祉事務所	総覧（中巻　第２表-10）人口動態総覧（件数）、都道府県（10群馬県）・市部―郡部―保健所―市区町村別
14神奈川県	51平塚、52鎌倉、54小田原、57厚木	○○保健福祉事務所	総覧（中巻　第２表-14）人口動態総覧（件数）、都道府県（14神奈川県）・市部―郡部―保健所―市区町村別
16富山県	53高岡、61新川、62中部、63砺波	○○厚生センター	総覧（中巻　第２表-16）人口動態総覧（件数）、都道府県（16富山県）・市部―郡部―保健所―市区町村別
39高知県	54幡多、61須崎、62中央東、63中央西、64安芸	○○福祉保健所	総覧（中巻　第２表-39）人口動態総覧（件数）、都道府県（39高知県）・市部―郡部―保健所―市区町村別
40福岡県	57宗像・遠賀、58粕屋、59筑紫、60糸島、65田川、68北筑後、74南筑後、75京築、77嘉穂・鞍手	○○保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）	総覧（中巻　第２表-40）人口動態総覧（件数）、都道府県（40福岡県）・市部―郡部―保健所―市区町村別

記　　述

DESCRIPTION

(1)　表章記号の規約

Symbols used in tables

－	計数のない場合 Magnitude zero
…	計数不明の場合 Data not available
・	統計項目のあり得ない場合 Category not applicable
0.0，0.00，0.0000	比率が微小（0.05未満，0.005未満，0.00005未満）の場合 Figure less than 0.05，less than 0.005，less than 0.00005
△	減少数（率）の場合 Negative

(2)　利用上の注意

掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

Note

The figures indicated are rounded off.　Thus, the total may not equal to the "total number".

Ⅱ　人口動態調査結果の概要

Part Ⅱ　Summary of Vital Statistics

第３章　総　　覧

Chapter 3　Summary

表３-１-１　人口動態統計の年間発生件数・率・平均発生間隔　－前年との比較－

Table 3 - 1 - 1 Summary of vital statistics (number,rates,interval of occurrence), 2023 and 2022

	件数 Number			率 Rate		平均発生間隔 Interval of occurrence	
	令和５年 (2023)	令和４年 (2022)	対前年増減 change over the year	**令和５年 (2023)**	令和４年 (2022)	**令和５年 (2023)**	令和４年 (2022)
出生 Live births	**727 288**	770 759	△ 43 471	**6.0**	6.3	**43s**	41s
男 Male	**372 603**	395 257	△ 22 654	**6.3**	6.7	**1m25s**	1m20s
女 Female	**354 685**	375 502	△ 20 817	**5.7**	6.0	**1m29s**	1m24s
死亡 Deaths	**1 576 016**	1 569 050	6 966	**13.0**	12.9	**20s**	20s
男 Male	**802 536**	799 420	3 116	**13.6**	13.5	**39s**	39s
女 Female	**773 480**	769 630	3 850	**12.4**	12.3	**41s**	41s
（再掲） Regrouped							
乳児死亡 Infant deaths	**1 326**	1 356	△ 30	**1.8**	1.8	**6h36m23s**	6h27m37s
新生児死亡 Neonatal deaths	**600**	609	△ 9	**0.8**	0.8	**14h36m0s**	14h23m3s
自然増減 Natural change	**△ 848 728**	△ 798 291	△ 50 437	**△ 7.0**	△ 6.5	**…**	…
死産 Foetal deaths	**15 534**	15 179	355	**20.9**	19.3	**33m50s**	34m38s
自然死産 Spontaneous	**7 152**	7 391	△ 239	**9.6**	9.4	**1h13m29s**	1h11m7s
人工死産 Artificial	**8 382**	7 788	594	**11.3**	9.9	**1h2m42s**	1h7m29s
周産期死亡 Perinatal deaths	**2 404**	2 527	△ 123	**3.3**	3.3	**3h38m38s**	3h28m0s
妊娠満22週以後の死産 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	**1 943**	2 061	△ 118	**2.7**	2.7	**4h30m31s**	4h15m1s
早期新生児死亡 Early neonatal deaths	**461**	466	△ 5	**0.6**	0.6	**19h8s**	18h47m54s
婚姻 Marriages	**474 741**	504 930	△ 30 189	**3.9**	4.1	**1m6s**	1m2s
離婚 Divorces	**183 814**	179 099	4 715	**1.52**	1.47	**2m52s**	2m56s

注：率の算出方法は、「Ⅴ　比率の解説」（62～65ページ）を参照されたい。

表３-１-２　本報告において別掲とした件数

Table 3 - 1 - 2 Number of cases tabulated separately in this report

	日本における日本人 前年以前事件発生 Japanese in Japan Occured in previous year or before	日本における外国人 Foreigners in Japan		外国における日本人 Japanese in foreign countries	
		本年事件発生 Occured in this year	前年以前に事件発生 Occured in previous year or before	本年事件発生 Occured in this year	前年以前に事件発生 Occured in previous year or before
出生 Live births	340	19 714	32	10 331	753
死亡 Deaths	2 097	9 051	32	1 791	1 266
死産 Foetal deaths	7	609	-	·	·
婚姻 Marriages	8	5 270	1	9 254	1
離婚 Divorces	114	1 239	38	2 011	590

注：本年及び前年以前の範囲については、「Ⅰ　人口動態調査の概要」「第１章　調査の概要」の「３　調査の対象」、「４　調査の期間」（６ページ）を参照されたい。

1　自然増減

令和５年(2023年)の自然増減数(出生数から死亡数を減じたもの)は△848,728人で、前年の△798,291人より50,437人減少し、自然増減率(人口千対)は△７.０で前年の△６.５より低下した。

(１)　年次推移

自然増減数の年次推移をみると、第２次世界大戦前は増加傾向であったが、戦後は第１次ベビーブーム期の昭和24年(1949年)の175万人をピークに減少した。その後、昭和37年(1962年)に再び増加に転じ、46年から49年(1971年～1974年)の第２次ベビーブーム期には130万人を超えていたが、50年(1975年)以降は出生数の減少によって自然増減数も減少し、平成元年(1989年)に50万人を割った。平成２年(1990年)からは出生数は横ばいであったが、人口の高齢化による死亡数の増加によって自然増減数は減少し、11年(1999年)には20万人を割った。平成12年(2000年)に一旦増加したものの、13年(2001年)以降は出生数の減少と死亡数の増加の双方によって減少し、16年(2004年)には10万人を割った。平成17年(2005年)には、統計の得られていない昭和19年から21年(1944年～1946年)を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年(1899年)以降、初めて出生数が死亡数を下回りマイナスとなった。平成18年(2006年)に一旦プラスとなったが、19年(2007年)からは17年連続でマイナスとなり減少幅も拡大している。(図１)

図１　自然増減数及び自然増減率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure 1　Trends in number of natural changes and natural change rates, 1899-2023

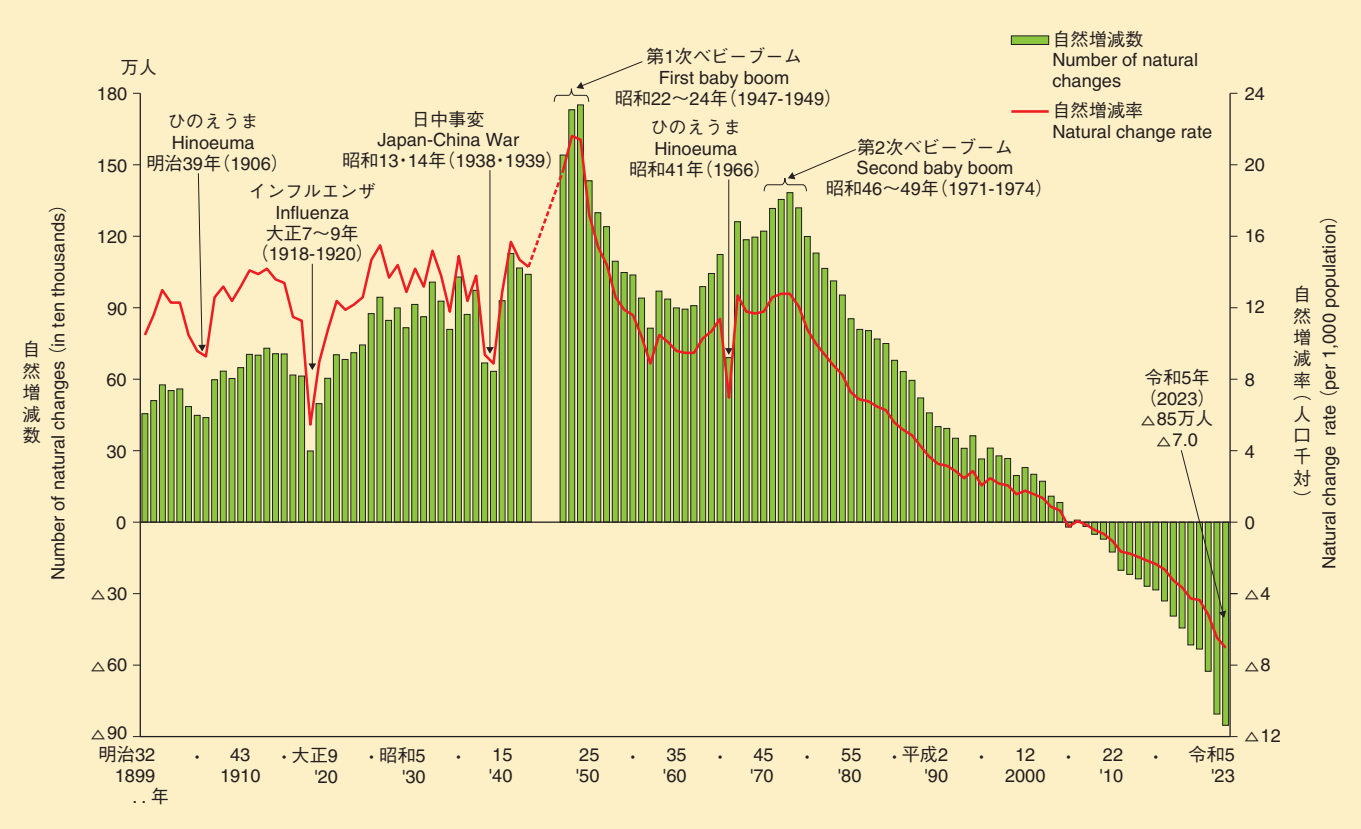

注：グラフの記載がない昭和19年から21年(1944年～1946年)は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

（２） 都道府県別

都道府県別に自然増減率（人口千対）をみると、最も高いのは沖縄県△１.８、次いで東京都、滋賀県で、最も低いのは秋田県△15.３、次いで青森県、岩手県、高知県であった。

出生数が死亡数を上回った都道府県はなく、全ての都道府県で出生数が死亡数を下回った。（図２）

図２　都道府県別にみた自然増減数及び自然増減率－令和５年－

Figure 2　Natural changes and natural change rates by prefecture, 2023

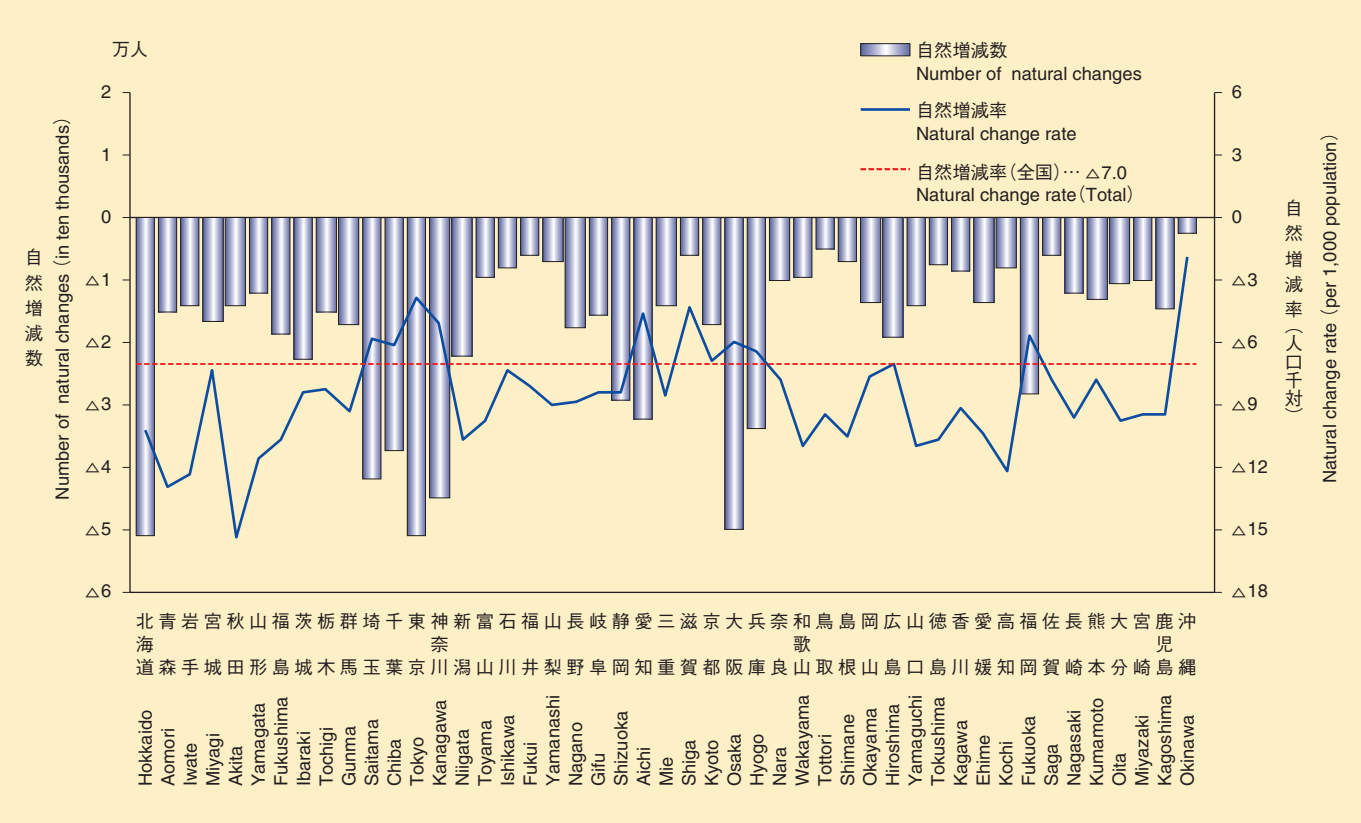

第４章　出　　生
Chapter 4　Natality

令和５年（2023年）の出生数は727,288人で、前年の770,759人より43,471人減少し、出生率（人口千対）は６.０で前年の６.３より低下した。合計特殊出生率は１.20で前年の１.26より低下した。出生数を性別にみると男372,603人、女354,685人で、女を100とする出生性比は男105.１であり、昭和50年代後半からおおむね105台で推移している。

１　年次推移

出生数と合計特殊出生率の年次推移をみると、第２次世界大戦前は戦争のあった時を除いて出生数はおおむね増加していた。戦後は、昭和22年から24年（1947年～1949年）の第１次ベビーブーム期には出生数は260万人台、合計特殊出生率は４を超えていたが、25年（1950年）以降、数・率ともに急激に減少かつ低下した。その後、昭和41年（1966年）のひのえうま及びその前後の特殊な動きを除けば、出生数は緩やかな増加傾向となり、昭和46年から49年（1971年～1974年）の第２次ベビーブーム期に200万人を超え、合計特殊出生率は２以上で推移していた。昭和50年（1975年）以降、出生数は減少を続け、平成３年（1991年）からは増減を繰り返していたが、13年（2001年）以降は５年連続で減少した。平成18年（2006年）からは再び増減を繰り返した後、23年（2011年）以降は減少となっていたが、27年（2015年）は５年ぶりに増加に転じたものの、28年（2016年）からは再び減少した。合計特殊出生率は昭和50年（1975年）に２を下回ってからは50年代後半を除いて、平成17年（2005年）まで低下傾向が続いた。平成18年（2006年）以降は、緩やかな上昇傾向が続いていたが、28年（2016年）からは低下し、令和５年（2023年）は過去最低となった。（図３）

図３　出生数及び合計特殊出生率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure 3　Trends in number of live births and total fertility rates, 1899-2023

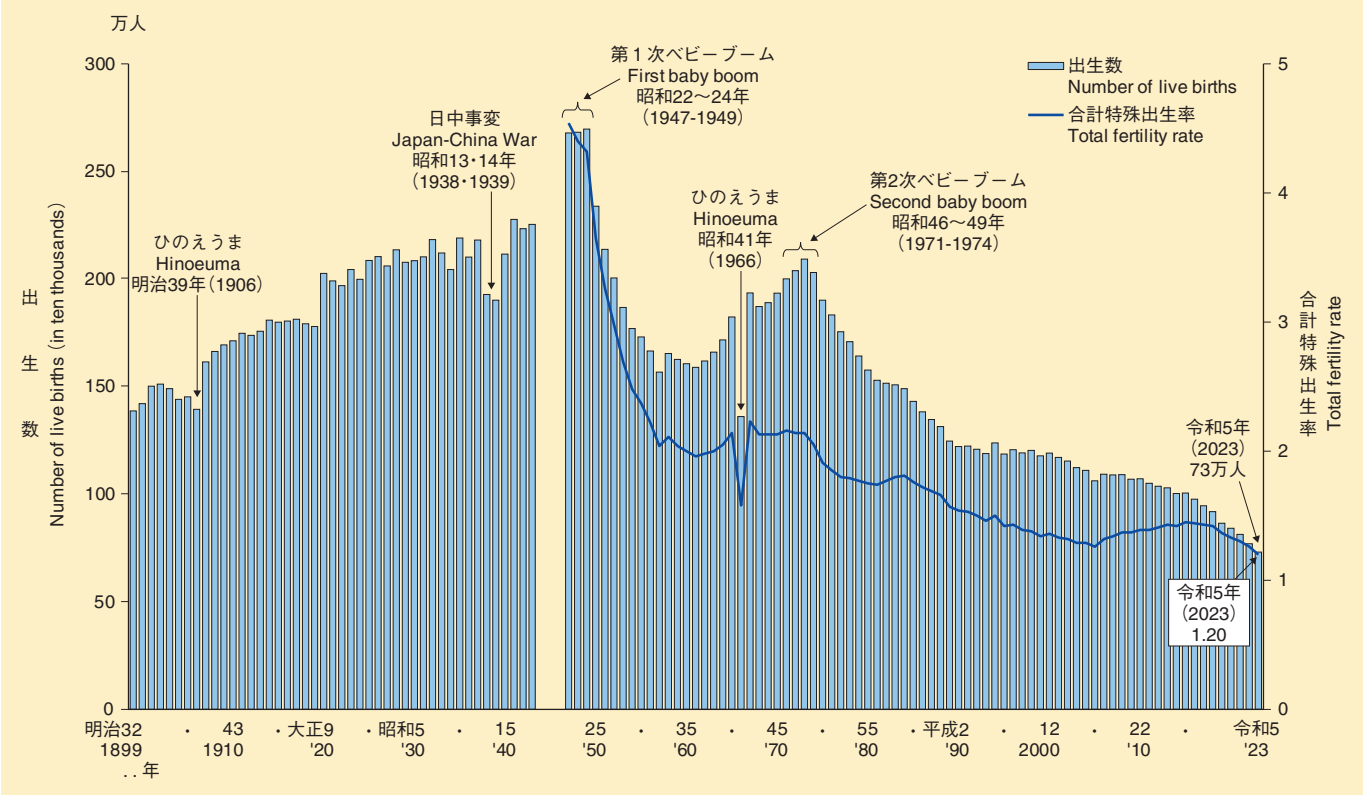

注：グラフの記載がない昭和19年から21年（1944年～1946年）は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

2　出生順位別

出生順位別に合計特殊出生率(内訳)の年次推移をみると、第２次ベビーブーム期以降、昭和50年代後半を除いてすべての出生順位で低下傾向となっていたが､平成18年(2006年)以降は上昇傾向となった｡平成23年(2011年)以降は、第１子は２年連続低下したが再び上昇し、28年(2016年)からは低下している。第２子及び第３子以上は平成30年(2018年)から低下しているが、令和３年(2021年)に第３子以上のみ前年より上昇し、令和４年(2022年)からはいずれの出生順位についても低下している。出生数をみると令和５年(2023年)は第１子338,908人、第２子266,195人、第３子以上は122,185人で、いずれの出生順位についても減少となった｡(図４)

出生順位別の母の平均年齢は第１子31.０歳、第２子33.０歳、第３子34.２歳であり、前年と比較すると、いずれの出生順位についても０.１歳高くなった。また、昭和50年(1975年)に比べ、それぞれ５.３歳、５.０歳、３.９歳上昇した。父の平均年齢は、平成に入ってから一旦横ばいとなったが、近年は再び上昇しており、令和５年(2023年)の第１子は33.０歳、第２子は34.９歳、第３子は36.０歳となった｡(図５)

図４　出生順位別にみた出生数及び合計特殊出生率（内訳）の年次推移－昭和45～令和５年－

Figure 4　Trends in live births and total fertility rates by birth order, 1970-2023

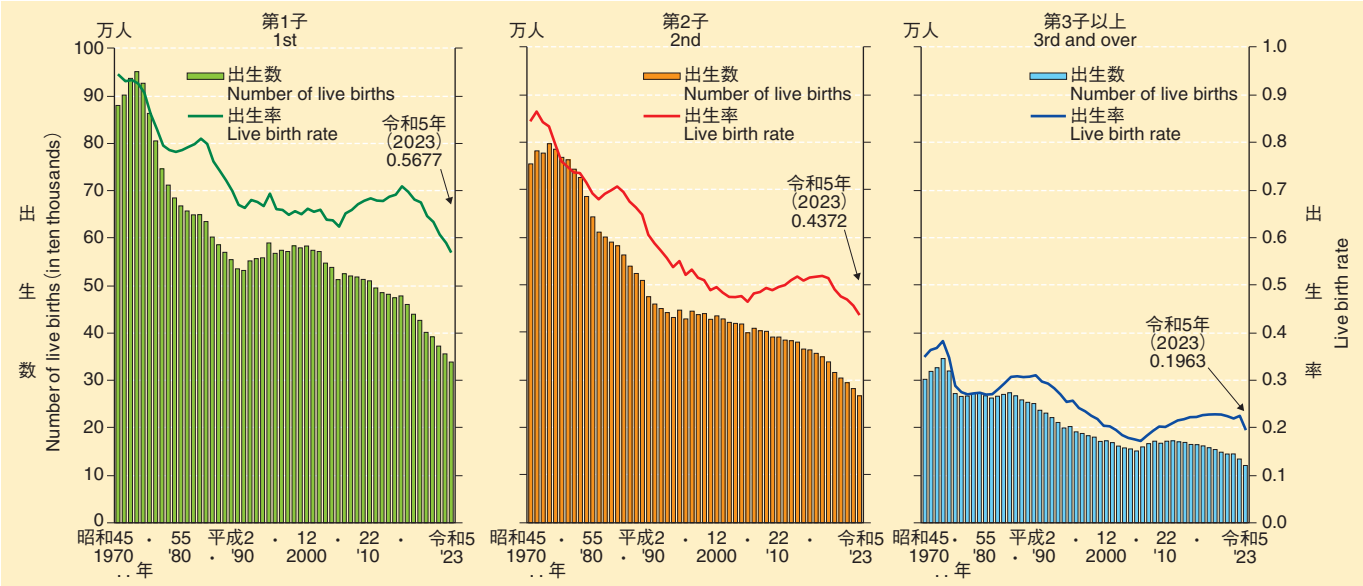

注：１)出生順位とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。
２)出生順位別の出生率の数値は出生順位ごとに15歳から49歳の母の各歳別出生率を合計したものであり、第１子から第３子以上の出生率を合計したものが、合計特殊出生率である。

図５　出生順位別にみた父母の平均年齢の年次推移－昭和50～令和５年－

Figure 5　Trends in mean age of father and mother by live birth order, 1975-2023

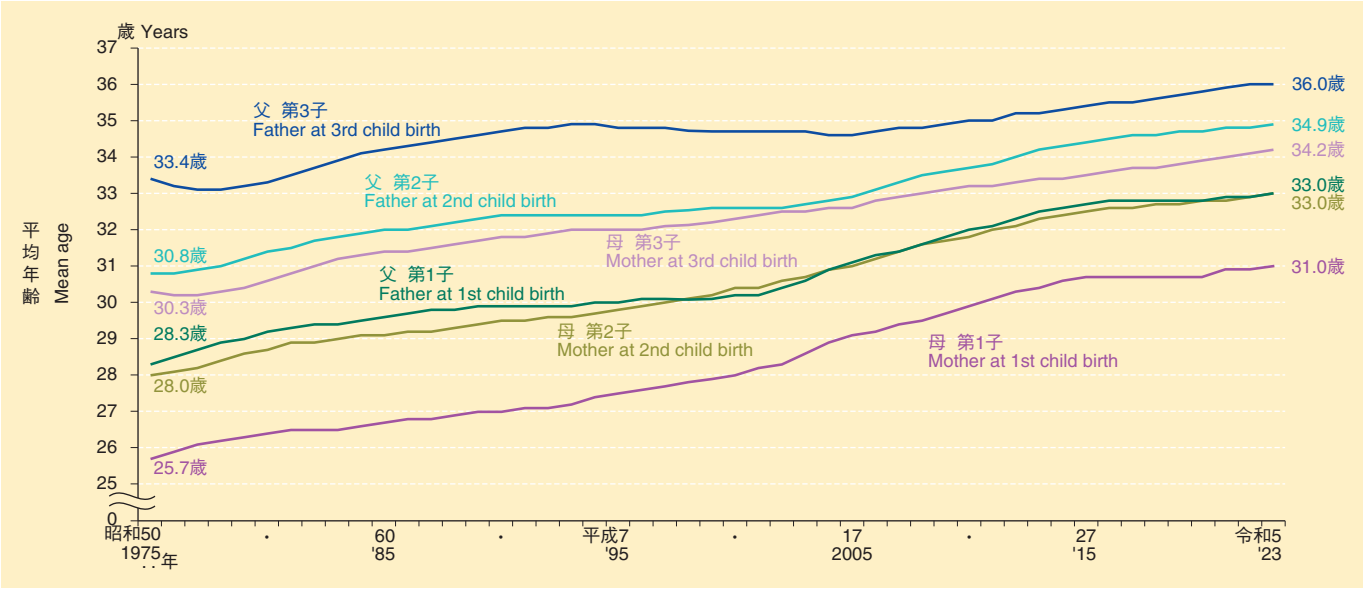

3　都道府県別

令和５年(2023年)の合計特殊出生率を都道府県別にみると、最も高いのは沖縄県１.60、次いで長崎県及び宮崎県１.49となった。一方、最も低いのは東京都０.99、次いで北海道１.06、宮城県１.07、となっており、おおむね大都市を有する都道府県とその周辺で低い傾向がみられた。

都道府県別に令和５年(2023年)と平成25年(2013年)の合計特殊出生率を比較すると、低下した都道府県が多く、最も下がり幅が大きかったのは沖縄県で０.34、次いで福島県で０.32、岩手県で０.30となった。最も上がり幅が大きかったのは徳島県で０.07、次いで富山県で０.08となった。(図６)

図６　都道府県別にみた合計特殊出生率の年次比較－平成25・令和５年－

Figure 6　Comparison of total fertility rates by prefecture, 2013・2023

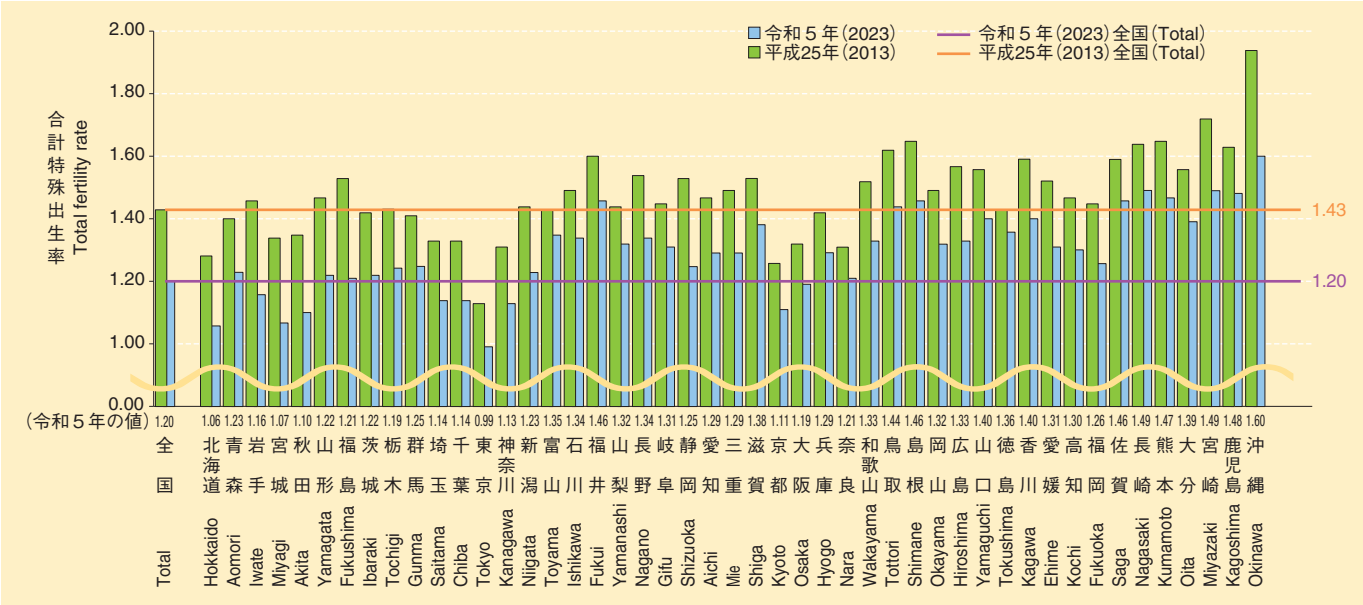

注：分母に用いた人口は、全国は各歳別の女性の日本人人口、都道府県の平成25年(2013年)は５歳階級別総人口、令和５年(2023年)は５歳階級別の女性の日本人人口である。

都道府県別に第１子出生時の母の平均年齢をみると、東京都、神奈川県、千葉県、京都府、埼玉県などの大都市を有する都道府県とその周辺で高くなった。令和５年(2023年)と平成25年(2013年)を比較すると、すべての都道府県で０.１～１.２歳上昇した。(図７)

図７　都道府県別にみた第１子出生時の母の平均年齢の年次比較－平成25・令和５年－

Figure 7　Comparison of mean age of mother at first child by prefecture, 2013・2023

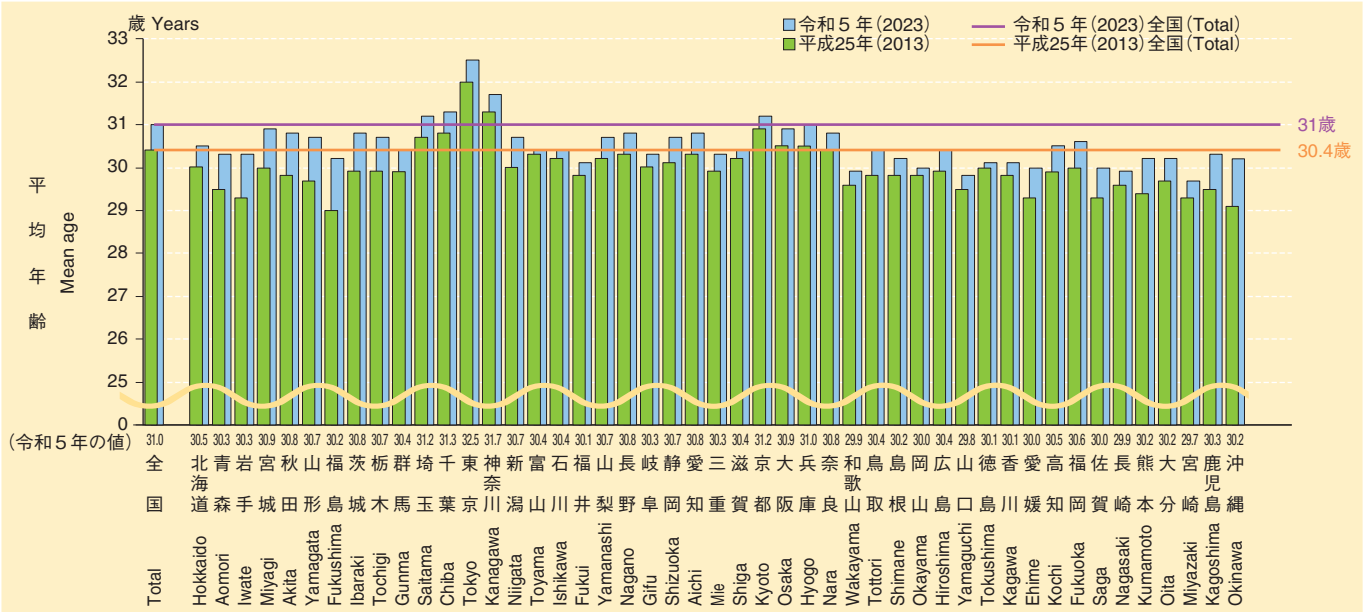

4　母の年齢（5歳階級）別

出生率を、母の年齢（5歳階級）別にみると、39歳以下の各階級では前年より低下したが、40～49歳は前年より上昇した。なお、30～34歳の階級が最も高くなった。（図8）

図8　母の年齢（5歳階級）別出生率の年次推移－昭和22～令和5年－

Figure 8　Trends in live birth rates by age of mother (5-year age groups), 1947-2023

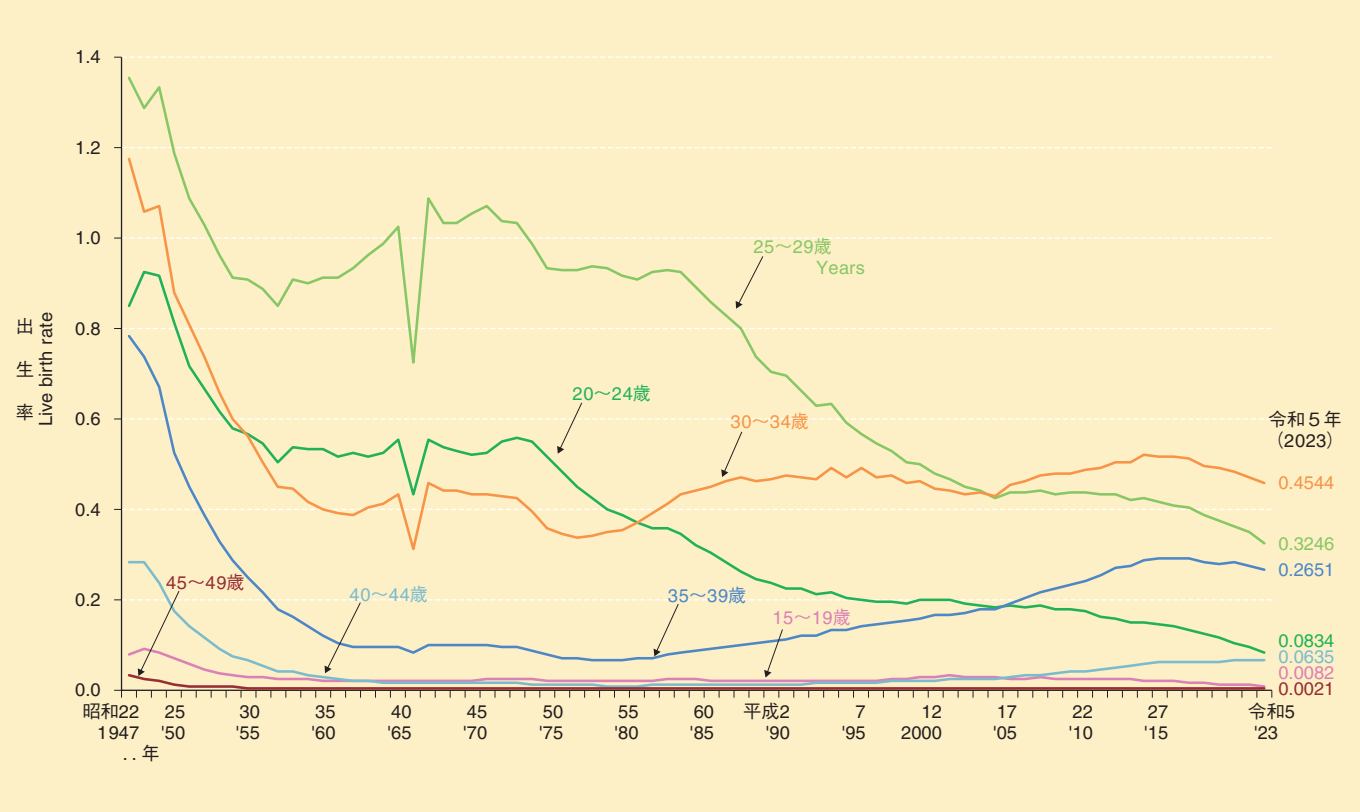

注：母の各歳別出生率を足し上げたもので、各階級の合計が合計特殊出生率である。

5　第1子出生までの期間及び妊娠期間別

結婚生活に入ってから第1子出生までの平均期間は2.79年で、前年より0.13年長くなった。

妊娠期間別出生数は正期（満37～41週）684,771人（妊娠期間不詳を除く出生数の94.2％）、早期（満37週未満）41,648人（同5.7％）、過期（満42週以上）718人（同0.1％）であった。

割合でみると、近年、早期は増加傾向から横ばい、過期は減少傾向から横ばいとなっている。

6　平均体重及び平均身長

出生時の平均体重は男3.04kg、女2.96kgであった。2,500g未満の出生数は男31,690人（体重不詳を除く男の出生数の8.5％）、女38,461人（体重不詳を除く女の出生数の10.8％）で近年は男女とも出生に占める割合は横ばいとなっている。

出生時の平均身長は男49.2cm、女48.7cmであった。

7　父母の国籍別

父母の一方が外国人の出生数は15,120人（全出生数の2.1％）で、前年の15,271人（同2.0％）より151人減少した。全出生数に対する割合は緩やかに増加を続けていたが、近年は横ばいとなっている。また、その内訳をみると「父日本・母外国」は6,658人で、そのうち母の国籍で最も多いのは中国1,692人、次いでフィリピン、韓国・朝鮮であり、一方、「母日本・父外国」は8,462人で、そのうち父の国籍で最も多いのは韓国・朝鮮1,814人、次いで米国、中国であった。

第５章　死　亡

Chapter 5　General mortality

令和５年(2023年)の死亡数は１,576,016人で、前年の１,569,050人より６,966人増加し、死亡率(人口千対)は13.0で前年の12.9より上昇した。また、男の死亡数は802,536人、死亡率は13.6で、女の死亡数は773,480人、死亡率は12.4であった。

１　年次推移

死亡数及び死亡率の年次推移をみると、第２次世界大戦前は、インフルエンザの流行や関東大震災を除くと、死亡数は90万～120万人台、死亡率は16～20台前半で推移してきた。昭和20年代後半からは、死亡の状況は急速に改善され、41年(1966年)には67万人と最少の死亡数、54年(1979年)には６.０と最低の死亡率を記録した。昭和50年代後半からは、人口の高齢化を反映して死亡数は増加傾向に転じ、平成15年(2003年)に100万人を超え、死亡率も上昇傾向にある。

年齢階級別にみると、75歳以上の高齢者の死亡数が、昭和50年代後半から増加傾向となり、平成24年(2012年)からは全死亡数の７割を超えている。(図９)

図９　死亡数及び死亡率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure 9　Trends in number of deaths and death rates, 1899-2023

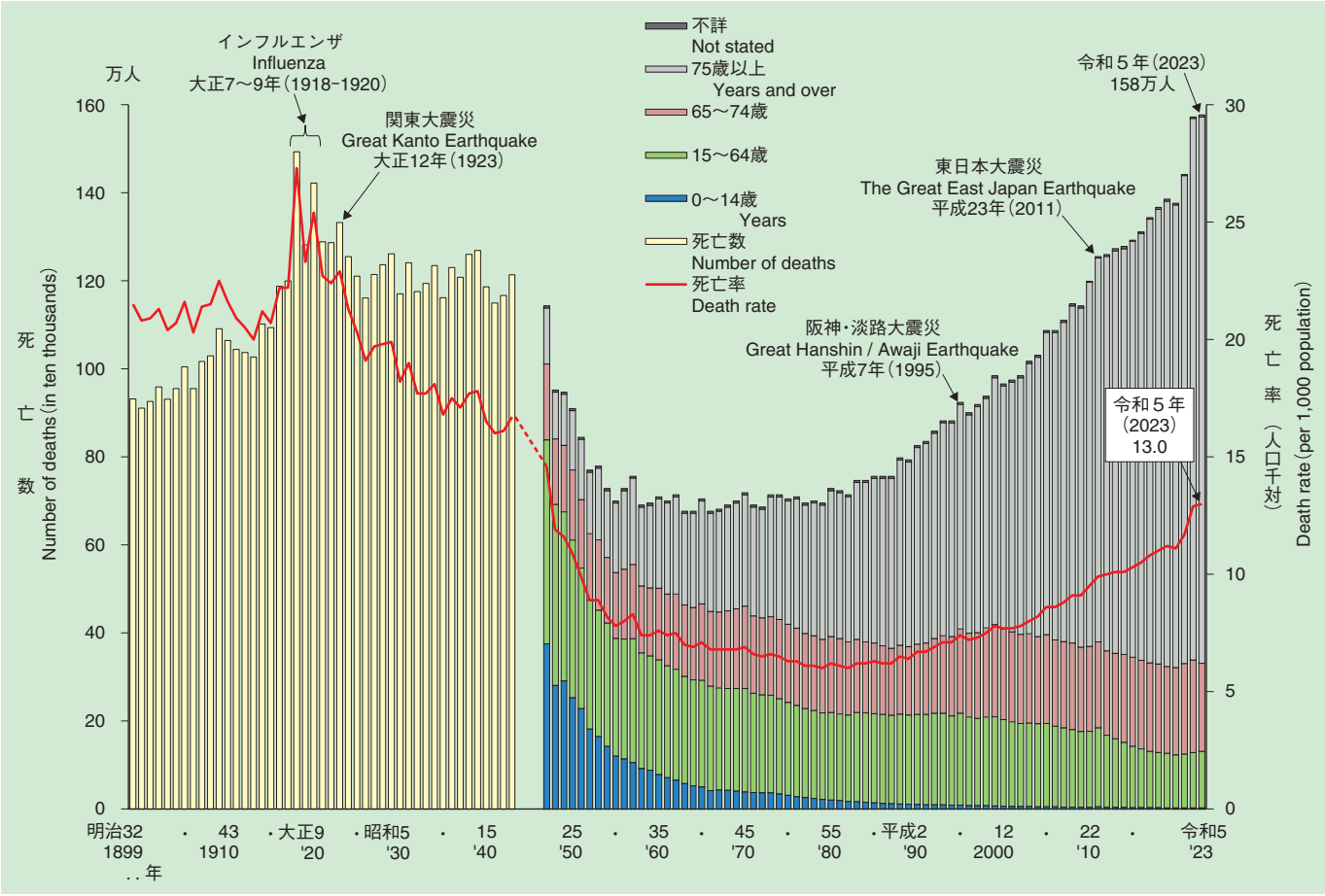

注：グラフの記載がない昭和19年から21年(1944年～1946年)は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

２　主な死因

主な死因別に死亡率の年次推移をみると、明治・大正・昭和初期は感染症の値が高く、昭和33年(1958年)以降は悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患、脳血管疾患が死因順位の第１位から第３位を占めていたが、平成23年(2011年)からは肺炎が脳血管疾患を上回り第３位に、脳血管疾患は第４位となった。平成29年(2017年)からは、死因統計に使用する分類の変更及び死因を選択する統計上のルールの変更によって、肺炎は、脳血管疾患及び老衰より死因順位を下げ、第５位となった。

昭和22年（1947年）以降の悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患、脳血管疾患、肺炎の死亡率（人口10万対）の推移をみると、悪性新生物＜腫瘍＞は一貫して上昇を続け、56年（1981年）に死因順位の第１位となり、その後も上昇傾向は続いていたが、令和５年（2023年）は315.6（死亡数382,504人、死因順位第１位）に低下した。心疾患は昭和60年（1985年）に第２位となり、その後も上昇傾向は続き、平成６年（1994年）からは低下したが、９年（1997年）には再び上昇傾向に転じ、令和５年（2023年）は190.7（231,148人、第２位）であった。脳血管疾患は昭和45年（1970年）をピークに低下、平成３年（1991年）以降は横ばいで推移し、７年（1995年）に上昇したものの、８年（1996年）以降低下傾向にあり、令和５年（2023年）は86.3（104,533人、第４位）であった。肺炎は、昭和50年（1975年）から第４位が続いていたが、この間おおむね上昇傾向が続き、平成23年（2011年）には脳血管疾患を抜いて第３位となったが、令和５年（2023年）は62.5（75,753人、第５位）であった。自殺による死亡率は、令和５年（2023年）は17.4で前年と同率であった。（図10）

図10　主要死因別死亡率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure 10　Trends in death rates from leading causes of death, 1899-2023

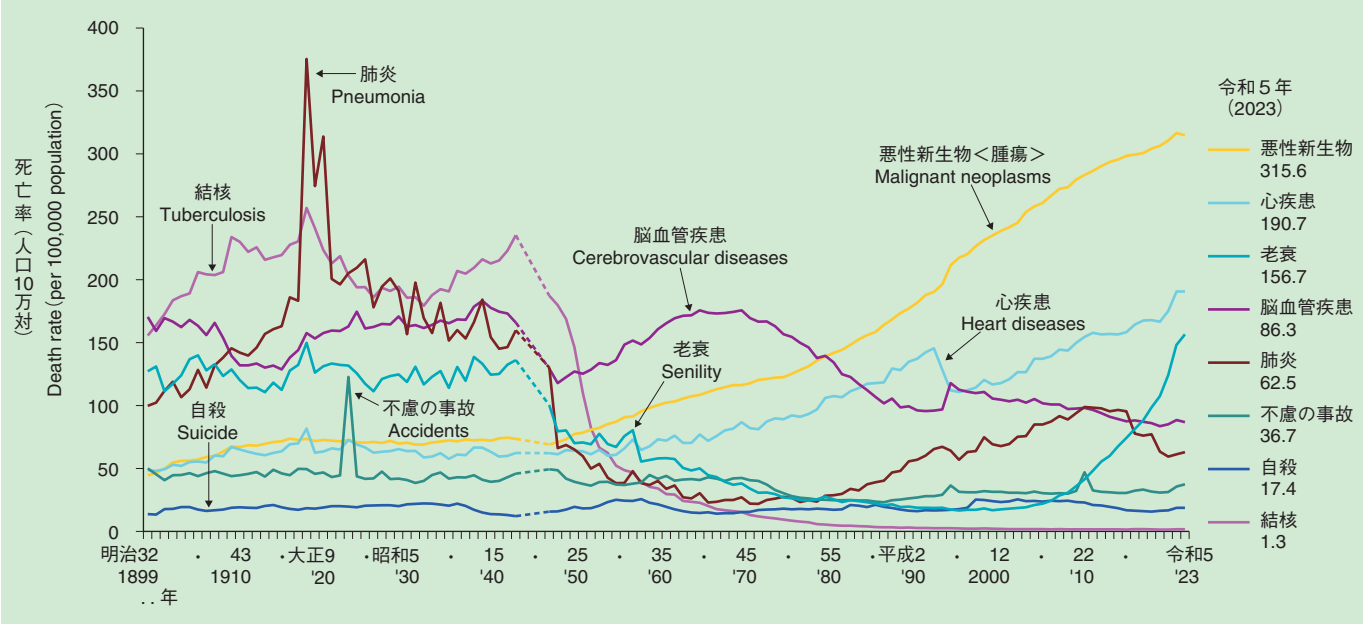

注：グラフが点線になっている昭和19年から21年（1944年～1946年）は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

図11　主な死因別死亡数の割合－令和５年－

Figure 11　Trends in death ratio from leading causes of death, 2023

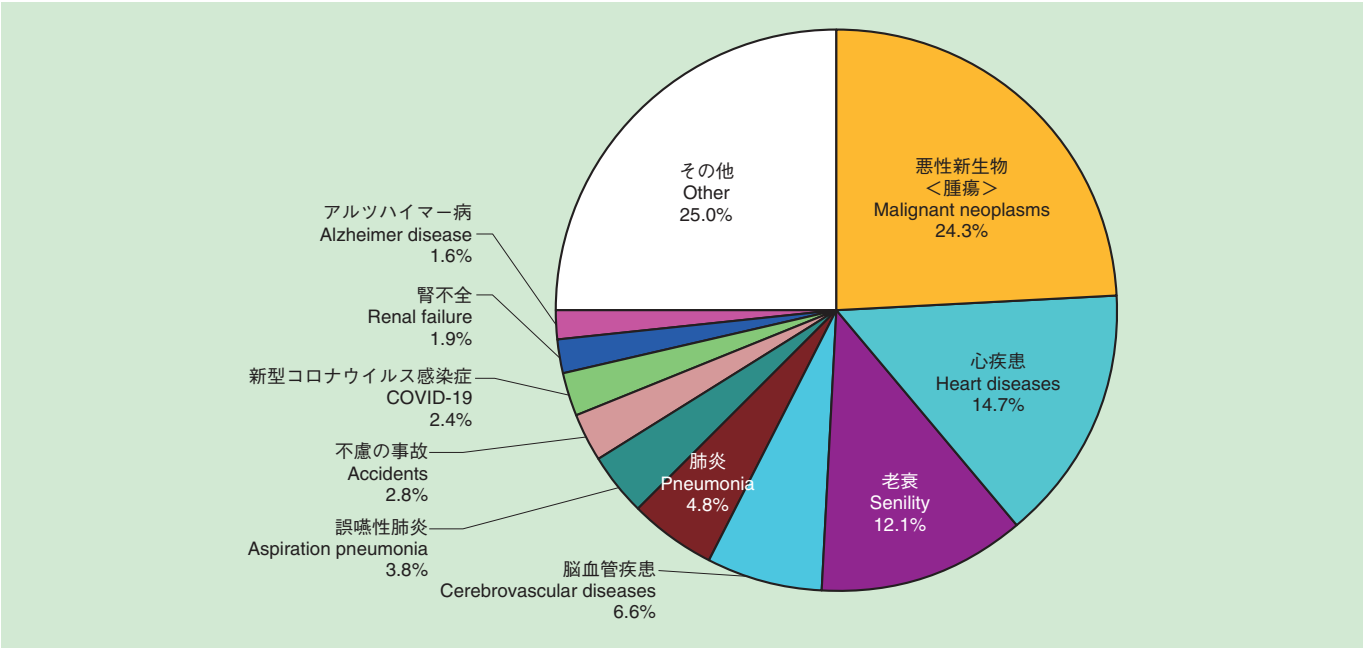

注：死因の「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」を省略したものである。

3　悪性新生物＜腫瘍＞の死亡率

死因順位第１位である悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別死亡率の年次推移を性別にみると、男は、「肺」が一貫して上昇を続け、平成５年（1993年）には「胃」を上回って第１位となり、引き続き上昇した。平成28年から30年（2016年～2018年）にかけては上昇低下を繰り返し、令和元年（2019年）からは再び上昇している。「胃」は昭和44年（1969年）以降、緩やかな低下傾向が続いたものの、平成６年（1994年）からは上昇傾向となったが、20年（2008年）以降は再び低下傾向となっている。「大腸」は上昇傾向にあり、平成19年（2007年）から「肝」を上回って第３位に、令和３年（2021年）には「胃」を上回って第２位となっている。上昇傾向にあった「肝」は近年低下傾向で推移している。

女は、「大腸」が上昇を続け、平成15年（2003年）からは「胃」を上回って第１位となり、19年（2007年）には「肺」も「胃」を上回って第２位となり、引き続き上昇している。「膵」は上昇傾向にあり、平成28年（2016年）には「胃」を上回って第３位となった。「胃」は低下傾向となっている。「乳房」は上昇傾向で、低下傾向だった「子宮」は、平成６年（1994年）からは緩やかな上昇傾向にある。（図12）

図12　悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた死亡率の年次推移－昭和22～令和５年－

Figure 12　Trends in death rates from malignant neoplasms by site, 1947-2023

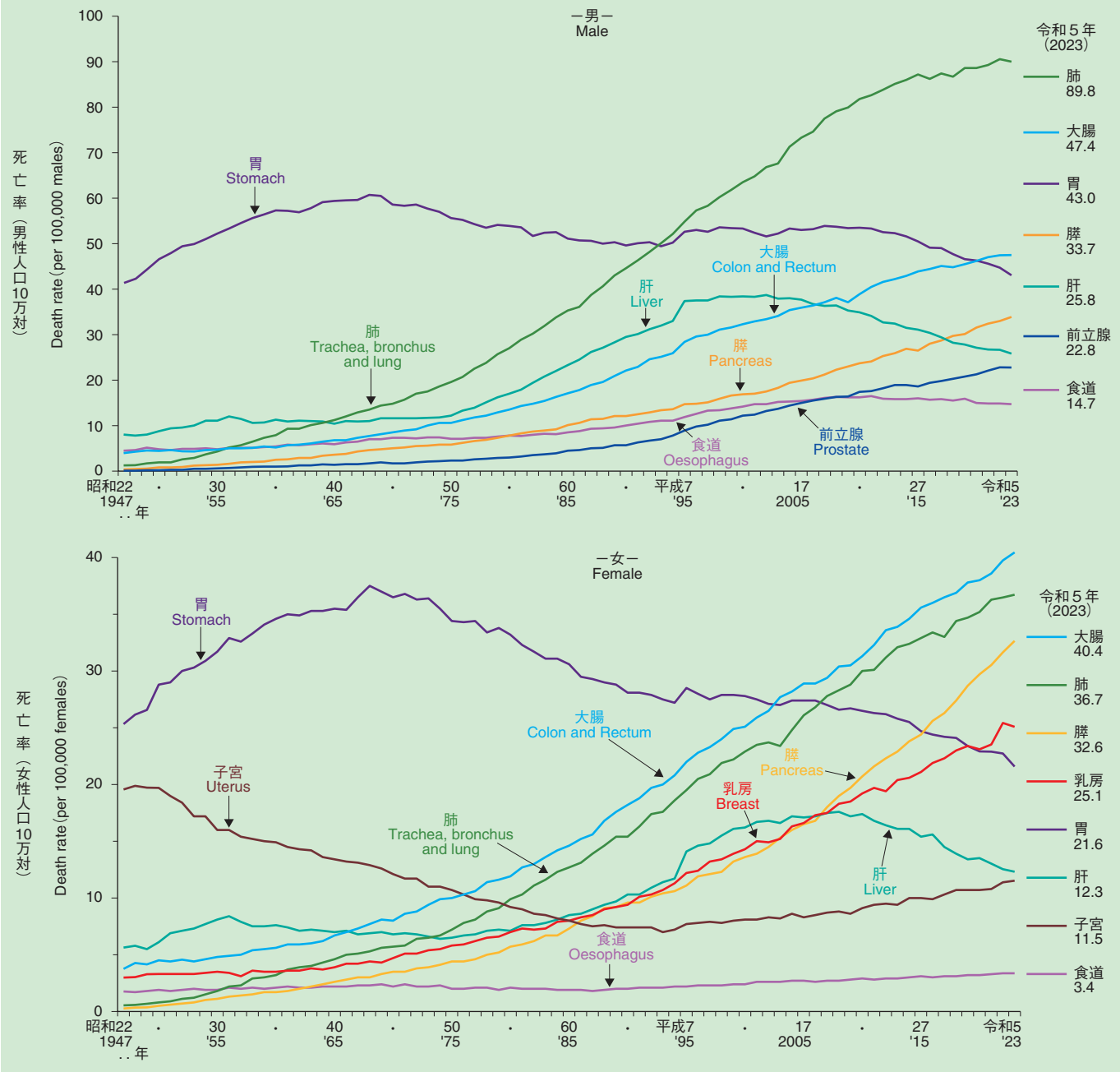

注：１）死亡率の「男」は、男性人口10万対、「女」は、女性人口10万対である。
２）「大腸」は、結腸と直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸を示す。ただし、昭和42年（1967年）までは直腸肛門部を含む。
３）平成６年（1994年）以前の「子宮」は胎盤を含む。

4　悪性新生物＜腫瘍＞の年齢調整死亡率

死亡の状況はその集団における人口の年齢構成に影響されるので、年齢構成の差を取り除いて比較するための年齢調整死亡率を用いている。なお、令和２年(2020年)に年齢調整死亡率の算出に用いる基準人口が昭和60年(1985年)モデルから平成27年(2015年)モデルへ変更しており、昭和25年から平成12年まで(1950年～2000年)は５年ごと、平成17年から令和元年(2005年～2019年)は各年分の遡及を行った。

悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた年齢調整死亡率の年次推移を性別にみると、男女とも「胃」は、戦後上昇傾向にあったが、昭和30年代半ばをピークに低下を続けている。男は「肺」が上昇を続け、平成７年(1995年)には「胃」を上回ったが、以降は低下傾向にある。女は「子宮」が平成17年(2005年)まで低下傾向にあったが、近年は横ばいとなっており、「大腸」は７年(1995年)まで上昇傾向にあったが、近年横ばいに推移している。「乳房」は緩やかな上昇傾向にあったが、令和２年(2020年)にやや低下し、横ばいに推移している。(図13)

図13　悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた年齢調整死亡率の年次推移－昭和25～令和５年－

Figure 13　Trends in age-adjusted mortality rates from malignant neoplasms by site, 1950-2023

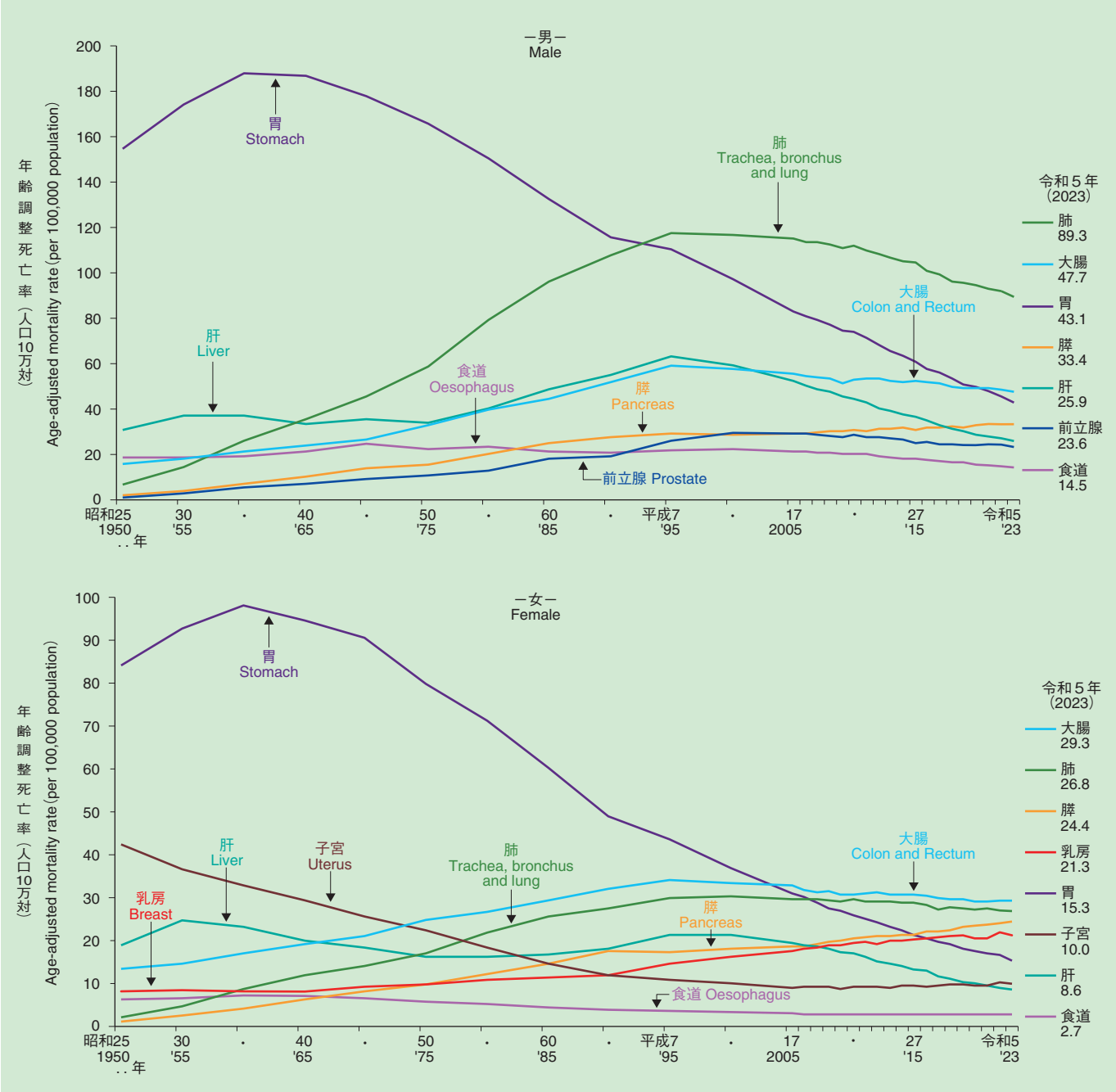

注：１)年齢調整死亡率の基準人口は、平成27年(2015年)モデル人口である。なお、計算方法は、「Ⅴ　比率の解説」の「(３)死亡」(64ページ)を参照されたい。
２)昭和25年から平成17年まで(1950年～2005年)は５年ごと、平成18年(2006年)以降は各年分の数値である。
３)「大腸」は、結腸と直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸を示す。
４)平成６年(1994年)以前の「子宮」は、胎盤を含む。
５)男女とも「肝」については、昭和25年、30年(1950年、1955年)の数値は「胆のう及びその他の胆道」を含む。

5　死因順位

令和５年(2023年)の死因順位を年齢(５歳階級)別にみると、０～４歳は先天奇形,変形及び染色体異常が第１位となった。

表１　年齢別にみた死因順位[1)]（第５位まで）別死亡数,

Table 1　Leading causes of death by age,Deaths,

年齢 Age	第１位		第２位	
	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)
総数 Total	悪性新生物＜腫瘍＞	382 504 315.6 (24.3)	心　疾　患	231 148 190.7 (14.7)
0歳[3)] Year	先天奇形，変形及び染色体異常	464 63.8 (35.0)	周産期に特異的な呼吸障害等	188 25.8 (14.2)
1～4歳 Years	先天奇形，変形及び染色体異常	143 4.4 (25.7)	悪性新生物＜腫瘍＞	57 1.7 (10.3)
5～9歳	悪性新生物＜腫瘍＞	83 1.7 (24.4)	不慮の事故	46 1.0 (13.5)
10～14歳	自　　殺	120 2.3 (25.5)	悪性新生物＜腫瘍＞	81 1.6 (17.2)
15～19歳	自　　殺	652 12.1 (50.3)	不慮の事故	172 3.2 (13.3)
20～24歳	自　　殺	1 195 20.8 (55.2)	不慮の事故	260 4.5 (12.0)
25～29歳	自　　殺	1 210 20.4 (51.6)	悪性新生物＜腫瘍＞	223 3.8 (9.5)
30～34歳	自　　殺	1 185 19.9 (41.9)	悪性新生物＜腫瘍＞	437 7.3 (15.5)
35～39歳	自　　殺	1 320 19.6 (29.8)	悪性新生物＜腫瘍＞	951 14.1 (21.5)
40～44歳	悪性新生物＜腫瘍＞	1 900 25.3 (27.0)	自　　殺	1 570 20.9 (22.3)
45～49歳	悪性新生物＜腫瘍＞	3 949 44.2 (30.0)	自　　殺	1 935 21.7 (14.7)
50～54歳	悪性新生物＜腫瘍＞	7 743 81.7 (34.5)	心　疾　患	2 923 30.9 (13.0)
55～59歳	悪性新生物＜腫瘍＞	11 102 136.5 (37.8)	心　疾　患	3 978 48.9 (13.6)
60～64歳	悪性新生物＜腫瘍＞	17 356 234.4 (41.4)	心　疾　患	5 646 76.3 (13.5)
65～69歳	悪性新生物＜腫瘍＞	28 303 389.9 (42.9)	心　疾　患	8 188 112.8 (12.4)
70～74歳	悪性新生物＜腫瘍＞	55 119 628.9 (41.2)	心　疾　患	16 516 188.5 (12.3)
75～79歳	悪性新生物＜腫瘍＞	64 289 864.5 (36.1)	心　疾　患	22 923 308.3 (12.9)
80～84歳	悪性新生物＜腫瘍＞	69 732 1 187.8 (28.1)	心　疾　患	34 240 583.3 (13.8)
85～89歳	悪性新生物＜腫瘍＞	65 613 1 654.7 (20.4)	心　疾　患	49 430 1 246.6 (15.4)
90～94歳	老　　衰	61 322 3 004.5 (20.4)	心　疾　患	50 793 2 488.6 (16.9)
95～99歳	老　　衰	48 816 8 190.6 (30.9)	心　疾　患	27 391 4 595.8 (17.3)
100歳以上 Years and over	老　　衰	18 686 21 478.2 (46.8)	心　疾　患	5 844 6 717.2 (14.6)
(再掲)65歳以上 (Regrouped)	悪性新生物＜腫瘍＞	338 319 939.3 (23.4)	心　疾　患	215 325 597.8 (14.9)
(再掲)75歳以上	悪性新生物＜腫瘍＞	254 897 1 274.8 (20.5)	心　疾　患	190 621 953.3 (15.3)
(再掲)80歳以上	悪性新生物＜腫瘍＞	190 608 1 517.6 (17.8)	老　　衰	182 970 1 456.8 (17.1)

注：１）　死因順位に用いる分類については、「Ⅷ　死因分類表」の「５　各種分類表」、「表６　死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目（１）（２）」（93ページ）を参照されたい。なお、死因順位は、死亡数の多いものから定めた。死亡数が同数の場合は、同一順位に死因名を列記し、次位を空欄とした。

２）　構成割合（%）は、それぞれの年齢別死亡数を100とした場合の割合である。

３）　０歳の死亡率は出生10万対の率である。

5～9歳は悪性新生物＜腫瘍＞、10～39歳は自殺、40～89歳は悪性新生物＜腫瘍＞、90歳以上は老衰が第1位となった。

死亡率（人口10万対），構成割合[2)]（%）

Death rates (per 100,000 population), Proportion (%), 2023

令和5年（2023）

第3位		第4位		第5位	
死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates （構成割合） (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates （構成割合） (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates （構成割合） (%)
老　　衰	189 919 156.7 (12.1)	脳血管疾患	104 533 86.3 (6.6)	肺　　炎	75 753 62.5 (4.8)
不慮の事故	73 10.0 (5.5)	胎児及び新生児の出血性障害等	50 6.9 (3.8)	乳幼児突然死症候群	46 6.3 (3.5)
不慮の事故	45 1.4 (8.1)	心　疾　患	24 0.7 (4.3)	新型コロナウイルス感染症	20 0.6 (3.6)
先天奇形，変形及び染色体異常	39 0.8 (11.5)	インフルエンザ	22 0.5 (6.5)	その他の新生物＜腫瘍＞ 心　疾　患	14 0.3 (4.1)
不慮の事故	51 1.0 (10.9)	先天奇形，変形及び染色体異常	39 0.8 (8.3)	心　疾　患	20 0.4 (4.3)
悪性新生物＜腫瘍＞	116 2.2 (9.0)	心　疾　患	44 0.8 (3.4)	先天奇形，変形及び染色体異常	33 0.6 (2.5)
悪性新生物＜腫瘍＞	167 2.9 (7.7)	心　疾　患	82 1.4 (3.8)	先天奇形，変形及び染色体異常	32 0.6 (1.5)
不慮の事故	203 3.4 (8.7)	心　疾　患	129 2.2 (5.5)	脳血管疾患	40 0.7 (1.7)
心　疾　患	208 3.5 (7.4)	不慮の事故	201 3.4 (7.1)	脳血管疾患	103 1.7 (3.6)
心　疾　患	396 5.9 (8.9)	不慮の事故	283 4.2 (6.4)	脳血管疾患	277 4.1 (6.3)
心　疾　患	694 9.2 (9.8)	脳血管疾患	539 7.2 (7.6)	肝　疾　患	375 5.0 (5.3)
心　疾　患	1 594 17.9 (12.1)	脳血管疾患	1 125 12.6 (8.6)	肝　疾　患	780 8.7 (5.9)
自　　殺	2 217 23.4 (9.9)	脳血管疾患	1 893 20.0 (8.4)	肝　疾　患	1 267 13.4 (5.6)
脳血管疾患	2 148 26.4 (7.3)	自　　殺	1 851 22.8 (6.3)	肝　疾　患	1 392 17.1 (4.7)
脳血管疾患	2 843 38.4 (6.8)	肝　疾　患	1 670 22.6 (4.0)	自　　殺	1 457 19.7 (3.5)
脳血管疾患	4 272 58.9 (6.5)	不慮の事故	1 963 27.0 (3.0)	肝　疾　患	1 768 24.4 (2.7)
脳血管疾患	8 629 98.5 (6.5)	肺　　炎	4 117 47.0 (3.1)	不慮の事故	3 816 43.5 (2.9)
脳血管疾患	11 993 161.3 (6.7)	肺　　炎	7 113 95.7 (4.0)	不慮の事故	5 317 71.5 (3.0)
脳血管疾患	17 400 296.4 (7.0)	老　　衰	15 802 269.2 (6.4)	肺　　炎	12 576 214.2 (5.1)
老　　衰	38 344 967 (11.9)	脳血管疾患	22 541 568.5 (7.0)	肺　　炎	19 076 481.1 (5.9)
悪性新生物＜腫瘍＞	40 819 2 000.0 (13.6)	脳血管疾患	19 790 969.6 (6.6)	肺　　炎	18 811 921.7 (6.3)
悪性新生物＜腫瘍＞	12 839 2 154.2 (8.1)	肺　　炎	9 113 1 529.0 (5.8)	脳血管疾患	9 044 1 517.4 (5.7)
脳血管疾患	1 826 2 098.9 (4.6)	肺　　炎	1 777 2 042.5 (4.4)	悪性新生物＜腫瘍＞	1 605 1 844.8 (4.0)
老　　衰	189 839 527.1 (13.1)	脳血管疾患	95 495 265.1 (6.6)	肺　　炎	74 064 205.6 (5.1)
老　　衰	187 906 939.7 (15.1)	脳血管疾患	82 594 413.1 (6.6)	肺　　炎	68 466 342.4 (5.5)
心　疾　患	167 698 1 335.2 (15.7)	脳血管疾患	70 601 562.1 (6.6)	肺　　炎	61 353 488.5 (5.7)

注：4）　死因名は次のように省略した。
心疾患　←　心疾患(高血圧性を除く)
周産期に特異的な呼吸障害等　←　周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
妊娠期間等に関連する障害　←　妊娠期間及び胎児発育に関連する障害

6　死因簡単分類

表２　死因簡単分類別にみた

Table 2　Deaths and death rates (per 100,000 population)

（3-1）

死因簡単分類 Code	死因 Causes of death	令和５年 (2023) 死亡数（人） Deaths 総数 Total	男 Male	女 Female	死亡率 Rates 総数 Total	男[1] Male	女[2] Female	令和４年 (2022) 死亡数(人) Deaths 総数 Total	死亡率 Rates 総数 Total
	総数	1 576 016	802 536	773 480	1 300.4	1 362.5	1 241.7	1 569 050	1 285.8
01000	感染症及び寄生虫症	24 237	11 910	12 327	20.0	20.2	19.8	23 726	19.4
01100	腸管感染症	2 137	979	1 158	1.8	1.7	1.9	2 037	1.7
01200	結核	1 587	932	655	1.3	1.6	1.1	1 664	1.4
01201	呼吸器結核	1 344	835	509	1.1	1.4	0.8	1 423	1.2
01202	その他の結核	243	97	146	0.2	0.2	0.2	241	0.2
01300	敗血症	11 619	5 778	5 841	9.6	9.8	9.4	11 346	9.3
01400	ウイルス性肝炎	1 645	776	869	1.4	1.3	1.4	1 799	1.5
01401	Ｂ型ウイルス性肝炎	350	203	147	0.3	0.3	0.2	353	0.3
01402	Ｃ型ウイルス性肝炎	1 102	479	623	0.9	0.8	1.0	1 267	1.0
01403	その他のウイルス性肝炎	193	94	99	0.2	0.2	0.2	179	0.1
01500	ヒト免疫不全ウイルス［ＨＩＶ］病	62	59	3	0.1	0.1	0.0	53	0.0
01600	その他の感染症及び寄生虫症	7 187	3 386	3 801	5.9	5.7	6.1	6 827	5.6
02000	新生物＜腫瘍＞	396 204	228 673	167 531	326.9	388.2	268.9	399 471	327.4
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	382 504	221 360	161 144	315.6	375.8	258.7	385 797	316.1
02101	口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	8 587	6 136	2 451	7.1	10.4	3.9	8 429	6.9
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	10 750	8 647	2 103	8.9	14.7	3.4	10 918	8.9
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	38 771	25 325	13 446	32.0	43.0	21.6	40 711	33.4
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	37 394	18 146	19 248	30.9	30.8	30.9	37 236	30.5
02105	直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	15 737	9 790	5 947	13.0	16.6	9.5	15 852	13.0
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	22 908	15 226	7 682	18.9	25.8	12.3	23 620	19.4
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	17 239	9 220	8 019	14.2	15.7	12.9	17 756	14.6
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	40 175	19 859	20 316	33.1	33.7	32.6	39 468	32.3
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	791	717	74	0.7	1.2	0.1	798	0.7
02110	気管，気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	75 762	52 908	22 854	62.5	89.8	36.7	76 663	62.8
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	1 861	945	916	1.5	1.6	1.5	1 806	1.5
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	15 763	134	15 629	13.0	0.2	25.1	16 021	13.1
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞[2]	7 137	・	7 137	11.5	・	11.5	7 157	11.4
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞[2]	5 154	・	5 154	8.3	・	8.3	5 182	8.3
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞[1]	13 429	13 429	・	22.8	22.8	・	13 439	22.7
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	9 591	6 515	3 076	7.9	11.1	4.9	9 598	7.9
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	3 178	1 825	1 353	2.6	3.1	2.2	3 107	2.5
02118	悪性リンパ腫	14 434	8 089	6 345	11.9	13.7	10.2	14 231	11.7
02119	白血病	9 869	6 095	3 774	8.1	10.3	6.1	9 759	8.0
02120	その他のリンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	4 322	2 177	2 145	3.6	3.7	3.4	4 392	3.6
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	29 652	16 177	13 475	24.5	27.5	21.6	29 654	24.3
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	13 700	7 313	6 387	11.3	12.4	10.3	13 674	11.2
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	2 559	1 185	1 374	2.1	2.0	2.2	2 648	2.2
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	11 141	6 128	5 013	9.2	10.4	8.0	11 026	9.0
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4 978	2 246	2 732	4.1	3.8	4.4	4 842	4.0
03100	貧血	2 579	1 059	1 520	2.1	1.8	2.4	2 455	2.0
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2 399	1 187	1 212	2.0	2.0	1.9	2 387	2.0
04000	内分泌，栄養及び代謝疾患	25 875	13 751	12 124	21.4	23.3	19.5	26 279	21.5
04100	糖尿病	15 448	8 699	6 749	12.7	14.8	10.8	15 927	13.1
04200	その他の内分泌，栄養及び代謝疾患	10 427	5 052	5 375	8.6	8.6	8.6	10 352	8.5

注：１）死亡率は男性人口10万対である。
　　２）死亡率は女性人口10万対である。

性別死亡数・死亡率（人口10万対）

by sex and causes (the condensed list of causes of death for Japan)

（3-2）

死因簡単分類 Code	死因 Causes of death	令和5年 (2023) 死亡数（人） Deaths 総数 Total	男 Male	女 Female	死亡率 Rates 総数 Total	男[1] Male	女[2] Female	令和4年 (2022) 死亡数(人) Deaths 総数 Total	死亡率 Rates 総数 Total
05000	精神及び行動の障害	26 867	10 411	16 456	22.2	17.7	26.4	27 228	22.3
05100	血管性及び詳細不明の認知症	23 825	8 829	14 996	19.7	15.0	24.1	24 360	20.0
05200	その他の精神及び行動の障害	3 042	1 582	1 460	2.5	2.7	2.3	2 868	2.4
06000	神経系の疾患	61 524	27 934	33 590	50.8	47.4	53.9	60 229	49.4
06100	髄膜炎	298	174	124	0.2	0.3	0.2	291	0.2
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	2 800	1 630	1 170	2.3	2.8	1.9	2 889	2.4
06300	パーキンソン病	13 698	7 004	6 694	11.3	11.9	10.7	13 394	11.0
06400	アルツハイマー病	25 453	8 649	16 804	21.0	14.7	27.0	24 860	20.4
06500	その他の神経系の疾患	19 275	10 477	8 798	15.9	17.8	14.1	18 795	15.4
07000	眼及び付属器の疾患	6	2	4	0.0	0.0	0.0	9	0.0
08000	耳及び乳様突起の疾患	25	12	13	0.0	0.0	0.0	22	0.0
09000	循環器系の疾患	376 720	184 344	192 376	310.8	313.0	308.8	381 327	312.5
09100	高血圧性疾患	11 396	4 975	6 421	9.4	8.4	10.3	11 665	9.6
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	6 104	2 567	3 537	5.0	4.4	5.7	6 424	5.3
09102	その他の高血圧性疾患	5 292	2 408	2 884	4.4	4.1	4.6	5 241	4.3
09200	心疾患（高血圧性を除く）	231 148	113 133	118 015	190.7	192.1	189.5	232 964	190.9
09201	慢性リウマチ性心疾患	1 894	647	1 247	1.6	1.1	2.0	1 983	1.6
09202	急性心筋梗塞	31 003	18 359	12 644	25.6	31.2	20.3	32 026	26.2
09203	その他の虚血性心疾患	40 283	24 803	15 480	33.2	42.1	24.9	41 159	33.7
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	11 909	3 890	8 019	9.8	6.6	12.9	12 305	10.1
09205	心筋症	3 409	1 921	1 488	2.8	3.3	2.4	3 524	2.9
09206	不整脈及び伝導障害	36 027	18 341	17 686	29.7	31.1	28.4	36 291	29.7
09207	心不全	99 233	41 058	58 175	81.9	69.7	93.4	98 671	80.9
09208	その他の心疾患	7 390	4 114	3 276	6.1	7.0	5.3	7 005	5.7
09300	脳血管疾患	104 533	51 684	52 849	86.3	87.7	84.8	107 481	88.1
09301	くも膜下出血	11 172	4 139	7 033	9.2	7.0	11.3	11 468	9.4
09302	脳内出血	32 713	17 895	14 818	27.0	30.4	23.8	33 483	27.4
09303	脳梗塞	57 575	28 158	29 417	47.5	47.8	47.2	59 363	48.6
09304	その他の脳血管疾患	3 073	1 492	1 581	2.5	2.5	2.5	3 167	2.6
09400	大動脈瘤及び解離	20 033	9 956	10 077	16.5	16.9	16.2	19 987	16.4
09500	その他の循環器系の疾患	9 610	4 596	5 014	7.9	7.8	8.0	9 230	7.6
10000	呼吸器系の疾患	195 296	119 352	75 944	161.1	202.6	121.9	186 500	152.8
10100	インフルエンザ	1 383	645	738	1.1	1.1	1.2	24	0.0
10200	肺炎	75 753	43 554	32 199	62.5	73.9	51.7	74 013	60.7
10300	急性気管支炎	230	101	129	0.2	0.2	0.2	209	0.2
10400	慢性閉塞性肺疾患	16 941	14 287	2 654	14.0	24.3	4.3	16 676	13.7
10500	喘息	1 089	442	647	0.9	0.8	1.0	1 004	0.8
10600	その他の呼吸器系の疾患	99 900	60 323	39 577	82.4	102.4	63.5	94 574	77.5
10601	誤嚥性肺炎	60 190	35 641	24 549	49.7	60.5	39.4	56 069	45.9
10602	間質性肺疾患	23 875	15 516	8 359	19.7	26.3	13.4	22 905	18.8
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	15 835	9 166	6 669	13.1	15.6	10.7	15 600	12.8
11000	消化器系の疾患	59 273	31 864	27 409	48.9	54.1	44.0	59 672	48.9
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	2 491	1 470	1 021	2.1	2.5	1.6	2 545	2.1
11200	ヘルニア及び腸閉塞	8 421	4 131	4 290	6.9	7.0	6.9	8 319	6.8
11300	肝疾患	18 638	12 183	6 455	15.4	20.7	10.4	18 896	15.5
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	8 479	4 665	3 814	7.0	7.9	6.1	8 644	7.1
11302	その他の肝疾患	10 159	7 518	2 641	8.4	12.8	4.2	10 252	8.4
11400	その他の消化器系の疾患	29 723	14 080	15 643	24.5	23.9	25.1	29 912	24.5

表２　死因簡単分類別にみた性別死亡数・死亡率（人口10万対）（つづき）

Table 2　Deaths and death rates (per 100,000 population) by sex and causes (the condensed list of causes of death for Japan) -CON.

（3-3）

死因簡単分類 Code	死因 Causes of death	令和５年 (2023) 死亡数（人） Deaths 総数 Total	男 Male	女 Female	死亡率 Rates 総数 Total	男[1] Male	女[2] Female	令和４年 (2022) 死亡数（人） Deaths 総数 Total	死亡率 Rates 総数 Total
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	3 823	1 532	2 291	3.2	2.6	3.7	3 486	2.9
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	10 823	4 567	6 256	8.9	7.8	10.0	10 584	8.7
14000	腎尿路生殖器系の疾患	50 264	23 659	26 605	41.5	40.2	42.7	50 263	41.2
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	5 771	2 288	3 483	4.8	3.9	5.6	5 851	4.8
14200	腎不全	30 208	15 980	14 228	24.9	27.1	22.8	30 739	25.2
14201	急性腎不全	3 105	1 546	1 559	2.6	2.6	2.5	2 999	2.5
14202	慢性腎臓病	22 352	12 103	10 249	18.4	20.5	16.5	22 841	18.7
14203	詳細不明の腎不全	4 751	2 331	2 420	3.9	4.0	3.9	4 899	4.0
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	14 285	5 391	8 894	11.8	9.2	14.3	13 673	11.2
15000	妊娠，分娩及び産じょく[2]	26	・	26	0.0	・	0.0	33	0.1
16000	周産期に発生した病態	346	188	158	0.3	0.3	0.3	367	0.3
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	31	18	13	0.0	0.0	0.0	42	0.0
16200	出産外傷	4	4	-	0.0	0.0	-	5	0.0
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	189	99	90	0.2	0.2	0.1	212	0.2
16400	周産期に特異的な感染症	19	12	7	0.0	0.0	0.0	17	0.0
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	50	31	19	0.0	0.1	0.0	33	0.0
16600	その他の周産期に発生した病態	53	24	29	0.0	0.0	0.0	58	0.0
17000	先天奇形，変形及び染色体異常	2 047	977	1 070	1.7	1.7	1.7	2 011	1.6
17100	神経系の先天奇形	87	40	47	0.1	0.1	0.1	91	0.1
17200	循環器系の先天奇形	799	354	445	0.7	0.6	0.7	826	0.7
17201	心臓の先天奇形	516	258	258	0.4	0.4	0.4	506	0.4
17202	その他の循環器系の先天奇形	283	96	187	0.2	0.2	0.3	320	0.3
17300	消化器系の先天奇形	83	42	41	0.1	0.1	0.1	86	0.1
17400	その他の先天奇形及び変形	600	314	286	0.5	0.5	0.5	566	0.5
17500	染色体異常，他に分類されないもの	478	227	251	0.4	0.4	0.4	442	0.4
18000	症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	225 189	75 746	149 443	185.8	128.6	239.9	212 157	173.9
18100	老衰	189 919	53 259	136 660	156.7	90.4	219.4	179 529	147.1
18200	乳幼児突然死症候群	48	24	24	0.0	0.0	0.0	47	0.0
18300	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	35 222	22 463	12 759	29.1	38.1	20.5	32 581	26.7
20000	傷病及び死亡の外因	74 373	45 083	29 290	61.4	76.5	47.0	73 183	60.0
20100	不慮の事故	44 440	25 544	18 896	36.7	43.4	30.3	43 420	35.6
20101	交通事故	3 573	2 471	1 102	2.9	4.2	1.8	3 541	2.9
20102	転倒・転落・墜落	11 784	6 047	5 737	9.7	10.3	9.2	11 569	9.5
20103	不慮の溺死及び溺水	8 993	4 844	4 149	7.4	8.2	6.7	8 677	7.1
20104	不慮の窒息	8 644	4 499	4 145	7.1	7.6	6.7	8 710	7.1
20105	煙，火及び火炎への曝露	1 004	638	366	0.8	1.1	0.6	967	0.8
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	537	328	209	0.4	0.6	0.3	569	0.5
20107	その他の不慮の事故	9 905	6 717	3 188	8.2	11.4	5.1	9 387	7.7
20200	自殺	21 037	14 388	6 649	17.4	24.4	10.7	21 252	17.4
20300	他殺	229	118	111	0.2	0.2	0.2	213	0.2
20400	その他の外因	8 667	5 033	3 634	7.2	8.5	5.8	8 298	6.8
22000	特殊目的用コード	38 120	20 285	17 835	31.5	34.4	28.6	47 661	39.1
22100	重症急性呼吸器症候群［SARS］	-	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	38 120	20 285	17 835	31.5	34.4	28.6	47 661	39.1
22201	新型コロナウイルス感染症[3]	38 086	20 268	17 818	31.4	34.4	28.6	47 638	39.0
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン[4]	34	17	17	0.0	0.0	0.0	23	0.0
22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	-	-	-	-	-	-	-	-

注：３）令和４年は、死因基本分類「U07.1　コロナウイルス感染症2019，ウイルスが同定されたもの」、「U07.2　コロナウイルス感染症2019，ウイルスが同定されていないもの」及び「U10.9　コロナウイルス感染症2019に関連する多系統炎症性症候群，詳細不明」の数値である。

４）令和４年は、死因基本分類「U12 エマージェンシーコードU12」の数値である。

第６章　乳児死亡

Chapter 6　Infant mortality

令和５年(2023年)の乳児死亡(生後１年未満の死亡)数は１,326人で、前年の１,356人より30人減少し、乳児死亡率(出生千対)は１.８で前年と同率であった。

乳児死亡率の年次推移をみると、明治から大正にかけては、大正７年(1918年)のインフルエンザの大流行による高い死亡率を除くと140～170台で推移していたが、それ以降は低下傾向となり、昭和15年(1940年)には100を割り、90.０となった。第２次世界大戦後からは急速に低下し、昭和51年(1976年)には10を割り、９.３となった。その後は緩やかな低下傾向にある。

新生児死亡(生後４週未満の死亡)率の年次推移をみると、乳児死亡率と同様に、昭和40年代前半までは急速に低下し、その後は緩やかな低下傾向にある。(図14)

図14　乳児死亡率及び新生児死亡率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure14　Trends in infant mortality rates and neonatal mortality rates, 1899-2023

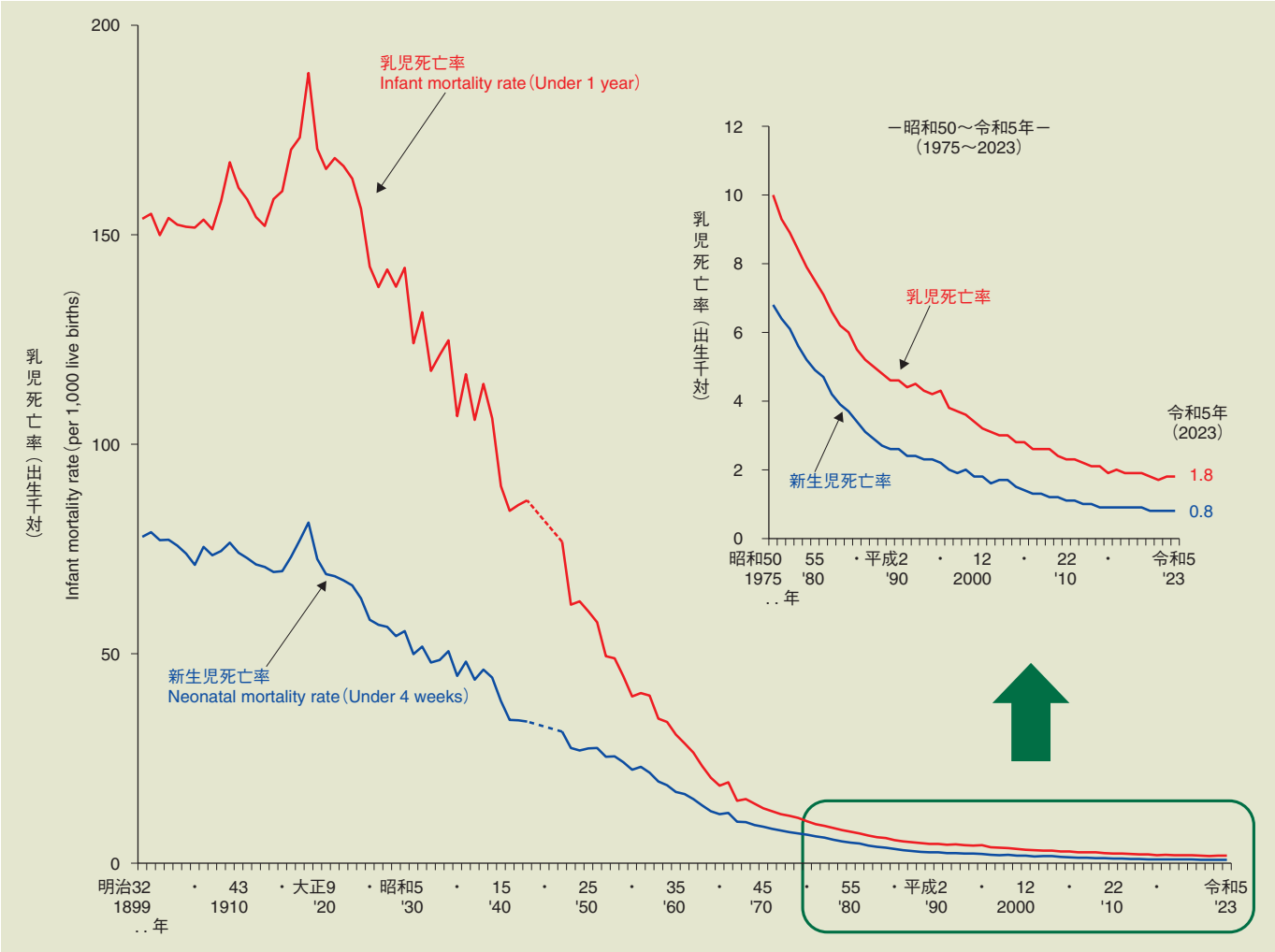

注：グラフが点線になっている昭和19年から21年(1944年～1946年)は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

第７章　死　　産
Chapter 7　Foetal mortality

令和５年（2023年）の死産（妊娠満12週以後の死児の出産）数は15,534胎で、前年の15,179胎より355胎増加した。

死産率（出産（出生＋死産）千対）は20.９で、前年の19.３より上昇した。自然死産率は９.６（数は７,152胎）、人工死産率は11.３（数は８,382胎）であった。

死産率の年次推移をみると、明治30年代はおおむね90前後で推移していたが、その後低下傾向となり、昭和18年（1943年）には40を割り、39.６にまで低下した。昭和23年（1948年）以降は、優生保護法（平成８年（1996年）から母体保護法に改めた。）によって妊娠満12週以後の人工死産が含まれたため、急激に上昇し、32年から36年（1957年～1961年）にかけて100を超え、37年（1962年）からは41年（1966年）のひのえうまの影響を除き、急激に低下し、50年（1975年）には50.８となった。その後はおおむね低下傾向となり、平成７年（1995年）からは横ばいで推移していたが、15年（2003年）以降は低下、令和元年（2019年）にやや上昇し、令和２年（2020年）からは再び低下、令和５年（2023年）は上昇した。

自然死産・人工死産別にみると、自然死産率は昭和30年代後半から低下傾向にある。人工死産率は昭和30年代半ばから低下していたが、50年（1975年）からは上昇傾向に転じ、60年（1985年）には自然死産率を上回った。昭和63年（1988年）からは再び低下傾向に転じ、平成６年から14年（1994年～2002年）まではおおむね横ばいで推移し、15年（2003年）以降は低下していたが、平成29年（2017年）からやや上昇、令和２年（2020年）からは再び低下し、令和５年（2023年）は上昇した。（図15）

図15　死産数及び死産率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure15　Trends in number of foetal deaths and foetal death rates, 1899-2023

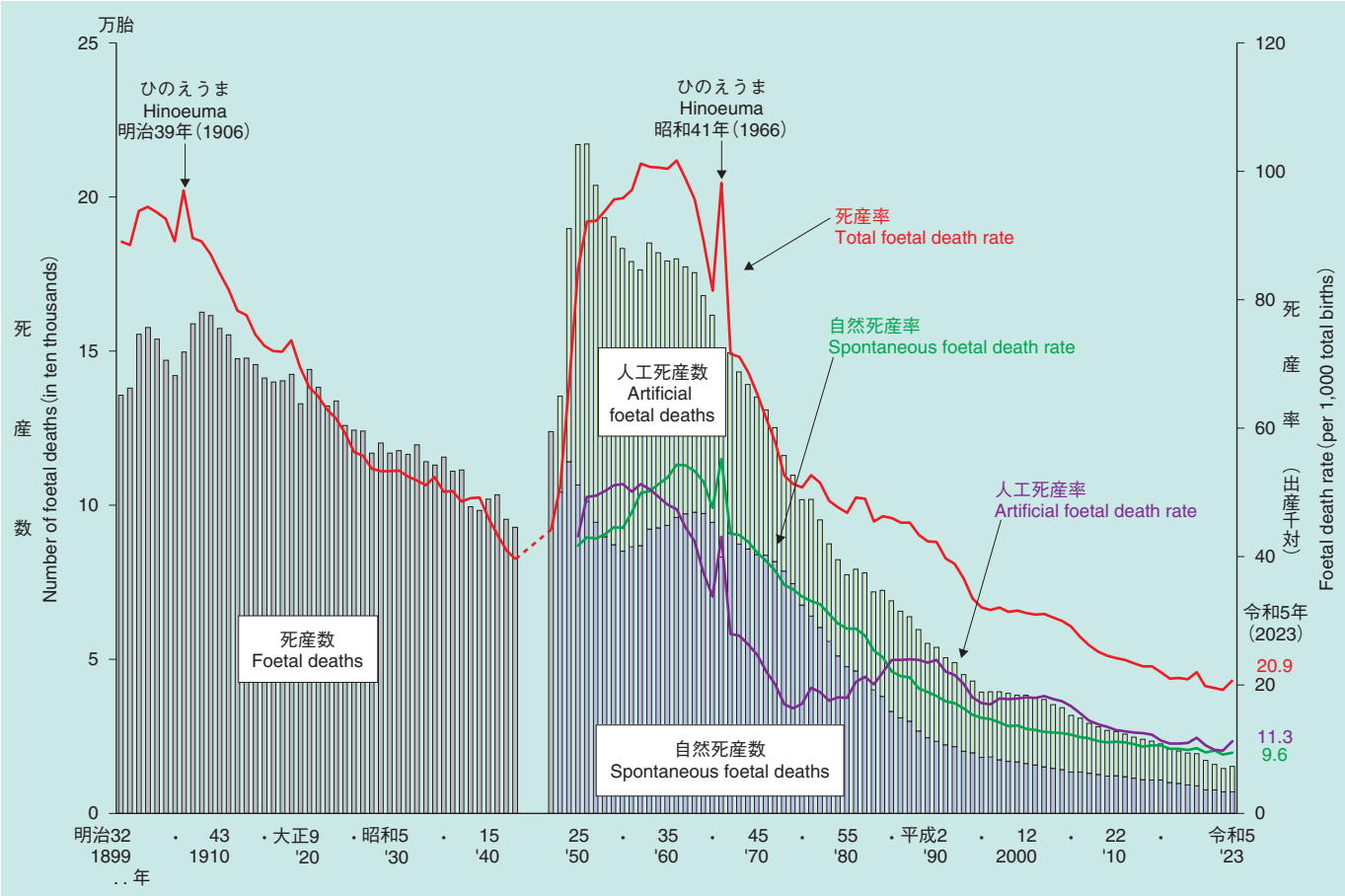

注：グラフの記載がない昭和19年から21年（1944年～1946年）は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

第８章　周産期死亡

Chapter 8　Perinatal mortality

令和５年(2023年)の周産期死亡(妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの)数は２,404(胎・人)で、前年の２,527(胎・人)より123(胎・人)減少した。周産期死亡率(出産(出生＋妊娠満22週以後の死産)千対)は３.３で、前年と同率であった。

周産期死亡のうち、妊娠満22週以後の死産数は１,943胎で前年の２,061胎より118胎減少し、妊娠満22週以後の死産率(出産千対)は２.７で前年と同率となった。また、早期新生児死亡数は461人で前年の466人より５人減少し、早期新生児死亡率(出生千対)は０.６で前年と同率となった。

周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移をみると、周産期死亡数は減少傾向にあり、周産期死亡率は近年横ばいとなっている。(図16)

図16　周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移－昭和54～令和５年－

Figure16　Trends in number of perinatal deaths and perinatal death rates, 1979-2023

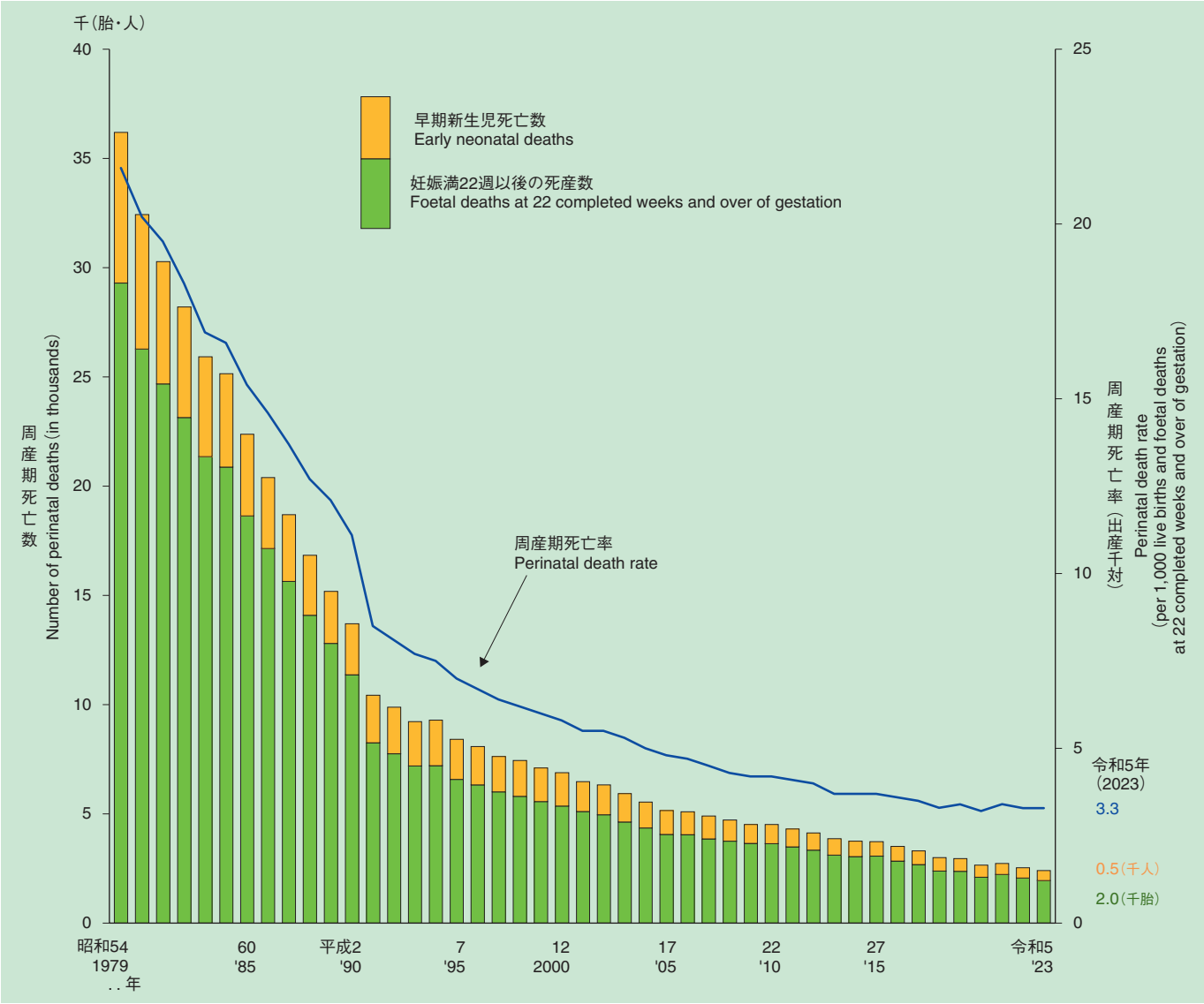

第９章　婚　　姻
Chapter 9　Marriages

令和５年（2023年）の婚姻件数は474,741組で、前年の504,930組より30,189組減少し、婚姻率（人口千対）は３.９で前年の４.１より低下した。

１　年次推移

婚姻件数の年次推移をみると、第２次世界大戦前は緩やかな増加傾向となっていたが、昭和22、23年（1947、1948年）に、戦争によって繰り延べられていた婚姻による第１次婚姻ブームが起きたことから急増し、90万組を超えたが、24年（1949年）からは急激に減少し、26年（1951年）は67万組となった。その後は増加に転じ、昭和45年（1970年）には第２次婚姻ブームを迎え、47年（1972年）には110万組となった。昭和48年から53年（1973年～1978年）にかけて再び急激に減少した後は、緩やかな減少傾向となったが、63年（1988年）から増加に転じた。平成６年（1994年）以降は増減を繰り返し、14年（2002年）からは減少し続け、18年（2006年）以降は再び増減を繰り返した。平成21年（2009年）以降は減少が続き、24年（2012年）は一旦増加したが、25年（2013年）からは６年連続で減少し、令和元年（2019年）では増加に転じた。令和２年（2020年）からは再び減少し、令和４年（2022年）では再び増加に転じたが、令和５年（2023年）は戦後最少となった。（図17）

図17　婚姻件数及び婚姻率の年次推移－明治32～令和５年－

Figure17　Trends in number of marriages and marriage rates, 1899-2023

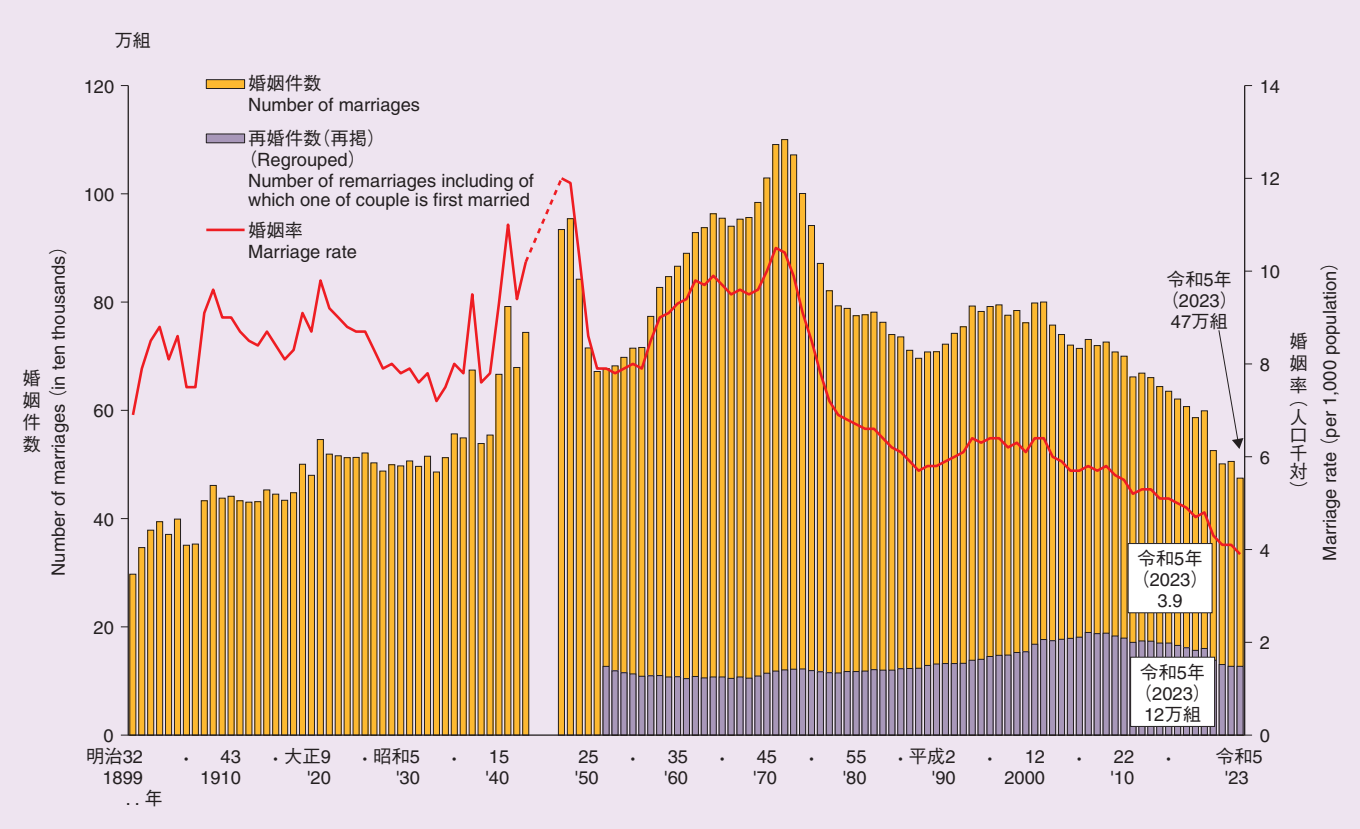

注：１）再婚件数は、夫妻とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数である。
　　２）グラフの記載がない昭和19年から21年（1944年～1946年）は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

2　年齢階級別、平均婚姻年齢

各年に同居し届け出た婚姻件数について、年齢階級別に年次推移をみると、夫・妻とも昭和20年代後半から47年(1972年)までの約20年間では20歳代の増加が著しい。その後、夫の20歳代、妻の20～24歳は減少傾向に転じた。妻の25～29歳は引き続き増加傾向にあったが、平成13年(2001年)以降減少を続けている。また、夫・妻とも30～34歳、35歳以上は昭和20年代後半から増加傾向が続いていたが、夫の30～34歳は平成19年(2007年)以降減少を続けている。令和５年(2023年)では、夫・妻とも25～29歳が最も多く、夫105,257人、妻120,173人となった。次いで、35歳以上では夫105,200人、妻78,794人、30～34歳では夫69,642人、妻67,861人となった。

平均初婚年齢の年次推移をみると、昭和22年(1947年)では夫26.１歳、妻22.９歳であり、令和５年(2023年)には夫31.１歳、妻29.７歳となった。令和５年(2023年)は昭和22年(1947年)に比べ夫は５.０歳、妻は６.８歳上昇しており、夫・妻とも晩婚化が進んでいる。また、平均再婚年齢をみると、昭和22年(1947年)では夫36.５歳、妻29.３歳であったが、令和５年(2023年)には夫45.３歳、妻42.１歳となり、年々上昇傾向にある。

なお、令和５年(2023年)に届け出られた婚姻件数は474,741組で、そのうち、５年(2023年)に同居した婚姻は315,526組、前年以前に同居した婚姻は159,215組であった(図18)。

図18　夫・妻の年齢階級別にみた婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移－昭和22～令和５年－

Figure18　Trends in marriages by age group of bride and groom at marriage, and mean age, 1947-2023

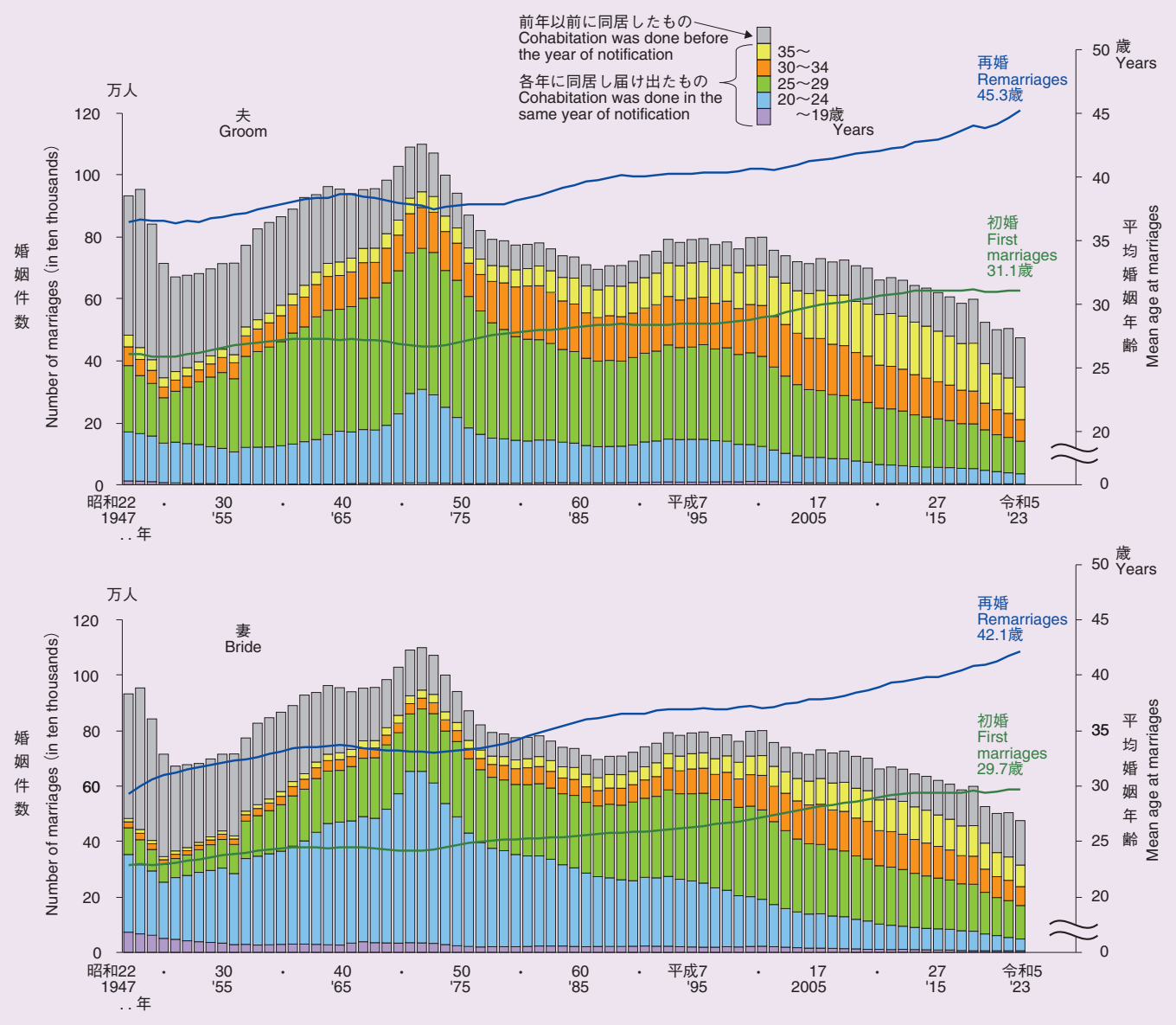

注：昭和42年(1967年)までは結婚式をあげたときの年齢、43年(1968年)以降は結婚式をあげたときと同居を始めたときのうち早い方の年齢である。

3　妻の年齢別初婚件数

妻の年齢（各歳）別初婚件数を平成15、25、令和５年（2003、2013、2023年）で比較してみると、ピークの年齢は平成15年（2003年）及び平成25年（2013年）では共に27歳、令和５年（2023年）では26歳であった（図19）。

図19　結婚生活に入ったときの妻の年齢（各歳）別初婚件数の年次比較－平成15・25・令和５年－

Figure19　Comparison of number of first marriages by age of bride at marriage, 2003・2013・2023

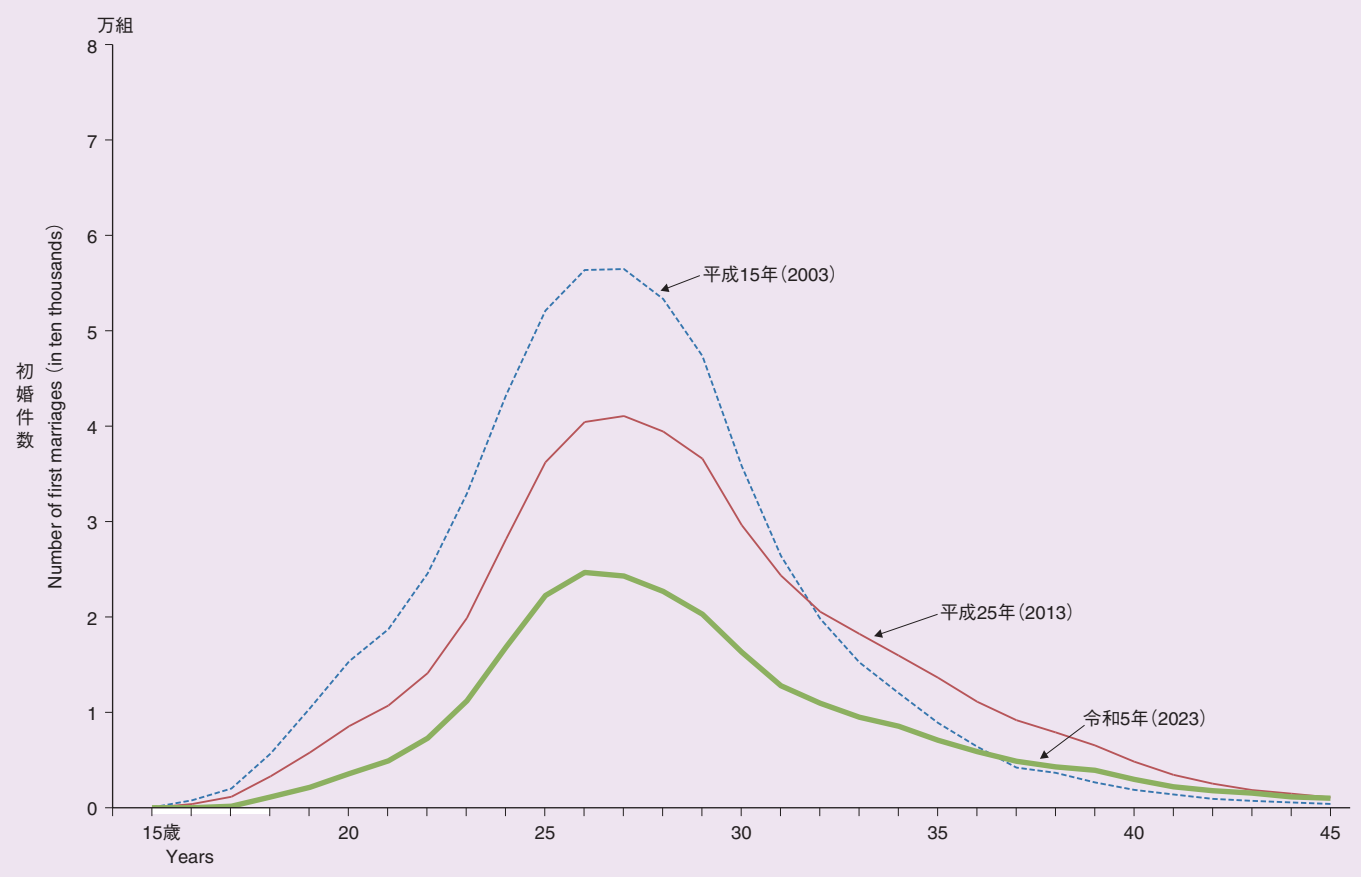

4　初婚－再婚別

婚姻を初婚－再婚別にみると、初婚の夫は386,863人、妻は398,639人、再婚の夫は87,878人、妻は76,102人であり、全婚姻件数に対する再婚件数の割合は、夫18.５％、妻16.０％であった。再婚の割合は夫・妻とも昭和48年（1973年）以降上昇を続け、平成２年から５年（1990年～1993年）にかけて一旦低下したものの、その後は上昇傾向であったが、令和２年（2020年）より低下している。

また、初婚－再婚を夫妻の組合せ別にみると、令和５年（2023年）は「夫妻とも初婚」は356,124組（全婚姻件数の75.０％）、「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は118,617組（同25.０％）であった。「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」の全婚姻件数に占める割合は平成17年（2005年）に全体の４分の１を超え、その後は上昇傾向であったが、令和２年（2020年）より低下している。婚姻件数をみると、「夫妻とも初婚」は昭和48年（1973年）以降減少傾向となり、平成２年から５年（1990年～1993年）にかけて一旦増加した後、６年（1994年）以降は増減を繰り返し、13年（2001年）からは減少傾向となっている。「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は昭和54年（1979年）から増加傾向となっていたが、平成21年（2009年）から減少傾向となり、令和元年（2019年）ではやや増加したが、令和２年（2020年）より再び減少している。

5　結婚生活に入ったときの状況

結婚生活に入ったときの年齢（５歳階級）別に夫・妻の初婚率（人口千対）をみると、25～29歳が夫・妻ともに最も高く、夫33.38、妻39.18、次いで、30～34歳が夫20.16、妻19.89、20～24歳が夫11.10、妻15.62であった。同様に、再婚率（人口千対）をみると、夫は35～39歳が３.00、次いで30～34歳が２.72、妻は30～34歳が　３.34、次いで35～39歳が２.93であった。

6　夫妻の国籍

夫妻の一方が外国人の婚姻件数は18,475組（全婚姻件数の３.９％）で、前年の17,685組（同３.５％）より790組増加した。内訳をみると、「夫日本・妻外国」は11,779組（同２.５％）で、そのうち妻の国籍で最も多いのは中国３,308組、次いでフィリピン、韓国・朝鮮であった。一方、「妻日本・夫外国」は６,696組（同１.４％）で、そのうち夫の国籍で最も多いのは韓国・朝鮮１,572組、次いで米国、中国であった。

夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移をみると、昭和60年代から急激に増加し、平成（1989年～）に入ってからも増加傾向が続いていたが、平成19年（2007年）からは９年連続の減少となった。その後、平成28年（2016年）からは増加傾向となっていたが、令和２年（2020年）では大きく減少し、令和３年（2021年）より再び増加している。（図20）

図20　夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移－昭和40～令和５年－

Figure20　Trends in number of marriages of which groom or bride is foreigner, 1965-2023

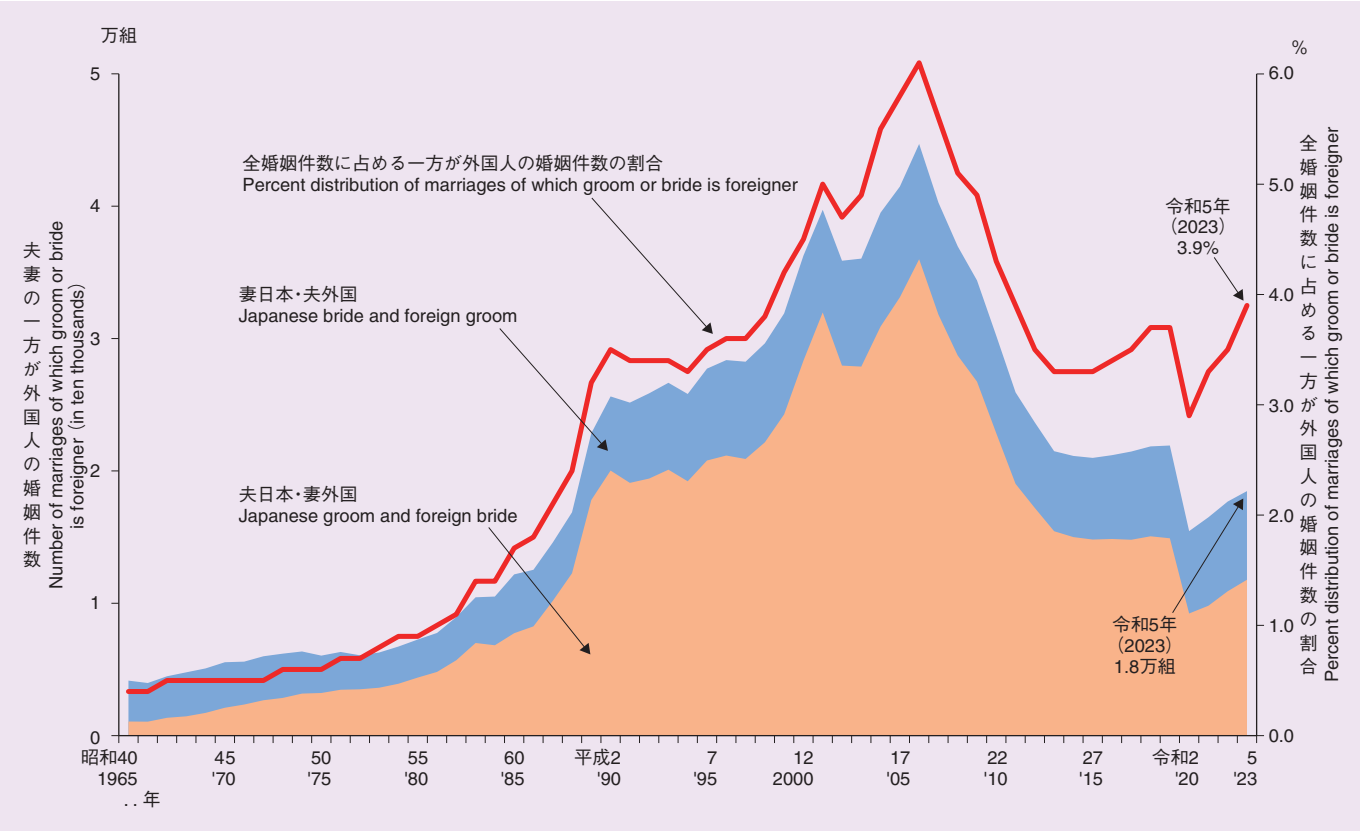

第10章　離　　婚
Chapter 10　Divorces

令和５年(2023年)の離婚件数は183,814組で、前年の179,099組より４,715組増加し、離婚率(人口千対)は１.52で前年の１.47より上昇した。

１　年次推移

離婚件数と離婚率の年次推移をみると、第２次世界大戦前は、離婚件数はおおむね横ばい、離婚率は低下傾向にあった。戦後から昭和30年代までは、離婚件数は７～８万組で推移し、離婚率は１.00前後で推移していたが、徐々に低下傾向となった。昭和40年(1965年)以降は、数・率ともに増加かつ上昇し、58年(1983年)には179,150組、１.51となったが、その後、減少かつ低下傾向となった。平成３年(1991年)以降再び増加かつ上昇し、14年(2002年)には289,836組、２.30となり、統計の得られていない昭和19年から21年(1944年～1946年)を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年(1899年)以降最多かつ最高となった。平成15年(2003年)以降は数・率ともに減少かつ低下傾向が続いている。(図21)

図21　離婚件数及び離婚率の年次推移－明治32～令和５年－
Figure21　Trends in number of divorces and divorce rates, 1899-2023

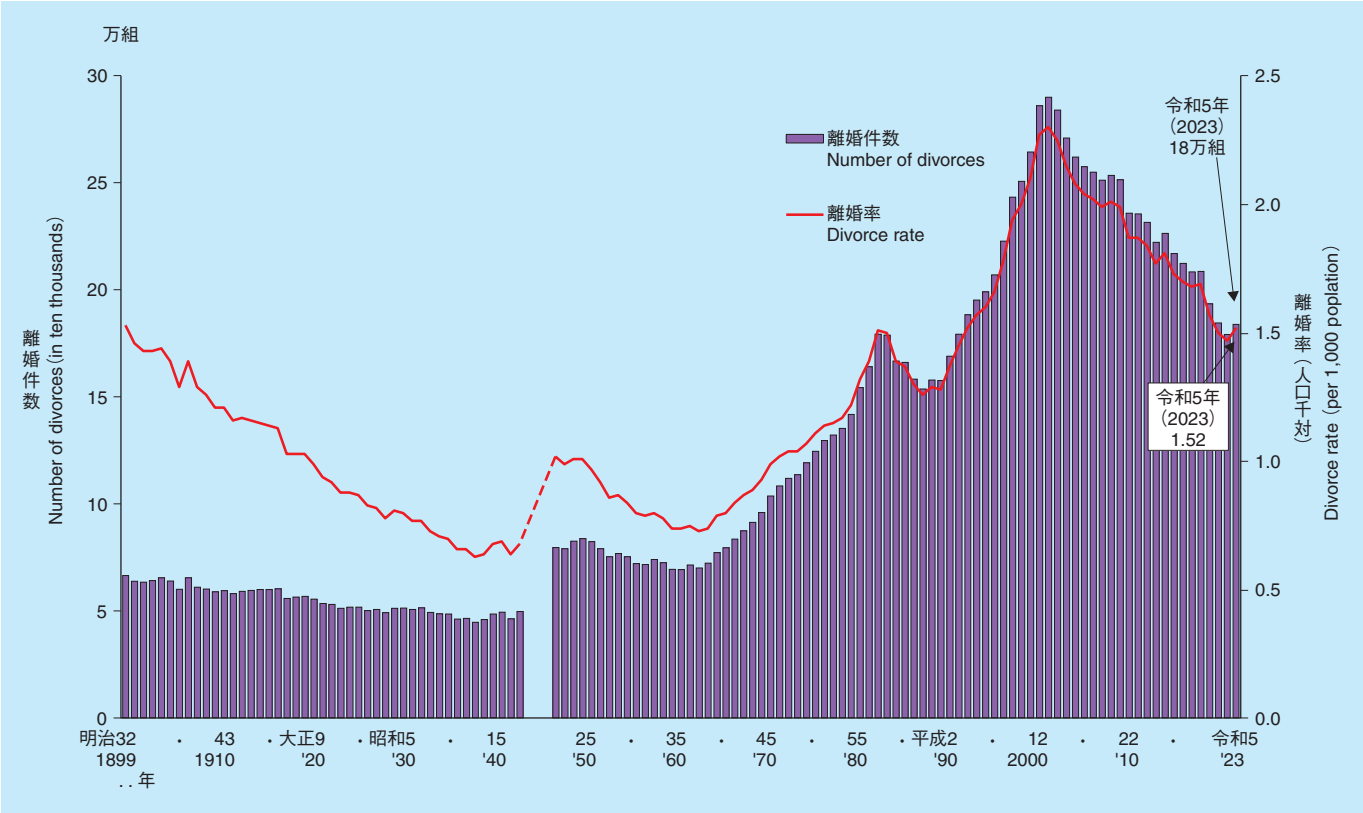

注：グラフの記載がない昭和19年から21年(1944年～1946年)は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

２　別居時の状況

別居時の年齢(５歳階級)別に離婚率(人口千対)をみると、夫は30～34歳が６.17で最も高く、次いで35～39歳が５.54であり、妻は30～34歳が７.23で最も高く、次いで25～29歳が６.82であった。

同居期間別離婚件数は、５年未満が52,788組で最も多く、次いで５～10年未満が34,605組であった。前年と比べると、すべての同居期間の各階級で増加した。(図22)

図22　同居期間別離婚件数の年次推移－昭和22～令和５年－

Figure22　Trends in number of divorces by duration of cohabitation, 1947-2023

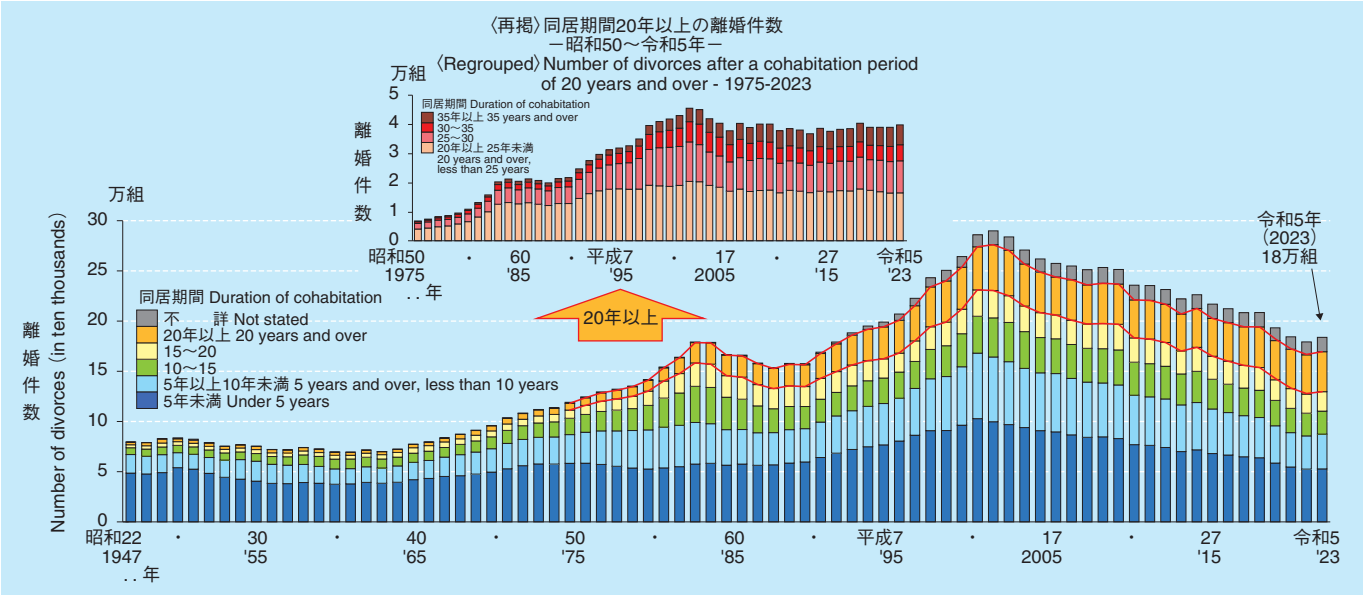

3　種類別

種類別離婚件数は、協議離婚が161,178組で最も多く、次いで調停離婚13,943組、審判離婚４,079組、和解離婚２,529組、判決離婚２,074組、認諾離婚（請求の認諾）11組であった。

4　親権を行う子の数別

親権を行う子（親が離婚した未成年の子）がいる離婚件数は94,487組（全離婚件数の51.４％）で、前年より78組減少した。また、親が離婚した未成年の子の数は161,968人、親権を行う子がいない離婚は89,327組（同48.６％）となった。

親権を行う者別に年次推移をみると、令和５年（2023年）は「妻が全児の親権を行う」が81,846組（親権を行う子がいる離婚件数の86.６％）で、その割合は昭和40年代以降、増加傾向にある。また、「夫が全児の親権を行う」が10,037組（同10.６％）、「夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う」が２,604組（同２.８％）であった。（図23）

図23　親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚した未成年の子の数の年次推移－昭和25～令和５年－

Figure23　Trends in divorces by person having custody of children,and number of dependent children involved, 1950-2023

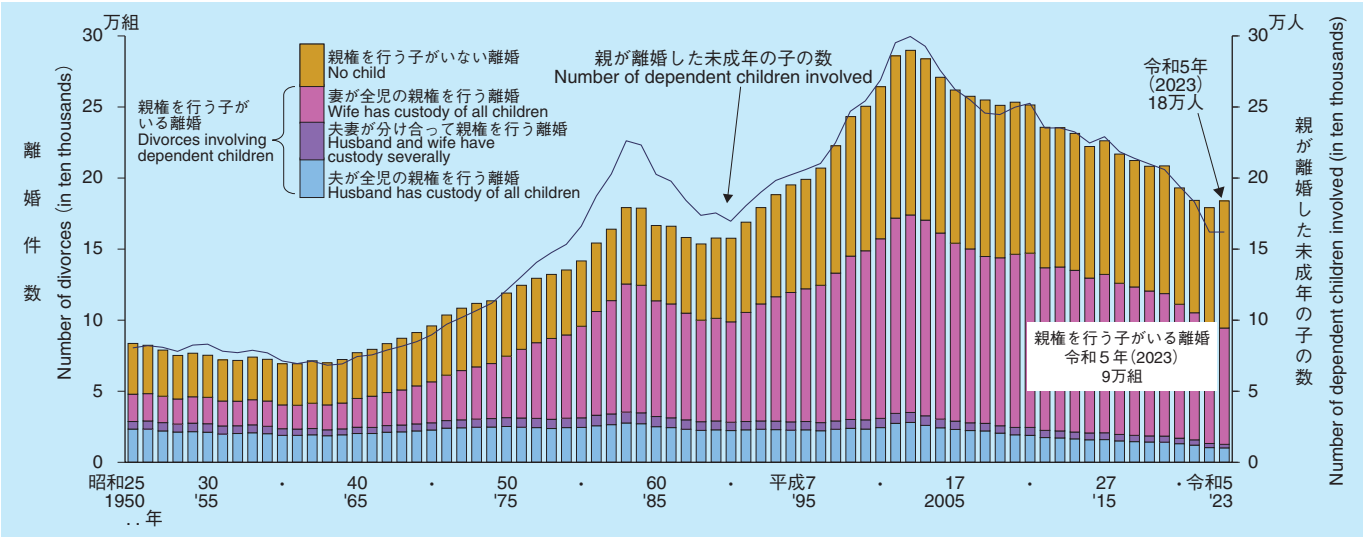

注：１）親権を行う子（親が離婚した未成年の子）とは、令和４年３月までは20歳未満の未婚の子、令和４年４月以降は18歳未満の子をいう。
　　２）親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

表３－２－１　年次別にみた
Table 3 - 2 - 1 Trends in indices of

年次[1)] Year		出生数 Live births	死亡数 Deaths	（再掲）(Regrouped) 乳児（１歳未満）死亡数 Infant deaths (under 1 year)	新生児（生後４週未満）死亡数[2)] Neonatal deaths (under 4 weeks)	自然増減数 Natural change
1899	明治32年	1 386 981	932 087	213 359	108 077	454 894
1900	33	1 420 534	910 744	220 211	112 259	509 790
01	34	1 501 591	925 810	225 107	115 794	575 781
02	35	1 510 835	959 126	232 652	116 654	551 709
03	36	1 489 816	931 008	226 982	112 909	558 808
04	37	1 440 371	955 400	218 756	106 477	484 971
1905	38	1 452 770	1 004 661	220 450	103 382	448 109
06	39	1 394 295	955 256	214 148	105 307	439 039
07	40	1 614 472	1 016 798	244 300	118 617	597 674
08	41	1 662 815	1 029 447	262 801	123 867	633 368
09	42	1 693 850	1 091 264	283 436	129 629	602 586
1910	43	1 712 857	1 064 234	276 136	126 910	648 623
11	44	1 747 803	1 043 906	276 798	127 302	703 897
12	大正元年	1 737 674	1 037 016	268 025	123 902	700 658
13	2	1 757 441	1 027 257	267 281	124 213	730 184
14	3	1 808 402	1 101 815	286 678	125 745	706 587
15	4	1 799 326	1 093 793	288 634	125 337	705 533
16	5	1 804 822	1 187 832	307 283	132 000	616 990
17	6	1 812 413	1 199 669	313 872	139 717	612 744
18	7	1 791 992	1 493 162	337 919	145 710	298 830
19	8	1 778 685	1 281 965	303 202	129 072	496 720
1920	9	2 025 564	1 422 096	335 613	139 681	603 468
21	10	1 990 876	1 288 570	335 143	136 342	702 306
22	11	1 969 314	1 286 941	327 604	132 856	682 373
23	12	2 043 297	1 332 485	333 930	135 504	710 812
24	13	1 998 520	1 254 946	312 267	126 385	743 574
25	14	2 086 091	1 210 706	297 008	121 238	875 385
26	昭和元年	2 104 405	1 160 734	289 275	119 642	943 671
27	2	2 060 737	1 214 323	292 084	116 240	846 414
28	3	2 135 852	1 236 711	293 881	115 682	899 141
29	4	2 077 026	1 261 228	295 178	115 009	815 798
1930	5	2 085 101	1 170 867	258 703	104 101	914 234
31	6	2 102 784	1 240 891	276 584	108 812	861 893
32	7	2 182 742	1 175 344	256 505	104 573	1 007 398
33	8	2 121 253	1 193 987	257 251	102 887	927 266
34	9	2 043 783	1 234 684	255 063	103 408	809 099
35	10	2 190 704	1 161 936	233 706	97 994	1 028 768
36	11	2 101 969	1 230 278	245 357	101 043	871 691
37	12	2 180 734	1 207 899	230 701	95 465	972 835
38	13	1 928 321	1 259 805	220 695	89 159	668 516
39	14	1 901 573	1 268 760	202 018	84 204	632 813
1940	15	2 115 867	1 186 595	190 509	81 869	929 272
41	16	2 277 283	1 149 559	191 420	77 829	1 127 724
42	17	2 233 660	1 166 630	190 897	76 177	1 067 030
43	18	2 253 535	1 213 811	195 219	76 588	1 039 724
1947	22	2 678 792	1 138 238	205 360	84 204	1 540 554
48	23	2 681 624	950 610	165 406	73 855	1 731 014
49	24	2 696 638	945 444	168 467	72 432	1 751 194
1950	25	2 337 507	904 876	140 515	64 142	1 432 631
51	26	2 137 689	838 998	122 869	58 686	1 298 691
52	27	2 005 162	765 068	99 114	51 015	1 240 094
53	28	1 868 040	772 547	91 424	47 580	1 095 493
54	29	1 769 580	721 491	78 944	42 726	1 048 089
55	30	1 730 692	693 523	68 801	38 646	1 037 169
56	31	1 665 278	724 460	67 691	38 232	940 818
57	32	1 566 713	752 445	62 678	33 847	814 268
58	33	1 653 469	684 189	57 052	32 237	969 280
59	34	1 626 088	689 959	54 768	30 235	936 129

注：平成16・18・21～29年（2004・2006・2009～2017年）の都道府県からの報告漏れ（平成31年（2019年）3月29日公表）による再集計を行ったことにより、平成29年（2017年）以前の報告書とは一致しない箇所がある。
１）昭和19年から21年（1944年～1946年）は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22年から47年（1947年～1972年）は沖縄県を含まない。
昭和23・24年（1948・1949年）の＊印は概数であり、23年（1948年）には8 637、24年（1949年）には3 255の自然死産・人工死産の不詳がある。
２）新生児死亡の昭和18年（1943年）以前は１か月未満の死亡である。また、新生児死亡の昭和18年（1943年）は樺太を含む数字である。

計　表
Statistical Tables

人口動態総覧
vital statistics : Japan

年　次[1)] Year		出　生　数 Live births	死　亡　数 Deaths	（再　掲）(Regrouped) 乳　児（1歳未満）死　亡　数 Infant deaths (under 1 year)	新生児（生後4週未満）死　亡　数[2)] Neonatal deaths (under 4 weeks)	自 然 増 減 数 Natural change
1960	昭和35年	1 606 041	706 599	49 293	27 362	899 442
61	36	1 589 372	695 644	45 465	26 255	893 728
62	37	1 618 616	710 265	42 797	24 777	908 351
63	38	1 659 521	670 770	38 442	22 965	988 751
64	39	1 716 761	673 067	34 967	21 344	1 043 694
65	40	1 823 697	700 438	33 742	21 260	1 123 259
66	41	1 360 974	670 342	26 217	16 296	690 632
67	42	1 935 647	675 006	28 928	19 248	1 260 641
68	43	1 871 839	686 555	28 600	18 326	1 185 284
69	44	1 889 815	693 787	26 874	17 116	1 196 028
1970	45	1 934 239	712 962	25 412	16 742	1 221 277
71	46	2 000 973	684 521	24 805	16 450	1 316 452
72	47	2 038 682	683 751	23 773	15 817	1 354 931
73	48	2 091 983	709 416	23 683	15 473	1 382 567
74	49	2 029 989	710 510	21 888	14 472	1 319 479
75	50	1 901 440	702 275	19 103	12 912	1 199 165
76	51	1 832 617	703 270	17 105	11 638	1 129 347
77	52	1 755 100	690 074	15 666	10 773	1 065 026
78	53	1 708 643	695 821	14 327	9 628	1 012 822
79	54	1 642 580	689 664	12 923	8 590	952 916
1980	55	1 576 889	722 801	11 841	7 796	854 088
81	56	1 529 455	720 262	10 891	7 188	809 193
82	57	1 515 392	711 883	9 969	6 425	803 509
83	58	1 508 687	740 038	9 406	5 894	768 649
84	59	1 489 780	740 247	8 920	5 527	749 533
85	60	1 431 577	752 283	7 899	4 910	679 294
86	61	1 382 946	750 620	7 251	4 296	632 326
87	62	1 346 658	751 172	6 711	3 933	595 486
88	63	1 314 006	793 014	6 265	3 592	520 992
89	平成元年	1 246 802	788 594	5 724	3 214	458 208
1990	2	1 221 585	820 305	5 616	3 179	401 280
91	3	1 223 245	829 797	5 418	2 978	393 448
92	4	1 208 989	856 643	5 477	2 905	352 346
93	5	1 188 282	878 532	5 169	2 765	309 750
94	6	1 238 328	875 933	5 261	2 889	362 395
95	7	1 187 064	922 139	5 054	2 615	264 925
96	8	1 206 555	896 211	4 546	2 438	310 344
97	9	1 191 665	913 402	4 403	2 307	278 263
98	10	1 203 147	936 484	4 380	2 353	266 663
99	11	1 177 669	982 031	4 010	2 137	195 638
2000	12	1 190 547	961 653	3 830	2 106	228 894
01	13	1 170 662	970 331	3 599	1 909	200 331
02	14	1 153 855	982 379	3 497	1 937	171 476
03	15	1 123 610	1 014 951	3 364	1 879	108 659
04	16	1 110 721	1 028 602	3 122	1 622	82 119
05	17	1 062 530	1 083 796	2 958	1 510	△ 21 266
06	18	1 092 674	1 084 451	2 864	1 444	8 223
07	19	1 089 818	1 108 334	2 828	1 434	△ 18 516
08	20	1 091 156	1 142 407	2 798	1 331	△ 51 251
09	21	1 070 036	1 141 865	2 556	1 254	△ 71 829
2010	22	1 071 305	1 197 014	2 450	1 167	△ 125 709
11	23	1 050 807	1 253 068	2 463	1 147	△ 202 261
12	24	1 037 232	1 256 359	2 299	1 065	△ 219 127
13	25	1 029 817	1 268 438	2 185	1 026	△ 238 621
14	26	1 003 609	1 273 025	2 080	952	△ 269 416
15	27	1 005 721	1 290 510	1 916	902	△ 284 789
16	28	977 242	1 308 158	1 929	875	△ 330 916
17	29	946 146	1 340 567	1 762	833	△ 394 421
18	30	918 400	1 362 470	1 748	801	△ 444 070
19	令和元年	865 239	1 381 093	1 654	755	△ 515 854
2020	2	840 835	1 372 755	1 512	704	△ 531 920
21	3	811 622	1 439 856	1 399	658	△ 628 234
22	4	770 759	1 569 050	1 356	609	△ 798 291
23	**5**	**727 288**	**1 576 016**	**1 326**	**600**	**△ 848 728**

表３－２－１　年次別にみた
Table 3 - 2 - 1 Trends in indices of

年次[1)] Year		死産数 Foetal deaths 総数 Total	自然死産 Spontaneous	人工死産 Artifical	周産期死亡数 Perinatal deaths 総数 Total	妊娠満22週以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児死亡数 Early neonatal deaths	婚姻件数 Marriages	離婚件数 Divorces
1899	明治32年	135 727	…	…	…	…	…	297 372	66 545
1900	33	137 987	…	…	…	…	…	346 528	63 828
01	34	155 489	…	…	…	…	…	378 457	63 442
02	35	157 708	…	…	…	…	…	394 165	64 139
03	36	153 920	…	…	…	…	…	370 961	65 392
04	37	147 058	…	…	…	…	…	398 930	63 913
1905	38	142 092	…	…	…	…	…	350 898	60 061
06	39	149 731	…	…	…	…	…	352 857	65 398
07	40	158 814	…	…	…	…	…	432 949	61 058
08	41	162 676	…	…	…	…	…	461 254	60 226
09	42	161 576	…	…	…	…	…	437 882	58 936
1910	43	157 392	…	…	…	…	…	441 222	59 432
11	44	155 319	…	…	…	…	…	433 117	58 067
12	大正元年	147 545	…	…	…	…	…	430 422	59 143
13	2	147 769	…	…	…	…	…	431 287	59 536
14	3	145 692	…	…	…	…	…	452 932	59 992
15	4	141 301	…	…	…	…	…	445 210	59 943
16	5	139 998	…	…	…	…	…	433 680	60 254
17	6	140 328	…	…	…	…	…	447 970	55 812
18	7	142 507	…	…	…	…	…	500 580	56 474
19	8	132 939	…	…	…	…	…	480 136	56 812
1920	9	144 038	…	…	…	…	…	546 207	55 511
21	10	138 301	…	…	…	…	…	519 217	53 402
22	11	132 244	…	…	…	…	…	515 916	53 053
23	12	133 863	…	…	…	…	…	512 689	51 212
24	13	125 839	…	…	…	…	…	513 130	51 770
25	14	124 403	…	…	…	…	…	521 438	51 687
26	昭和元年	124 038	…	…	…	…	…	502 847	50 119
27	2	116 922	…	…	…	…	…	487 850	50 626
28	3	120 191	…	…	…	…	…	499 555	49 119
29	4	116 971	…	…	…	…	…	497 410	51 222
1930	5	117 730	…	…	…	…	…	506 674	51 259
31	6	116 509	…	…	…	…	…	496 574	50 609
32	7	119 579	…	…	…	…	…	515 270	51 437
33	8	114 138	…	…	…	…	…	486 058	49 282
34	9	113 043	…	…	…	…	…	512 654	48 610
35	10	115 593	…	…	…	…	…	556 730	48 528
36	11	111 056	…	…	…	…	…	549 116	46 167
37	12	111 485	…	…	…	…	…	674 500	46 500
38	13	99 528	…	…	…	…	…	538 831	44 656
39	14	98 349	…	…	…	…	…	554 321	45 970
1940	15	102 034	…	…	…	…	…	666 575	48 556
41	16	103 400	…	…	…	…	…	791 625	49 424
42	17	95 448	…	…	…	…	…	679 044	46 268
43	18	92 889	…	…	…	…	…	743 842	49 705
1947	22	123 837	…	…	…	…	…	934 170	79 551
48	23	143 963	＊ 104 325	＊ 31 055	…	…	…	953 999	79 032
49	24	192 677	＊ 114 161	＊ 75 585	…	…	…	842 170	82 575
1950	25	216 974	106 594	110 380	…	…	35 184	715 081	83 689
51	26	217 231	101 237	115 994	…	…	32 644	671 905	82 331
52	27	203 824	94 508	109 316	…	…	28 741	676 995	79 021
53	28	193 274	89 751	103 523	…	…	26 737	682 077	75 255
54	29	187 119	87 201	99 918	…	…	24 274	697 809	76 759
55	30	183 265	85 159	98 106	…	…	22 621	714 861	75 267
56	31	179 007	86 558	92 449	…	…	22 505	715 934	72 040
57	32	176 353	86 895	89 458	…	…	19 608	773 362	71 651
58	33	185 148	92 282	92 866	…	…	19 240	826 902	74 004
59	34	181 893	92 688	89 205	…	…	18 418	847 135	72 455

人口動態総覧（つづき）
vital statistics : Japan－CON.

年次[1)] Year		死産数 Foetal deaths 総数 Total	自然死産 Spontaneous	人工死産 Artifical	周産期死亡数 Perinatal deaths 総数 Total	妊娠満22週以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児死亡数 Early neonatal deaths	婚姻件数 Marriages	離婚件数 Divorces
1960	昭和35年	179 281	93 424	85 857	…	…	17 040	866 115	69 410
61	36	179 895	96 032	83 863	…	…	16 879	890 158	69 323
62	37	177 363	97 256	80 107	…	…	16 242	928 341	71 394
63	38	175 424	97 711	77 713	…	…	15 285	937 516	69 996
64	39	168 046	97 357	70 689	…	…	14 676	963 130	72 306
65	40	161 617	94 476	67 141	…	…	14 949	954 852	77 195
66	41	148 248	83 253	64 995	…	…	11 765	940 120	79 432
67	42	149 389	90 938	58 451	…	…	14 108	953 096	83 478
68	43	143 259	87 381	55 878	…	…	13 693	956 312	87 327
69	44	139 211	85 788	53 423	…	…	12 810	984 142	91 280
1970	45	135 095	84 073	51 022	…	…	12 810	1 029 405	95 937
71	46	130 920	83 827	47 093	…	…	12 665	1 091 229	103 595
72	47	125 154	81 741	43 413	…	…	12 425	1 099 984	108 382
73	48	116 171	78 613	37 558	…	…	12 156	1 071 923	111 877
74	49	109 738	74 618	35 120	…	…	11 394	1 000 455	113 622
75	50	101 862	67 643	34 219	…	…	10 245	941 628	119 135
76	51	101 930	64 046	37 884	…	…	9 392	871 543	124 512
77	52	95 247	60 330	34 917	…	…	8 686	821 029	129 485
78	53	87 463	55 818	31 645	…	…	7 701	793 257	132 146
79	54	82 311	51 083	31 228	36 190	29 289	6 901	788 505	135 250
1980	55	77 446	47 651	29 795	32 422	26 268	6 154	774 702	141 689
81	56	79 222	46 296	32 926	30 274	24 672	5 602	776 531	154 221
82	57	78 107	44 135	33 972	28 204	23 137	5 067	781 252	163 980
83	58	71 941	40 108	31 833	25 925	21 354	4 571	762 552	179 150
84	59	72 361	37 976	34 385	25 149	20 875	4 274	739 991	178 746
85	60	69 009	33 114	35 895	22 379	18 642	3 737	735 850	166 640
86	61	65 678	31 050	34 628	20 389	17 143	3 246	710 962	166 054
87	62	63 834	29 956	33 878	18 699	15 634	3 065	696 173	158 227
88	63	59 636	26 804	32 832	16 839	14 090	2 749	707 716	153 600
89	平成元年	55 204	24 558	30 646	15 183	12 797	2 386	708 316	157 811
1990	2	53 892	23 383	30 509	13 704	11 367	2 337	722 138	157 608
91	3	50 510	22 317	28 193	10 426	8 258	2 168	742 264	168 969
92	4	48 896	21 689	27 207	9 888	7 758	2 130	754 441	179 191
93	5	45 090	20 205	24 885	9 226	7 191	2 035	792 658	188 297
94	6	42 962	19 754	23 208	9 286	7 200	2 086	782 738	195 106
95	7	39 403	18 262	21 141	8 412	6 580	1 832	791 888	199 016
96	8	39 536	18 329	21 207	8 080	6 333	1 747	795 080	206 955
97	9	39 546	17 453	22 093	7 624	6 009	1 615	775 651	222 635
98	10	38 988	16 936	22 052	7 447	5 804	1 643	784 595	243 183
99	11	38 452	16 711	21 741	7 102	5 567	1 535	762 028	250 529
2000	12	38 393	16 200	22 193	6 881	5 362	1 519	798 138	264 246
01	13	37 467	15 704	21 763	6 476	5 114	1 362	799 999	285 911
02	14	36 978	15 161	21 817	6 333	4 959	1 374	757 331	289 836
03	15	35 330	14 644	20 686	5 929	4 626	1 303	740 191	283 854
04	16	34 365	14 288	20 077	5 541	4 357	1 184	720 418	270 804
05	17	31 818	13 502	18 316	5 149	4 058	1 091	714 265	261 917
06	18	30 911	13 424	17 487	5 100	4 047	1 053	730 973	257 475
07	19	29 313	13 107	16 206	4 906	3 854	1 052	719 822	254 832
08	20	28 177	12 625	15 552	4 720	3 751	969	726 106	251 136
09	21	27 005	12 214	14 791	4 519	3 645	874	707 740	253 354
2010	22	26 560	12 245	14 315	4 515	3 637	878	700 222	251 379
11	23	25 751	11 940	13 811	4 315	3 491	824	661 898	235 720
12	24	24 800	11 448	13 352	4 133	3 343	790	668 870	235 407
13	25	24 102	10 938	13 164	3 862	3 110	752	660 622	231 385
14	26	23 526	10 906	12 620	3 751	3 040	711	643 783	222 115
15	27	22 621	10 864	11 757	3 729	3 064	665	635 225	226 238
16	28	20 941	10 070	10 871	3 518	2 841	677	620 707	216 856
17	29	20 364	9 740	10 624	3 309	2 683	626	606 952	212 296
18	30	19 614	9 252	10 362	2 999	2 385	614	586 481	208 333
19	令和元年	19 454	8 997	10 457	2 955	2 377	578	599 007	208 496
2020	2	17 278	8 188	9 090	2 664	2 112	552	525 507	193 253
21	3	16 277	8 082	8 195	2 741	2 235	506	501 138	184 384
22	4	15 179	7 391	7 788	2 527	2 061	466	504 930	179 099
23	**5**	**15 534**	**7 152**	**8 382**	**2 404**	**1 943**	**461**	**474 741**	**183 814**

表３－２－２　年次別にみた

Table 3 - 2 - 2 Trends in indices of

年次[1] Year		出生率（人口千対） Live birth rate (per 1,000 population)	合計特殊出生率 Total fertility rate	死亡率（人口千対） Death rate (per 1,000 population)	乳児死亡率（出生千対） Infant mortality rate (per 1,000 live births)	新生児死亡率[2]（出生千対） Neonatal mortality rate (per 1,000 live births)	自然増減率（人口千対） Natural change rate (per 1,000 population)
1899	明治32年	32.0	…	21.5	153.8	77.9	10.5
1900	33	32.4	…	20.8	155.0	79.0	11.6
01	34	33.9	…	20.9	149.9	77.1	13.0
02	35	33.6	…	21.3	154.0	77.2	12.3
03	36	32.7	…	20.4	152.4	75.8	12.3
04	37	31.2	…	20.7	151.9	73.9	10.5
1905	38	31.2	…	21.6	151.7	71.2	9.6
06	39	29.6	…	20.3	153.6	75.5	9.3
07	40	34.0	…	21.4	151.3	73.5	12.6
08	41	34.7	…	21.5	158.0	74.5	13.2
09	42	34.9	…	22.5	167.3	76.5	12.4
1910	43	34.8	…	21.6	161.2	74.1	13.2
11	44	35.1	…	20.9	158.4	72.8	14.1
12	大正元年	34.4	…	20.5	154.2	71.3	13.9
13	2	34.3	…	20.0	152.1	70.7	14.2
14	3	34.8	…	21.2	158.5	69.5	13.6
15	4	34.1	…	20.7	160.4	69.7	13.4
16	5	33.7	…	22.2	170.3	73.1	11.5
17	6	33.5	…	22.2	173.2	77.1	11.3
18	7	32.7	…	27.3	188.6	81.3	5.5
19	8	32.3	…	23.3	170.5	72.6	9.0
1920	9	36.2	…	25.4	165.7	69.0	10.8
21	10	35.1	…	22.7	168.3	68.5	12.4
22	11	34.3	…	22.4	166.4	67.5	11.9
23	12	35.2	…	22.9	163.4	66.3	12.2
24	13	33.9	…	21.3	156.2	63.2	12.6
25	14	34.9	…	20.3	142.4	58.1	14.7
26	昭和元年	34.6	…	19.1	137.5	56.9	15.5
27	2	33.4	…	19.7	141.7	56.4	13.7
28	3	34.1	…	19.8	137.6	54.2	14.4
29	4	32.7	…	19.9	142.1	55.4	12.9
1930	5	32.4	…	18.2	124.1	49.9	14.2
31	6	32.1	…	19.0	131.5	51.7	13.2
32	7	32.9	…	17.7	117.5	47.9	15.2
33	8	31.5	…	17.7	121.3	48.5	13.8
34	9	29.9	…	18.1	124.8	50.6	11.8
35	10	31.6	…	16.8	106.7	44.7	14.9
36	11	30.0	…	17.5	116.7	48.1	12.4
37	12	30.9	…	17.1	105.8	43.8	13.8
38	13	27.2	…	17.7	114.4	46.2	9.4
39	14	26.6	…	17.8	106.2	44.3	8.9
1940	15	29.4	…	16.5	90.0	38.7	12.9
41	16	31.8	…	16.0	84.1	34.2	15.7
42	17	30.9	…	16.1	85.5	34.1	14.7
43	18	30.9	…	16.7	86.6	33.8	14.3
1947	22	34.3	4.54	14.6	76.7	31.4	19.7
48	23	33.5	4.40	11.9	61.7	27.5	21.6
49	24	33.0	4.32	11.6	62.5	26.9	21.4
1950	25	28.1	3.65	10.9	60.1	27.4	17.2
51	26	25.3	3.26	9.9	57.5	27.5	15.4
52	27	23.4	2.98	8.9	49.4	25.4	14.4
53	28	21.5	2.69	8.9	48.9	25.5	12.6
54	29	20.0	2.48	8.2	44.6	24.1	11.9
55	30	19.4	2.37	7.8	39.8	22.3	11.6
56	31	18.4	2.22	8.0	40.6	23.0	10.4
57	32	17.2	2.04	8.3	40.0	21.6	8.9
58	33	18.0	2.11	7.4	34.5	19.5	10.5
59	34	17.5	2.04	7.4	33.7	18.6	10.1

注：率の算出方法は、「Ⅴ　比率の解説」（62～65ページ）を参照されたい。
　１）昭和19年から21年（1944年～1946年）は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22年から47年（1947年～1972年）は沖縄県を含まない。
　　昭和23・24年（1948・1949年）の＊印は概数である。
　２）新生児死亡の昭和18年（1943年）以前は１か月未満の死亡である。また、新生児死亡の昭和18年（1943年）は樺太を含む数字である。

人口動態総覧（率）
vital statistics (rates) : Japan

年次[1] Year		出生率（人口千対） Live birth rate (per 1,000 population)	合計特殊出生率 Total fertility rate	死亡率（人口千対） Death rate (per 1,000 population)	乳児死亡率（出生千対） Infant mortality rate (per 1,000 live births)	新生児死亡率[2]（出生千対） Neonatal mortality rate (per 1,000 live births)	自然増減率（人口千対） Natural change rate (per 1,000 population)
1960	昭和35年	17.2	2.00	7.6	30.7	17.0	9.6
61	36	16.9	1.96	7.4	28.6	16.5	9.5
62	37	17.0	1.98	7.5	26.4	15.3	9.5
63	38	17.3	2.00	7.0	23.2	13.8	10.3
64	39	17.7	2.05	6.9	20.4	12.4	10.7
65	40	18.6	2.14	7.1	18.5	11.7	11.4
66	41	13.7	1.58	6.8	19.3	12.0	7.0
67	42	19.4	2.23	6.8	14.9	9.9	12.7
68	43	18.6	2.13	6.8	15.3	9.8	11.8
69	44	18.5	2.13	6.8	14.2	9.1	11.7
1970	45	18.8	2.13	6.9	13.1	8.7	11.8
71	46	19.2	2.16	6.6	12.4	8.2	12.6
72	47	19.3	2.14	6.5	11.7	7.8	12.8
73	48	19.4	2.14	6.6	11.3	7.4	12.8
74	49	18.6	2.05	6.5	10.8	7.1	12.1
75	50	17.1	1.91	6.3	10.0	6.8	10.8
76	51	16.3	1.85	6.3	9.3	6.4	10.0
77	52	15.5	1.80	6.1	8.9	6.1	9.4
78	53	14.9	1.79	6.1	8.4	5.6	8.8
79	54	14.2	1.77	6.0	7.9	5.2	8.3
1980	55	13.6	1.75	6.2	7.5	4.9	7.3
81	56	13.0	1.74	6.1	7.1	4.7	6.9
82	57	12.8	1.77	6.0	6.6	4.2	6.8
83	58	12.7	1.80	6.2	6.2	3.9	6.5
84	59	12.5	1.81	6.2	6.0	3.7	6.3
85	60	11.9	1.76	6.3	5.5	3.4	5.6
86	61	11.4	1.72	6.2	5.2	3.1	5.2
87	62	11.1	1.69	6.2	5.0	2.9	4.9
88	63	10.8	1.66	6.5	4.8	2.7	4.3
89	平成元年	10.2	1.57	6.4	4.6	2.6	3.7
1990	2	10.0	1.54	6.7	4.6	2.6	3.3
91	3	9.9	1.53	6.7	4.4	2.4	3.2
92	4	9.8	1.50	6.9	4.5	2.4	2.9
93	5	9.6	1.46	7.1	4.3	2.3	2.5
94	6	10.0	1.50	7.1	4.2	2.3	2.9
95	7	9.6	1.42	7.4	4.3	2.2	2.1
96	8	9.7	1.43	7.2	3.8	2.0	2.5
97	9	9.5	1.39	7.3	3.7	1.9	2.2
98	10	9.6	1.38	7.5	3.6	2.0	2.1
99	11	9.4	1.34	7.8	3.4	1.8	1.6
2000	12	9.5	1.36	7.7	3.2	1.8	1.8
01	13	9.3	1.33	7.7	3.1	1.6	1.6
02	14	9.2	1.32	7.8	3.0	1.7	1.4
03	15	8.9	1.29	8.0	3.0	1.7	0.9
04	16	8.8	1.29	8.2	2.8	1.5	0.7
05	17	8.4	1.26	8.6	2.8	1.4	△ 0.2
06	18	8.7	1.32	8.6	2.6	1.3	0.1
07	19	8.6	1.34	8.8	2.6	1.3	△ 0.1
08	20	8.7	1.37	9.1	2.6	1.2	△ 0.4
09	21	8.5	1.37	9.1	2.4	1.2	△ 0.6
2010	22	8.5	1.39	9.5	2.3	1.1	△ 1.0
11	23	8.3	1.39	9.9	2.3	1.1	△ 1.6
12	24	8.2	1.41	10.0	2.2	1.0	△ 1.7
13	25	8.2	1.43	10.1	2.1	1.0	△ 1.9
14	26	8.0	1.42	10.1	2.1	0.9	△ 2.1
15	27	8.0	1.45	10.3	1.9	0.9	△ 2.3
16	28	7.8	1.44	10.5	2.0	0.9	△ 2.6
17	29	7.6	1.43	10.8	1.9	0.9	△ 3.2
18	30	7.4	1.42	11.0	1.9	0.9	△ 3.6
19	令和元年	7.0	1.36	11.2	1.9	0.9	△ 4.2
2020	2	6.8	1.33	11.1	1.8	0.8	△ 4.3
21	3	6.6	1.30	11.7	1.7	0.8	△ 5.1
22	4	6.3	1.26	12.9	1.8	0.8	△ 6.5
23	**5**	**6.0**	**1.20**	**13.0**	**1.8**	**0.8**	**△ 7.0**

表３－２－２　年次別にみた

Table 3 - 2 - 2 Trends in indices of

年次[1)] Year		死産率（出産千対）Foetal death rate (per 1,000 total births) 総数 Total	自然死産 Spontaneous	人工死産 Artificial	周産期死亡率（出産千対）Perinatal death rate (per 1,000 total births)	妊娠満22週以後の死産率（出産千対）Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation (per 1,000 total births)	早期新生児死亡率（出生千対）Early neonatal death rate (per 1,000 live births)	婚姻率（人口千対）Marriage rate (per 1,000 population)	離婚率（人口千対）Divorce rate (per 1,000 population)
1899	明治32年	89.1	…	…	…	…	…	6.9	1.53
1900	33	88.5	…	…	…	…	…	7.9	1.46
01	34	93.8	…	…	…	…	…	8.5	1.43
02	35	94.5	…	…	…	…	…	8.8	1.43
03	36	93.6	…	…	…	…	…	8.1	1.44
04	37	92.6	…	…	…	…	…	8.6	1.39
1905	38	89.1	…	…	…	…	…	7.5	1.29
06	39	97.0	…	…	…	…	…	7.5	1.39
07	40	89.6	…	…	…	…	…	9.1	1.29
08	41	89.1	…	…	…	…	…	9.6	1.26
09	42	87.1	…	…	…	…	…	9.0	1.21
1910	43	84.2	…	…	…	…	…	9.0	1.21
11	44	81.6	…	…	…	…	…	8.7	1.16
12	大正元年	78.3	…	…	…	…	…	8.5	1.17
13	2	77.6	…	…	…	…	…	8.4	1.16
14	3	74.6	…	…	…	…	…	8.7	1.15
15	4	72.8	…	…	…	…	…	8.4	1.14
16	5	72.0	…	…	…	…	…	8.1	1.13
17	6	71.9	…	…	…	…	…	8.3	1.03
18	7	73.7	…	…	…	…	…	9.1	1.03
19	8	69.5	…	…	…	…	…	8.7	1.03
1920	9	66.4	…	…	…	…	…	9.8	0.99
21	10	65.0	…	…	…	…	…	9.2	0.94
22	11	62.9	…	…	…	…	…	9.0	0.92
23	12	61.5	…	…	…	…	…	8.8	0.88
24	13	59.2	…	…	…	…	…	8.7	0.88
25	14	56.3	…	…	…	…	…	8.7	0.87
26	昭和元年	55.7	…	…	…	…	…	8.3	0.83
27	2	53.7	…	…	…	…	…	7.9	0.82
28	3	53.3	…	…	…	…	…	8.0	0.78
29	4	53.3	…	…	…	…	…	7.8	0.81
1930	5	53.4	…	…	…	…	…	7.9	0.80
31	6	52.5	…	…	…	…	…	7.6	0.77
32	7	51.9	…	…	…	…	…	7.8	0.77
33	8	51.1	…	…	…	…	…	7.2	0.73
34	9	52.4	…	…	…	…	…	7.5	0.71
35	10	50.1	…	…	…	…	…	8.0	0.70
36	11	50.2	…	…	…	…	…	7.8	0.66
37	12	48.6	…	…	…	…	…	9.5	0.66
38	13	49.1	…	…	…	…	…	7.6	0.63
39	14	49.2	…	…	…	…	…	7.8	0.64
1940	15	46.0	…	…	…	…	…	9.3	0.68
41	16	43.4	…	…	…	…	…	11.0	0.69
42	17	41.0	…	…	…	…	…	9.4	0.64
43	18	39.6	…	…	…	…	…	10.2	0.68
1947	22	44.2	…	…	…	…	…	12.0	1.02
48	23	50.9	＊36.9	＊10.9	…	…	…	11.9	0.99
49	24	66.7	＊39.1	＊25.9	…	…	…	10.3	1.01
1950	25	84.9	41.7	43.2	…	…	15.1	8.6	1.01
51	26	92.2	43.0	49.3	…	…	15.3	7.9	0.97
52	27	92.3	42.8	49.5	…	…	14.3	7.9	0.92
53	28	93.8	43.5	50.2	…	…	14.3	7.8	0.86
54	29	95.6	44.6	51.1	…	…	13.7	7.9	0.87
55	30	95.8	44.5	51.3	…	…	13.1	8.0	0.84
56	31	97.1	46.9	50.1	…	…	13.5	7.9	0.80
57	32	101.2	49.9	51.3	…	…	12.5	8.5	0.79
58	33	100.7	50.2	50.5	…	…	11.6	9.0	0.80
59	34	100.6	51.3	49.3	…	…	11.3	9.1	0.78

人口動態総覧（率）（つづき）
vital statistics (rates) : Japan－CON.

年次[1)] Year		死産率（出産千対） Foetal death rate (per 1,000 total births) 総数 Total	自然死産 Spontaneous	人工死産 Artificial	周産期死亡率（出産千対） Perinatal death rate (per 1,000 total births)	妊娠満22週以後の死産率（出産千対） Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation (per 1,000 total births)	早期新生児死亡率（出生千対） Early neonatal death rate (per 1,000 live births)	婚姻率（人口千対） Marriage rate (per 1,000 population)	離婚率（人口千対） Divorce rate (per 1,000 population)
1960	昭和35年	100.4	52.3	48.1	…	…	10.6	9.3	0.74
61	36	101.7	54.3	47.4	…	…	10.6	9.4	0.74
62	37	98.8	54.2	44.6	…	…	10.0	9.8	0.75
63	38	95.6	53.3	42.4	…	…	9.2	9.7	0.73
64	39	89.2	51.7	37.5	…	…	8.5	9.9	0.74
65	40	81.4	47.6	33.8	…	…	8.2	9.7	0.79
66	41	98.2	55.2	43.1	…	…	8.6	9.5	0.80
67	42	71.6	43.6	28.0	…	…	7.3	9.6	0.84
68	43	71.1	43.4	27.7	…	…	7.3	9.5	0.87
69	44	68.6	42.3	26.3	…	…	6.8	9.6	0.89
1970	45	65.3	40.6	24.7	…	…	6.6	10.0	0.93
71	46	61.4	39.3	22.1	…	…	6.3	10.5	0.99
72	47	57.8	37.8	20.1	…	…	6.1	10.4	1.02
73	48	52.6	35.6	17.0	…	…	5.8	9.9	1.04
74	49	51.3	34.9	16.4	…	…	5.6	9.1	1.04
75	50	50.8	33.8	17.1	…	…	5.4	8.5	1.07
76	51	52.7	33.1	19.6	…	…	5.1	7.8	1.11
77	52	51.5	32.6	18.9	…	…	4.9	7.2	1.14
78	53	48.7	31.1	17.6	…	…	4.5	6.9	1.15
79	54	47.7	29.6	18.1	21.6	17.5	4.2	6.8	1.17
1980	55	46.8	28.8	18.0	20.2	16.4	3.9	6.7	1.22
81	56	49.2	28.8	20.5	19.5	15.9	3.7	6.6	1.32
82	57	49.0	27.7	21.3	18.3	15.0	3.3	6.6	1.39
83	58	45.5	25.4	20.1	16.9	14.0	3.0	6.4	1.51
84	59	46.3	24.3	22.0	16.6	13.8	2.9	6.2	1.50
85	60	46.0	22.1	23.9	15.4	12.9	2.6	6.1	1.39
86	61	45.3	21.4	23.9	14.6	12.2	2.3	5.9	1.37
87	62	45.3	21.2	24.0	13.7	11.5	2.3	5.7	1.30
88	63	43.4	19.5	23.9	12.7	10.6	2.1	5.8	1.26
89	平成元年	42.4	18.9	23.5	12.1	10.2	1.9	5.8	1.29
1990	2	42.3	18.3	23.9	11.1	9.2	1.9	5.9	1.28
91	3	39.7	17.5	22.1	8.5	6.7	1.8	6.0	1.37
92	4	38.9	17.2	21.6	8.1	6.4	1.8	6.1	1.45
93	5	36.6	16.4	20.2	7.7	6.0	1.7	6.4	1.52
94	6	33.5	15.4	18.1	7.5	5.8	1.7	6.3	1.57
95	7	32.1	14.9	17.2	7.0	5.5	1.5	6.4	1.60
96	8	31.7	14.7	17.0	6.7	5.2	1.4	6.4	1.66
97	9	32.1	14.2	17.9	6.4	5.0	1.4	6.2	1.78
98	10	31.4	13.6	17.8	6.2	4.8	1.4	6.3	1.94
99	11	31.6	13.7	17.9	6.0	4.7	1.3	6.1	2.00
2000	12	31.2	13.2	18.1	5.8	4.5	1.3	6.4	2.10
01	13	31.0	13.0	18.0	5.5	4.3	1.2	6.4	2.27
02	14	31.1	12.7	18.3	5.5	4.3	1.2	6.0	2.30
03	15	30.5	12.6	17.8	5.3	4.1	1.2	5.9	2.25
04	16	30.0	12.5	17.5	5.0	3.9	1.1	5.7	2.15
05	17	29.1	12.3	16.7	4.8	3.8	1.0	5.7	2.08
06	18	27.5	11.9	15.6	4.7	3.7	1.0	5.8	2.04
07	19	26.2	11.7	14.5	4.5	3.5	1.0	5.7	2.02
08	20	25.2	11.3	13.9	4.3	3.4	0.9	5.8	1.99
09	21	24.6	11.1	13.5	4.2	3.4	0.8	5.6	2.01
2010	22	24.2	11.2	13.0	4.2	3.4	0.8	5.5	1.99
11	23	23.9	11.1	12.8	4.1	3.3	0.8	5.2	1.87
12	24	23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.87
13	25	22.9	10.4	12.5	3.7	3.0	0.7	5.3	1.84
14	26	22.9	10.6	12.3	3.7	3.0	0.7	5.1	1.77
15	27	22.0	10.6	11.4	3.7	3.0	0.7	5.1	1.81
16	28	21.0	10.1	10.9	3.6	2.9	0.7	5.0	1.73
17	29	21.1	10.1	11.0	3.5	2.8	0.7	4.9	1.70
18	30	20.9	9.9	11.0	3.3	2.6	0.7	4.7	1.68
19	令和元年	22.0	10.2	11.8	3.4	2.7	0.7	4.8	1.69
2020	2	20.1	9.5	10.6	3.2	2.5	0.7	4.3	1.57
21	3	19.7	9.8	9.9	3.4	2.7	0.6	4.1	1.50
22	4	19.3	9.4	9.9	3.3	2.7	0.6	4.1	1.47
23	**5**	**20.9**	**9.6**	**11.3**	**3.3**	**2.7**	**0.6**	**3.9**	**1.52**

表３－３－１　都道府県（特別区―

Table 3-3-1 Summary tables of vital statistics:

都道府県[1)] Prefecture	人口[2)] Population	出生数 Live births	死亡数 Deaths	（再掲）(Regrouped) 乳児（1歳未満）死亡数 Infant deaths (under 1 year)	新生児(生後4週未満)死亡数 Neonatal deaths (under 4 weeks)	自然増減数 Natural change	死 Foetal 総数 Total
全国 Total	121 193 394	727 288	1 576 016	1 326	600	△ 848 728	15 534
01 北海道	5 041 000	24 430	75 120	38	19	△ 50 690	635
02 青森	1 177 000	5 696	20 835	12	4	△ 15 139	141
03 岩手	1 154 000	5 432	19 612	12	3	△ 14 180	124
04 宮城	2 239 000	12 328	28 640	25	15	△ 16 312	297
05 秋田	909 000	3 611	17 517	10	9	△ 13 906	90
06 山形	1 018 000	5 151	16 975	12	10	△ 11 824	107
07 福島	1 751 000	9 019	27 514	21	10	△ 18 495	197
08 茨城	2 744 000	14 898	37 603	29	14	△ 22 705	331
09 栃木	1 848 000	9 958	25 049	12	3	△ 15 091	208
10 群馬	1 831 000	9 950	26 743	21	12	△ 16 793	224
11 埼玉	7 113 000	42 108	83 597	69	35	△ 41 489	955
12 千葉	6 081 000	35 658	73 002	75	34	△ 37 344	776
13 東京	13 448 000	86 348	137 241	135	60	△ 50 893	1 934
14 神奈川	8 970 000	53 991	98 744	112	57	△ 44 753	1 191
15 新潟	2 107 000	10 916	33 185	20	7	△ 22 269	249
16 富山	987 000	5 512	15 095	13	7	△ 9 583	92
17 石川	1 091 000	6 757	14 746	11	6	△ 7 989	106
18 福井	729 000	4 563	10 426	11	5	△ 5 863	103
19 山梨	776 000	4 397	11 267	9	5	△ 6 870	94
20 長野	1 965 000	11 125	28 423	16	6	△ 17 298	217
21 岐阜	1 868 000	10 469	26 089	28	13	△ 15 620	207
22 静岡	3 449 000	18 969	47 926	31	16	△ 28 957	429
23 愛知	7 195 000	48 402	80 557	90	41	△ 32 155	924
24 三重	1 669 000	9 524	23 744	12	4	△ 14 220	185
25 滋賀	1 367 000	9 249	14 955	16	10	△ 5 706	177
26 京都	2 465 000	13 882	30 735	23	9	△ 16 853	268
27 大阪	8 488 000	55 292	104 964	119	59	△ 49 672	1 101
28 兵庫	5 247 000	32 615	66 171	43	13	△ 33 556	600
29 奈良	1 279 000	6 943	16 972	14	5	△ 10 029	132
30 和歌山	884 000	4 901	14 535	7	3	△ 9 634	96
31 鳥取	532 000	3 263	8 290	10	3	△ 5 027	68
32 島根	640 000	3 759	10 461	9	4	△ 6 702	65
33 岡山	1 814 000	11 575	25 281	12	6	△ 13 706	222
34 広島	2 682 000	16 682	35 563	24	8	△ 18 881	330
35 山口	1 279 000	7 189	21 253	11	4	△ 14 064	136
36 徳島	688 000	3 903	11 263	6	2	△ 7 360	74
37 香川	910 000	5 365	13 653	11	5	△ 8 288	104
38 愛媛	1 277 000	6 950	20 265	13	3	△ 13 315	133
39 高知	660 000	3 380	11 438	4	1	△ 8 058	84
40 福岡	5 011 000	33 942	62 153	60	24	△ 28 211	787
41 佐賀	786 000	5 144	11 199	12	4	△ 6 055	108
42 長崎	1 254 000	7 656	19 723	20	10	△ 12 067	155
43 熊本	1 685 000	11 189	24 265	18	7	△ 13 076	231
44 大分	1 079 000	6 259	16 756	10	3	△ 10 497	132
45 宮崎	1 032 000	6 502	16 212	14	4	△ 9 710	166
46 鹿児島	1 533 000	9 868	24 217	22	7	△ 14 349	225
47 沖縄	1 443 000	12 549	15 110	22	9	△ 2 561	312
外国 Foreign countries	・	19	145	1	1	△ 126	7
不詳 Place of residence not stated	・	・	787	1	1	・	5
特別区－指定都市（再掲） Special wards and specified cities (Regrouped)							
50 東京都の区部	9 784 000	62 460	90 507	94	42	△ 28 047	1 437
51 札幌市	1 970 000	10 352	23 843	18	7	△ 13 491	274
52 仙台市	1 098 000	6 617	11 164	13	9	△ 4 547	154
53 さいたま市	1 344 000	9 389	13 364	13	6	△ 3 975	164
54 千葉市	980 000	5 570	10 952	9	5	△ 5 382	112
55 横浜市	3 772 000	22 190	38 964	45	26	△ 16 774	502
56 川崎市	1 546 000	10 995	13 550	23	12	△ 2 555	224
57 相模原市	725 000	3 866	7 914	8	4	△ 4 048	101
58 新潟市	772 000	4 429	10 614	9	4	△ 6 185	105
59 静岡市	677 000	3 620	9 313	5	4	△ 5 693	87
60 浜松市	780 000	4 561	9 547	9	2	△ 4 986	95
61 名古屋市	2 327 000	15 701	25 709	27	11	△ 10 008	327
62 京都市	1 443 000	7 692	16 856	6	3	△ 9 164	155
63 大阪市	2 771 000	17 795	33 222	38	18	△ 15 427	391
64 堺市	812 000	5 081	10 093	9	4	△ 5 012	99
65 神戸市	1 500 000	8 497	18 248	9	4	△ 9 751	174
66 岡山市	716 000	4 871	8 045	5	2	△ 3 174	102
67 広島市	1 185 000	7 868	12 639	14	5	△ 4 771	156
68 北九州市	916 000	5 514	13 100	14	6	△ 7 586	138
69 福岡市	1 643 000	11 733	14 745	14	4	△ 3 012	245
70 熊本市	738 000	5 345	8 178	7	2	△ 2 833	113

注：1）都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。
　　2）都道府県については総務省統計局「人口推計（令和５年（2023年）10月１日現在）」の日本人人口、特別区－指定都市については各指定都市及び東京都が推計した令和５年（2023年）10月１日現在の総人口である。また、人口についてはe-Statの「人口」に掲載している。

指定都市再掲）**別にみた人口動態総覧**

Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2023

令和５年(2023)

産数 deaths		周産期死亡数 Perinatal deaths			婚姻件数	離婚件数	都道府県[1]
自然死産 Spontaneous	人工死産 Artifical	総数 Total	妊娠満22週以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児死亡数 Early neonatal deaths	Marriages	Divorces	Prefecture
7 152	8 382	2 404	1 943	461	474 741	183 814	全国 Total
261	374	89	72	17	17 281	8 629	01 北海道
66	75	14	11	3	3 326	1 665	02 青森
61	63	17	14	3	3 376	1 488	03 岩手
148	149	50	42	8	7 899	3 138	04 宮城
43	47	22	15	7	2 302	1 151	05 秋田
57	50	18	11	7	2 971	1 223	06 山形
95	102	32	24	8	5 599	2 563	07 福島
159	172	55	42	13	9 338	4 078	08 茨城
89	119	35	32	3	6 594	2 732	09 栃木
98	126	42	31	11	6 220	2 751	10 群馬
367	588	135	104	31	27 531	10 697	11 埼玉
379	397	133	110	23	23 251	9 151	12 千葉
799	1 135	266	225	41	71 774	20 016	13 東京
501	690	194	147	47	38 176	13 343	14 神奈川
126	123	38	34	4	6 262	2 511	15 新潟
48	44	18	14	4	3 276	1 126	16 富山
60	46	17	12	5	3 792	1 356	17 石川
49	54	21	16	5	2 620	942	18 福井
50	44	19	15	4	2 763	1 118	19 山梨
93	124	34	28	6	6 600	2 748	20 長野
99	108	44	32	12	6 076	2 602	21 岐阜
208	221	80	68	12	12 387	5 028	22 静岡
475	449	152	120	32	31 759	10 928	23 愛知
85	100	31	27	4	6 039	2 515	24 三重
94	83	36	29	7	5 230	1 943	25 滋賀
130	138	36	29	7	8 731	3 561	26 京都
536	565	181	142	39	38 513	14 556	27 大阪
303	297	85	77	8	19 629	8 060	28 兵庫
67	65	19	16	3	4 019	1 751	29 奈良
41	55	16	13	3	2 944	1 466	30 和歌山
34	34	9	7	2	1 810	781	31 鳥取
41	24	11	7	4	2 095	799	32 島根
102	120	40	34	6	6 781	2 750	33 岡山
148	182	53	46	7	10 083	4 103	34 広島
72	64	18	16	2	4 145	1 873	35 山口
29	45	10	9	1	2 277	956	36 徳島
54	50	18	13	5	3 296	1 424	37 香川
57	76	20	18	2	4 158	1 953	38 愛媛
34	50	9	8	1	1 985	1 065	39 高知
357	430	104	86	18	20 549	8 512	40 福岡
52	56	16	12	4	2 730	1 150	41 佐賀
78	77	36	29	7	4 074	1 788	42 長崎
98	133	34	27	7	5 772	2 663	43 熊本
55	77	16	14	2	3 689	1 695	44 大分
77	89	19	16	3	3 592	1 796	45 宮崎
102	123	30	25	5	5 111	2 500	46 鹿児島
165	147	29	22	7	6 316	3 170	47 沖縄
5	2	-	-	-	・	・	外国 Foreign countries
5	-	3	2	1	・	・	不詳 Place of residence not stated
							特別区－指定都市（再掲） Special wards and specified cities (Regrouped)
583	854	186	159	27	56 920	14 273	50 東京都の区部
105	169	38	33	5	7 908	3 558	51 札幌市
75	79	26	21	5	4 622	1 485	52 仙台市
69	95	34	29	5	5 825	1 841	53 さいたま市
57	55	18	14	4	3 772	1 420	54 千葉市
219	283	108	86	22	15 648	5 319	55 横浜市
82	142	28	18	10	8 964	2 166	56 川崎市
35	66	12	9	3	2 632	1 065	57 相模原市
54	51	18	16	2	2 580	910	58 新潟市
38	49	13	11	2	2 450	880	59 静岡市
51	44	14	13	1	2 928	1 051	60 浜松市
166	161	50	40	10	11 499	3 698	61 名古屋市
76	79	19	17	2	5 477	2 071	62 京都市
191	200	60	46	14	16 056	5 057	63 大阪市
47	52	11	8	3	3 110	1 345	64 堺市
71	103	20	19	1	5 692	2 363	65 神戸市
50	52	21	19	2	3 020	1 097	66 岡山市
70	86	27	23	4	5 007	1 850	67 広島市
72	66	20	16	4	3 614	1 602	68 北九州市
98	147	28	25	3	8 329	2 621	69 福岡市
46	67	17	15	2	2 992	1 153	70 熊本市

表３－３－２　都道府県（特別区―

Table 3-3-2 Summary tables of vital statistics (rates):

都道府県[1)] Prefecture	出生率（人口千対） Live Birth rate (per 1,000 population)	死亡率（人口千対） Death rate (per 1,000 population)	乳児死亡率（出生千対） Infant mortality rate (per 1,000 live births)	新生児死亡率（出生千対） Neonatal mortality rate (per 1,000 live births)	自然増減率（人口千対） Natural change rate (per 1,000 population)	死産（出産千対） Foetal death rate (per 1,000 total births) 総数 Total	自然死産 Spontaneous
全国 Total	6.0	13.0	1.8	0.8	△ 7.0	20.9	9.6
01 北海道	4.8	14.9	1.6	0.8	△ 10.1	25.3	10.4
02 青森	4.8	17.7	2.1	0.7	△ 12.9	24.2	11.3
03 岩手	4.7	17.0	2.2	0.6	△ 12.3	22.3	11.0
04 宮城	5.5	12.8	2.0	1.2	△ 7.3	23.5	11.7
05 秋田	4.0	19.3	2.8	2.5	△ 15.3	24.3	11.6
06 山形	5.1	16.7	2.3	1.9	△ 11.6	20.3	10.8
07 福島	5.2	15.7	2.3	1.1	△ 10.6	21.4	10.3
08 茨城	5.4	13.7	1.9	0.9	△ 8.3	21.7	10.4
09 栃木	5.4	13.6	1.2	0.3	△ 8.2	20.5	8.8
10 群馬	5.4	14.6	2.1	1.2	△ 9.2	22.0	9.6
11 埼玉	5.9	11.8	1.6	0.8	△ 5.8	22.2	8.5
12 千葉	5.9	12.0	2.1	1.0	△ 6.1	21.3	10.4
13 東京	6.4	10.2	1.6	0.7	△ 3.8	21.9	9.1
14 神奈川	6.0	11.0	2.1	1.1	△ 5.0	21.6	9.1
15 新潟	5.2	15.7	1.8	0.6	△ 10.6	22.3	11.3
16 富山	5.6	15.3	2.4	1.3	△ 9.7	16.4	8.6
17 石川	6.2	13.5	1.6	0.9	△ 7.3	15.4	8.7
18 福井	6.3	14.3	2.4	1.1	△ 8.0	22.1	10.5
19 山梨	5.7	14.5	2.0	1.1	△ 8.9	20.9	11.1
20 長野	5.7	14.5	1.4	0.5	△ 8.8	19.1	8.2
21 岐阜	5.6	14.0	2.7	1.2	△ 8.4	19.4	9.3
22 静岡	5.5	13.9	1.6	0.8	△ 8.4	22.1	10.7
23 愛知	6.7	11.2	1.9	0.8	△ 4.5	18.7	9.6
24 三重	5.7	14.2	1.3	0.4	△ 8.5	19.1	8.8
25 滋賀	6.8	10.9	1.7	1.1	△ 4.2	18.8	10.0
26 京都	5.6	12.5	1.7	0.6	△ 6.8	18.9	9.2
27 大阪	6.5	12.4	2.2	1.1	△ 5.9	19.5	9.5
28 兵庫	6.2	12.6	1.3	0.4	△ 6.4	18.1	9.1
29 奈良	5.4	13.3	2.0	0.7	△ 7.8	18.7	9.5
30 和歌山	5.5	16.4	1.4	0.6	△ 10.9	19.2	8.2
31 鳥取	6.1	15.6	3.1	0.9	△ 9.4	20.4	10.2
32 島根	5.9	16.3	2.4	1.1	△ 10.5	17.0	10.7
33 岡山	6.4	13.9	1.0	0.5	△ 7.6	18.8	8.6
34 広島	6.2	13.3	1.4	0.5	△ 7.0	19.4	8.7
35 山口	5.6	16.6	1.5	0.6	△ 11.0	18.6	9.8
36 徳島	5.7	16.4	1.5	0.5	△ 10.7	18.6	7.3
37 香川	5.9	15.0	2.1	0.9	△ 9.1	19.0	9.9
38 愛媛	5.4	15.9	1.9	0.4	△ 10.4	18.8	8.0
39 高知	5.1	17.3	1.2	0.3	△ 12.2	24.2	9.8
40 福岡	6.8	12.4	1.8	0.7	△ 5.6	22.7	10.3
41 佐賀	6.5	14.2	2.3	0.8	△ 7.7	20.6	9.9
42 長崎	6.1	15.7	2.6	1.3	△ 9.6	19.8	10.0
43 熊本	6.6	14.4	1.6	0.6	△ 7.8	20.2	8.6
44 大分	5.8	15.5	1.6	0.5	△ 9.7	20.7	8.6
45 宮崎	6.3	15.7	2.2	0.6	△ 9.4	24.9	11.5
46 鹿児島	6.4	15.8	2.2	0.7	△ 9.4	22.3	10.1
47 沖縄	8.7	10.5	1.8	0.7	△ 1.8	24.3	12.8
特別区−指定都市（再掲） Special wards and specified cities (Regrouped)							
50 東京都の区部	6.4	9.3	1.5	0.7	△ 2.9	22.5	9.1
51 札幌市	5.3	12.1	1.7	0.7	△ 6.8	25.8	9.9
52 仙台市	6.0	10.2	2.0	1.4	△ 4.1	22.7	11.1
53 さいたま市	7.0	9.9	1.4	0.6	△ 3.0	17.2	7.2
54 千葉市	5.7	11.2	1.6	0.9	△ 5.5	19.7	10.0
55 横浜市	5.9	10.3	2.0	1.2	△ 4.4	22.1	9.7
56 川崎市	7.1	8.8	2.1	1.1	△ 1.7	20.0	7.3
57 相模原市	5.3	10.9	2.1	1.0	△ 5.6	25.5	8.8
58 新潟市	5.7	13.7	2.0	0.9	△ 8.0	23.2	11.9
59 静岡市	5.3	13.8	1.4	1.1	△ 8.4	23.5	10.3
60 浜松市	5.8	12.2	2.0	0.4	△ 6.4	20.4	11.0
61 名古屋市	6.7	11.0	1.7	0.7	△ 4.3	20.4	10.4
62 京都市	5.3	11.7	0.8	0.4	△ 6.4	19.8	9.7
63 大阪市	6.4	12.0	2.1	1.0	△ 5.6	21.5	10.5
64 堺市	6.3	12.4	1.8	0.8	△ 6.2	19.1	9.1
65 神戸市	5.7	12.2	1.1	0.5	△ 6.5	20.1	8.2
66 岡山市	6.8	11.2	1.0	0.4	△ 4.4	20.5	10.1
67 広島市	6.6	10.7	1.8	0.6	△ 4.0	19.4	8.7
68 北九州市	6.0	14.3	2.5	1.1	△ 8.3	24.4	12.7
69 福岡市	7.1	9.0	1.2	0.3	△ 1.8	20.5	8.2
70 熊本市	7.2	11.1	1.3	0.4	△ 3.8	20.7	8.4

注：率の算出方法は、「Ⅴ　比率の解説」（62～65ページ）を参照されたい。
　　1）都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

指定都市再掲）**別にみた人口動態総覧（率）**

Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2023

令和５年(2023)

率 人工死産 Artifical	周産期死亡率（出産千対） Perinatal death rate (per 1,000 total births)	妊娠満22週以後の死産率（出産千対） Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation (per 1,000 total births)	早期新生児死亡率（出生千対） Early neonatal death rate (per 1,000 live births)	婚姻率（人口千対） Marriage rate (per 1,000 population)	離婚率（人口千対） Divorce rate (per 1,000 population)	合計特殊出生率 Total fertility rate	都道府県[1] Prefecture
11.3	3.3	2.7	0.6	3.9	1.52	1.20	全国 Total
14.9	3.6	2.9	0.7	3.4	1.71	1.06	01 北海道
12.8	2.5	1.9	0.5	2.8	1.41	1.23	02 青森
11.3	3.1	2.6	0.6	2.9	1.29	1.16	03 岩手
11.8	4.0	3.4	0.6	3.5	1.40	1.07	04 宮城
12.7	6.1	4.1	1.9	2.5	1.27	1.10	05 秋田
9.5	3.5	2.1	1.4	2.9	1.20	1.22	06 山形
11.1	3.5	2.7	0.9	3.2	1.46	1.21	07 福島
11.3	3.7	2.8	0.9	3.4	1.49	1.22	08 茨城
11.7	3.5	3.2	0.3	3.6	1.48	1.19	09 栃木
12.4	4.2	3.1	1.1	3.4	1.50	1.25	10 群馬
13.7	3.2	2.5	0.7	3.9	1.50	1.14	11 埼玉
10.9	3.7	3.1	0.6	3.8	1.50	1.14	12 千葉
12.9	3.1	2.6	0.5	5.3	1.49	0.99	13 東京
12.5	3.6	2.7	0.9	4.3	1.49	1.13	14 神奈川
11.0	3.5	3.1	0.4	3.0	1.19	1.23	15 新潟
7.9	3.3	2.5	0.7	3.3	1.14	1.35	16 富山
6.7	2.5	1.8	0.7	3.5	1.24	1.34	17 石川
11.6	4.6	3.5	1.1	3.6	1.29	1.46	18 福井
9.8	4.3	3.4	0.9	3.6	1.44	1.32	19 山梨
10.9	3.0	2.5	0.5	3.4	1.40	1.34	20 長野
10.1	4.2	3.0	1.1	3.3	1.39	1.31	21 岐阜
11.4	4.2	3.6	0.6	3.6	1.46	1.25	22 静岡
9.1	3.1	2.5	0.7	4.4	1.52	1.29	23 愛知
10.3	3.2	2.8	0.4	3.6	1.51	1.29	24 三重
8.8	3.9	3.1	0.8	3.8	1.42	1.38	25 滋賀
9.8	2.6	2.1	0.5	3.5	1.44	1.11	26 京都
10.0	3.3	2.6	0.7	4.5	1.71	1.19	27 大阪
8.9	2.6	2.4	0.2	3.7	1.54	1.29	28 兵庫
9.2	2.7	2.3	0.4	3.1	1.37	1.21	29 奈良
11.0	3.3	2.6	0.6	3.3	1.66	1.33	30 和歌山
10.2	2.8	2.1	0.6	3.4	1.47	1.44	31 鳥取
6.3	2.9	1.9	1.1	3.3	1.25	1.46	32 島根
10.2	3.4	2.9	0.5	3.7	1.52	1.32	33 岡山
10.7	3.2	2.7	0.4	3.8	1.53	1.33	34 広島
8.7	2.5	2.2	0.3	3.2	1.46	1.40	35 山口
11.3	2.6	2.3	0.3	3.3	1.39	1.36	36 徳島
9.1	3.3	2.4	0.9	3.6	1.56	1.40	37 香川
10.7	2.9	2.6	0.3	3.3	1.53	1.31	38 愛媛
14.4	2.7	2.4	0.3	3.0	1.61	1.30	39 高知
12.4	3.1	2.5	0.5	4.1	1.70	1.26	40 福岡
10.7	3.1	2.3	0.8	3.5	1.46	1.46	41 佐賀
9.9	4.7	3.8	0.9	3.2	1.43	1.49	42 長崎
11.6	3.0	2.4	0.6	3.4	1.58	1.47	43 熊本
12.0	2.6	2.2	0.3	3.4	1.57	1.39	44 大分
13.3	2.9	2.5	0.5	3.5	1.74	1.49	45 宮崎
12.2	3.0	2.5	0.5	3.3	1.63	1.48	46 鹿児島
11.4	2.3	1.8	0.6	4.4	2.20	1.60	47 沖縄
							特別区−指定都市（再掲） Special wards and specified cities (Regrouped)
13.4	3.0	2.5	0.4	5.8	1.46	…	50 東京都の区部
15.9	3.7	3.2	0.5	4.0	1.81	…	51 札幌市
11.7	3.9	3.2	0.8	4.2	1.35	…	52 仙台市
9.9	3.6	3.1	0.5	4.3	1.37	…	53 さいたま市
9.7	3.2	2.5	0.7	3.8	1.45	…	54 千葉市
12.5	4.8	3.9	1.0	4.1	1.41	…	55 横浜市
12.7	2.5	1.6	0.9	5.8	1.40	…	56 川崎市
16.6	3.1	2.3	0.8	3.6	1.47	…	57 相模原市
11.2	4.0	3.6	0.5	3.3	1.18	…	58 新潟市
13.2	3.6	3.0	0.6	3.6	1.30	…	59 静岡市
9.5	3.1	2.8	0.2	3.8	1.35	…	60 浜松市
10.0	3.2	2.5	0.6	4.9	1.59	…	61 名古屋市
10.1	2.5	2.2	0.3	3.8	1.44	…	62 京都市
11.0	3.4	2.6	0.8	5.8	1.82	…	63 大阪市
10.0	2.2	1.6	0.6	3.8	1.66	…	64 堺市
11.9	2.3	2.2	0.1	3.8	1.58	…	65 神戸市
10.5	4.3	3.9	0.4	4.2	1.53	…	66 岡山市
10.7	3.4	2.9	0.5	4.2	1.56	…	67 広島市
11.7	3.6	2.9	0.7	3.9	1.75	…	68 北九州市
12.3	2.4	2.1	0.3	5.1	1.60	…	69 福岡市
12.3	3.2	2.8	0.4	4.1	1.56	…	70 熊本市

表３－４　世界各国に
Table 3 - 4　International comparison

出生数・出生率（人口千対）　Live births and live birth rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2019	865 239	7.0	372 038	9.9	3 747 540	11.4	714 029	11.0	778 090	9.4	420 084	7.0	1 484 517	10.1	711 944	10.7
2020	840 835	6.8	360 552	9.5	3 613 647	10.9	696 664	10.7	773 144	9.3	404 892	6.8	1 435 750	9.8	681 321	10.2
2021	811 622	6.6	367 684	9.6	3 664 292	11.0	701 927	10.7	795 492	9.6	400 249	6.8	1 402 834	9.6	692 544	10.3
2022	770 759	6.3	351 705	9.0	3 667 758	11.0	…	…	738 819	8.8	393 333	6.7	1 306 162	8.9	673 048	10.0
2023	727 288	6.0	…	…	3 596 017	10.7	…	…	692 989	8.2	…	…	1 264 938	8.6	…	…

合計特殊出生率　Total fertility rates

年次 Year	日本 Japan	カナダ Canada	アメリカ合衆国 U.S.A.	フランス France	ドイツ Germany	イタリア Italy	ロシア Russian Federation	イギリス United Kingdom
2019	1.36	1.47	1.71	…	1.54	1.27	…	1.63
2020	1.33	1.41	…	…	1.53	1.24	…	1.56
2021	1.30	1.44	…	…	1.58	1.25	…	1.53
2022	1.26	1.33	…	…	1.46	1.24	…	1.48
2023	1.20	…	…	…	…	…	…	…

死亡数・死亡率（人口千対）　Deaths and death rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2019	1 381 093	11.2	285 270	7.6	2 854 838	8.7	599 408	9.2	939 520	11.3	634 417	10.6	1 800 677	12.3	545 238	8.2
2020	1 372 755	11.1	307 205	8.1	3 383 729	10.2	654 599	10.0	985 572	11.9	740 317	12.5	2 124 479	14.5	689 619	10.3
2021	1 439 856	11.7	311 640	8.1	…	…	644 064	9.8	1 023 687	12.3	701 346	11.9	2 445 509	16.7	667 480	10.0
2022	1 569 050	12.9	334 085	8.6	…	…	…	…	1 066 341	12.7	715 077	12.1	1 905 778	13.0	655 778	9.7
2023	1 576 016	13.0	…	…	…	…	…	…	1 028 206	12.2	…	…	1 760 172	12.0	…	…

乳児死亡数・乳児死亡率（出生千対）　Infant deaths and infant mortality rates (per 1,000 live births)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2019	1 654	1.9	1 653	4.4	20 921	5.6	2 540	3.6	2 485	3.2	1 160	2.8	…	…	2 807	3.9
2020	1 512	1.8	1 622	4.5	…	…	2 351	3.4	2 373	3.1	952	2.4	…	…	2 620	3.8
2021	1 399	1.7	1 585	4.3	…	…	…	…	2 368	3.0	914	2.3	…	…	2 784	4.0
2022	1 356	1.8	1 655	4.7	…	…	…	…	2 345	3.2	899	2.3	…	…	2 654	3.9
2023	1 326	1.8	…	…	…	…	…	…	2 189	3.2	…	…	…	…	…	…

資料：日本は厚生労働省「人口動態統計」、諸外国はUN, Demographic Yearbook 2023
注：＊印は暫定値である。
　　1）諸外国は、妊娠期間不詳の死産を含む。フランスについては、妊娠期間180日以後の死産である。

おける人口動態
of vital statistics

妊娠満28週以後の死産数・死産比（出生千対）[1)]　Foetal deaths and foetal death ratio at 28 completed weeks and over of gestation (per 1,000 live births)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio
2019	1 375	1.6	1 066	2.9	…	…	…	…	3 180	4.1	1 182	2.8	…	…	2 659	3.7
2020	1 253	1.5	1 007	2.8	…	…	…	…	3 162	4.1	1 110	2.7	…	…	2 556	3.8
2021	1 309	1.6	1 061	2.9	…	…	…	…	3 420	4.3	1 046	2.6	…	…	2 757	4.0
2022	1 261	1.6	995	2.8	…	…	…	…	3 247	4.4	…	…	…	…	1 764	2.6
2023	1 216	1.7	…	…	…	…	…	…	3 007	4.3	…	…	…	…	…	…

婚姻件数・婚姻率（人口千対）　Marriages and marriage rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2019	599 007	4.8	146 121	3.9	2 015 603	6.1	218 635	3.4	416 324	5.0	184 088	3.1	…	…	219 850	3.3
2020	525 507	4.3	98 355	2.6	…	…	150 545	2.3	373 304	4.5	96 841	1.6	…	…	85 770	1.3
2021	501 138	4.1	…	…	…	…	…	…	357 785	4.3	180 416	3.1	…	…	…	…
2022	504 930	4.1	…	…	…	…	…	…	390 743	4.6	189 140	3.2	…	…	…	…
2023	474 741	3.9	…	…	…	…	…	…	360 979	4.3	…	…	…	…	…	…

離婚件数・離婚率（人口千対）　Divorces and divorce rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2019	208 496	1.69	56 937*	1.51*	746 971	2.28	…	…	149 010	1.79	85 349	1.43	…	…	108 421	1.62
2020	193 253	1.57	42 933*	1.13*	…	…	…	…	143 801	1.73	66 662	1.12	…	…	103 592	1.54
2021	184 384	1.50	…	…	…	…	…	…	142 751	1.72	83 192	1.41	…	…	113 505	1.69
2022	179 099	1.47	…	…	…	…	…	…	137 353	1.63	82 596	1.40	…	…	90 125	1.33
2023	183 814	1.52	…	…	…	…	…	…	129 008	1.53	…	…	…	…	…	…

Ⅳ 用 語 の 解 説

Part Ⅳ　Commentary on the terms

自然増減　出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳児死亡　生後１年未満の死亡をいう。

新生児死亡　生後４週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡　生後１週未満の死亡をいう。

妊娠期間　出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による（昭和53年（1978年）までは、数（かぞ）えによる妊娠月数）。

早期：妊娠満37週未満（259日未満）

正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日）

過期：妊娠満42週以上（294日以上）

死産　妊娠満12週（妊娠第４月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓膊動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

自然死産と人工死産　人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

(1) 胎児を出生させることを目的とした場合

(2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

（参　考）

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年（1948年）以降：優生保護法の施行（７月）により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第４月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年（1949年）以降：優生保護法の改正（６月）により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年（1952年）以降：優生保護法の改正（５月）により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優性保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年（1968年）以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年（1976年）以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠８月未満」から「通常妊娠第７月未満」に改めた（昭和51年１月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知）。

昭和54年（1979年）以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第７月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた（昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知）。

平成３年（1991年）以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた（平成２年３月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知）。

周産期死亡　妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

妊産婦死亡　妊娠中又は妊娠終了後満42日未満（昭和53年（1978年）までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成６年（1979年～1994年）までは「分娩後42日以内」としている。）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及び原因不明の産科的死亡（平成７年（1995年）以降は、死因基本分類コード（以下省略）O95）が該当する。

後発妊産婦死亡　妊娠終了後満42日以降１年未満における直接又は間接産科的原因による女性の死亡をいう。平成７年（1995年）適用の「ICD－10」から新たに定義されたもの。

その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及びあらゆる産科的死亡（平成７年から28年（1995年～2016年）まではO96、平成29年（2017年）以降はO96.9）が該当する。

直接産科的死亡[1)]　妊娠時（妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞）における産科的合併症が原因で死亡したものをいう。

妊産婦死亡：昭和53年（1978年）以前は基本分類表「ＸＩ　妊娠、分娩および産褥の合併症」（内容的に直接産科的死亡に該当）、昭和54年から平成６年（1979年～1994年）までは630～646及び650～676、平成７年（1995年）以降はO00～O92が該当する。

後発妊産婦死亡：平成29年（2017年）以降は「ICD－10（2013年版）準拠」にて細分されたO96.0が該当する。

間接産科的死亡[1)]　妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患による死亡であって、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。

妊産婦死亡：昭和54年から平成６年（1979年～1994年）までは647～648、平成７年（1995年）以降はO98～O99及び第ＸＶ章（Ｏコード）以外の間接産科的死亡が該当する。

後発妊産婦死亡：平成７年から28年（1995年～2016年）は第ＸＶ章（Ｏコード）以外の間接産科的死亡、平成29年（2017年）以降は「ICD－10（2013年版）準拠」にて細分されたO96.1が追加された。

第ＸＶ章（Ｏコード）以外の間接産科的死亡：

平成７年から28年（1995年～2016年）までは、産科的破傷風（A34）及び妊娠，分娩及び産じょく＜褥＞に合併するヒト免疫不全ウイルス［HIV］病（B20～B24）が該当する。

平成29年（2017年）から「ICD－10（2013年版）準拠」により、妊娠，分娩及び産じょく＜褥＞に合併するヒト免疫不全ウイルス［HIV］病（B20～B24）がO98.7へ符号変更され、下垂体の分娩後え＜壊＞死（E23.0）、産じょく＜褥＞に関連する精神及び行動の障害（F53）、産じょく＜褥＞期骨軟化症（M83.0）、傷病及び死亡の外因（V01～Y89）が追加された。

注：１）昭和54年（1979年）以降の「ICD－９」から新たに定義されたもの。

施設の種類

病　　院　医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所　医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護医療院　要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことを目的とした施設を有するものをいう。介護保険法（平成９年法律第123号。平成12年４月１日施行）による都道府県知事の許可を受けたものである。

（参考）地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成30年４月１日施行）に伴い新設された。

介護老人保健施設　要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。
(参考)介護保険法施行前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による老人保健施設である。

助産所　助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く)を行う場所をいう。

老人ホーム　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

自宅　自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

世帯の主な仕事

農家世帯　最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯

自営業者世帯　最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

常用勤労者世帯(Ⅰ)　最多所得者が企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)

常用勤労者世帯(Ⅱ)　最多所得者が常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)

その他の世帯　最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯

無職の世帯　仕事をしている者のいない世帯(年金・利子等の収入で生活している世帯を含む)

(参考)

平成7年(1995年)からの区分	昭和43年から平成6年(1968年～1994年)までの区分	
農家世帯	専業農家世帯	農業だけをしている世帯
	兼業農家世帯	農業とその他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	自営業者世帯	店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(Ⅰ) 常用勤労者世帯(Ⅱ)	常用勤労者世帯(Ⅰ)	管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
	常用勤労者世帯(Ⅱ)	常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
その他の世帯 無職の世帯	その他の世帯	上記以外の世帯

離婚の種類

協議離婚　戸籍上の届出によって成立する(民763・764・739)が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。

裁判離婚　裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の５種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。

調停離婚　当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される(家257Ⅰ・Ⅱ・274Ⅰ)。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(家268Ⅰ)。

審判離婚　調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる(家284Ⅰ)。当事者から適法な異議の申立てがあったときは、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する(家286Ⅰ・Ⅴ・287)。

和解離婚　離婚訴訟上において和解ができる(人訴37Ⅰ)。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。

認諾離婚　離婚訴訟上において請求の認諾ができる(人訴37Ⅰ)。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。

判決離婚　調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる(民770、人訴２・４以下)。

(引用の条文　民=民法、家=家事事件手続法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数は１,２、項数はⅠ,Ⅱ)

注：平成25年１月１日、従前の家事審判法が廃止され、新たに家事事件手続法が施行された。

V 比 率 の 解 説

Part V　Commentary on the ratios

本報告書で用いている比率の算出方法は以下のとおりである。

年次推移表の昭和45年、50年及び55年（1970年、1975年及び1980年）については、10月１日現在日本人人口を国勢調査の確定数を用いて再計算したので、昭和45年、50年及び55年（1970年、1975年及び1980年）の各年の報告書の数値と異なる場合がある。

なお、比率の算出に用いた分母人口は、e-Statの確定数の「人口」（平成28年（2016年）までの報告書では上巻　巻末の付録）に掲載している。

（1）総　　覧

出生率 $= \dfrac{\text{年間出生数}}{\text{10月１日現在日本人人口}} \times 1{,}000$

死亡率 $= \dfrac{\text{年間死亡数}}{\text{10月１日現在日本人人口}} \times 1{,}000$

乳児死亡率 $= \dfrac{\text{年間乳児死亡数（生後１年未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1{,}000$

新生児死亡率 $= \dfrac{\text{年間新生児死亡数（生後４週（28日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1{,}000$

自然増減率 $= \dfrac{\text{年間自然増減数（年間出生数－年間死亡数）}}{\text{10月１日現在日本人人口}} \times 1{,}000$

死産率（総数・自然・人工） $= \dfrac{\text{年間死産数（妊娠満12週以後の死児の出産数）（総数・自然・人工）}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times 1{,}000$

周産期死亡率 $= \dfrac{\text{年間周産期死亡数（妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数（生後１週（７日）未満の死亡数））}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1{,}000$

妊娠満22週以後の死産率（総数・自然・人工） $= \dfrac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数（総数・自然・人工）}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1{,}000$

早期新生児死亡率 $= \dfrac{\text{年間早期新生児死亡数（生後１週（７日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1{,}000$

婚姻率 $= \dfrac{\text{年間婚姻件数}}{\text{10月１日現在日本人人口}} \times 1{,}000$

離婚率 $= \dfrac{\text{年間離婚件数}}{\text{10月１日現在日本人人口}} \times 1{,}000$

（2）出　生

$$出生性比 = \frac{男の年間出生数}{女の年間出生数} \times 100$$

母の年齢（年齢階級）別出生率

$$= \frac{ある年齢（年齢階級）の母が１年間に生んだ子の数}{10月１日現在における日本人女性のある年齢（年齢階級）の人口} \times 1,000$$

$$月間出生率（年換算率） = \frac{月間出生数}{月初人口 \times 年換算係数} \times 1,000$$

（注）年換算係数 $= \frac{月間日数（30,31,28又は29）}{年間日数（365又は366）}$

すなわち１年の長さを１とした場合の各月の長さをいう。

$$合計特殊出生率 = \left\{ \frac{年間の母の年齢別出生数}{10月１日現在年齢別女性人口} \right\}$$ の15歳から49歳までの合計

・全国値は、「母の各歳別の出生数」及び「女性の日本人人口」で算出したものを合計している。

・都道府県は、「母の５歳階級別の出生数」及び「女性の人口」で算出し、５倍したものを合計している年次と、「母の各歳別の出生数」及び「女性の人口」で算出したものを合計している年次がある。なお、特別区－指定都市は国勢調査年次のみ算出している。

都道府県及び特別区－指定都市の算出に用いた出生数と女性の人口は以下のとおりである。

国勢調査年次：平成22年（2010年）までの国勢調査年次…「母の５歳階級別の出生数」及び「５歳階級別日本人女性人口」
平成27年（2015年）・令和２年（2020年）の国勢調査年次…「母の各歳別の出生数」及び「各歳別日本人女性人口」

国勢調査年次以外：平成26年（2014年）まで…「母の５歳階級別の出生数」及び「５歳階級別の女性の総人口」
平成28年（2016年）以降…「母の５歳階級別の出生数」及び「５歳階級別日本人女性人口」

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、１人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。なお、年齢不詳は含まない。

（参　考）

合計特殊出生率には次の２つの種類がある。

期間合計特殊出生率：ある期間（１年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。人口動態統計では上記計算式に基づき、期間合計特殊出生率を算出している。

コーホート合計特殊出生率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「１人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコーホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コーホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は、同一世代のコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

コーホート合計特殊出生率については、「参考　合計特殊出生率について」（95～98ページ）を参照されたい。

（3）死　　亡

$$死亡性比 = \frac{男の年間死亡数}{女の年間死亡数} \times 100$$

年齢（年齢階級）別死亡率（総数・男・女）

$$= \frac{年間のある年齢（年齢階級）の死亡数（総数・男・女）}{10月1日現在における日本人（総数・男・女）のある年齢（年齢階級）の人口} \times 1,000$$

$$月間死亡率（年換算率） = \frac{月間死亡数}{月初人口 \times 年換算係数} \times 1,000$$

（注）年換算係数 $= \frac{月間日数（30,31,28又は29）}{年間日数（365又は366）}$

すなわち１年の長さを１とした場合の各月の長さをいう。

$$死因別死亡率 = \frac{年間の死因別死亡数}{10月1日現在日本人人口} \times 100,000$$

$$年齢調整死亡率 = \frac{\left\{\left(\begin{array}{c}観察集団の各年齢\\（年齢階級）の死亡率\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}基準人口集団のその年齢\\（年齢階級）の人口\end{array}\right)\right\} の各年齢（年齢階級）の総和}{基準人口集団の総数}$$

（参　　考）

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を用いることが有用であり、年齢調整死亡率の基準人口については、以下の年次を使用している。

なお、計算式中の「観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率」は、１,000倍（死因別の場合は100,000倍）されたものである。

～平成元年（1989年）：昭和10年（1935年）の性別総人口（都道府県別は昭和35年（1960年）の総人口）

平成２年～令和元年（1990年～2019年）：昭和60年（1985年）モデル人口（昭和60年（1985年）国勢調査の日本人人口を基にベビーブーム等の極端な増減を補正し、１,000人単位で作成したもの）

令和２年～（2020年）：平成27年（2015年）モデル人口（平成27年（2015年）国勢調査の日本人人口を基にベビーブーム等の極端な増減を補正し、１,000人単位で作成したもの）

過去との比較を可能とするため、年齢調整死亡率の基準人口を平成27年モデル人口に変更し、以下のとおり遡及を行っている。

・平成17年（2005年）～令和元年（2019年）計15年分
・昭和25年（1950年）～平成12年（2000年）（５年ごと）計11年分

基準人口－平成27年（2015年）モデル人口－

（単位：人）

年齢階級	基準人口	年齢階級	基準人口
0　　歳	978 000	50～54歳	8 451 000
1～4	4 048 000	55～59	8 793 000
5～9	5 369 000	60～64	9 135 000
10～14	5 711 000	65～69	9 246 000
15～19	6 053 000	70～74	7 892 000
20～24	6 396 000	75～79	6 306 000
25～29	6 738 000	80～84	4 720 000
30～34	7 081 000	85～89	3 134 000
35～39	7 423 000	90～94	1 548 000
40～44	7 766 000	95歳以上	423 000
45～49	8 108 000	総　　数	125 319 000

注：年齢調整死亡率の算出では、基準人口（平成27年（2015年）モデル人口）の「0歳」、「1～4歳」を分離せずに「0～4歳」として使用している。

（4）乳児死亡

$$乳児死亡性比 = \frac{男の年間乳児死亡数}{女の年間乳児死亡数} \times 100$$

$$新生児死亡性比 = \frac{男の年間新生児死亡数}{女の年間新生児死亡数} \times 100$$

月間乳児死亡率（年換算率）
（平成６年（1994年）以前）

$$= \frac{\text{その月の月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去１年間の出生数} \times \dfrac{\text{その月の月間日数}}{\text{その月を含む過去１年間の日数}}} \times 1{,}000$$

月間乳児死亡率（年換算率）
（平成７年（1995年）以降）

$$= \frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{年間出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1{,}000$$

（注）年換算係数 $= \dfrac{\text{月間日数（30,31,28又は29）}}{\text{年間日数（365又は366）}}$

すなわち１年の長さを１とした場合の各月の長さをいう。

死因別乳児死亡率
又は生存期間別乳児死亡率

$$= \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数（又は生存期間別乳児死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 100{,}000$$

$$\text{死因別新生児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100{,}000$$

（５）死　　産

$$\text{死産性比} = \frac{\text{男の年間死産数}}{\text{女の年間死産数}} \times 100$$

$$\text{月間死産率（総数・自然・人工）} = \frac{\text{月間死産数（総数・自然・人工）}}{\text{月間出産数（月間出生数＋月間死産数）}} \times 1{,}000$$

月間の妊娠満22週以後の死産率（総数・自然・人工）

$$= \frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数（総数・自然・人工）}}{\text{月間出生数＋月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1{,}000$$

（６）周産期死亡

$$\text{月間周産期死亡率} = \frac{\text{月間周産期死亡数}}{\text{月間出生数＋月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1{,}000$$

（７）妊産婦死亡

$$\text{妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）（又は年間出生数）}} \times 100{,}000$$

$$\text{後発妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の後発妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times 100{,}000$$

注：妊産婦死亡については、「Ⅳ　用語の解説」（58～59ページ）を参照されたい。

VI 調査票及び届書
Part VI Survey forms and notification formats

（表面）

数字記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査出生票 1

（和暦）　年　月　日　市区町村受付
（和暦）　年　月　日　保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査　政府統計

照会

市区町村符号及び保健所符号　支所　保健所

事件簿番号

(1) 子の氏名 父母との続き柄 男女別　氏名　1嫡出子 2嫡出子でない子　1男 2女

(2) 生まれたとき　和暦　年　月　日　1午前 2午後　時

(3) 生まれたところ　1日本 2日本外

(4) 子の住所　日本　外国
1 届出地と同じ市区町村　2 届出地以外の市区町村　3
都道府県　市，郡，特別区　町，村，指定都市の区又は総合区
市区町村符号　保健所符号
指定都市の町，字，丁目，番地，番号，アパート・マンション，様方

(5) 父母の氏名 生年月日　父　母
和暦　年　月　日

(6) 父母の国籍
父　母
1日本 2韓国朝鮮 3中国 4フィリピン 5タイ 6米国 7英国 8ブラジル 9ペルー 10その他の国 11不詳

(7) 同居を始めたとき　和暦　年　月

(8) 子が生まれたときの世帯の主な仕事　1農家 2自営 3勤Ⅰ 4勤Ⅱ 5その他 6無職

(9) 子が生まれたときの父母の職業　父　母

(10) 子が生まれたところ及びその種別　1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他
施設の名称

(11) 体重及び身長　g 不詳　cm 不詳

(12) 単胎・多胎の別　1単胎 2多胎　（　子中第　子）

(13) 妊娠週数　満　週　日

(14) この母の出産した子の数　出生子　人　妊娠満22週以後の死産児　胎

(15) 出生に立ち会った者　1医師 2助産師 3その他

双子以上の場合は他の子の事件簿番号
出生票第　号
死産票第　号

確認（　）欄

備考

（裏面）

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

（表面）

数字記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死亡票 2

（和暦）　年　月　日 市区町村受付
（和暦）　年　月　日 保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査 政府統計

照会

市区町村符号及び保健所符号　支所　保健所
事件簿番号

(1) 氏名
(3) 生年月日　和暦　年　月　日　1午前 2午後　時　分　生年月日不詳
(4) 死亡したとき　和暦　年　月　日　1午前 2午後　時　分　死亡したとき不詳

(2) 男女別　1男 2女
(5) 死亡したところ　1日本 2日本外
(6) 死亡した人の住所　日本　外国 3　不詳 4
1 届出地と同じ市区町村　2 届出地以外の市区町村
都道府県　市，郡，特別区　町，村，指定都市の区又は総合区
市区町村符号　保健所符号
指定都市の町，字，丁目，番地，番号，アパート・マンション，様方

(7) 死亡した人の国籍　1日本 2朝鮮朝鮮 3中国 4フィリピン 5タイ 6米国 7英国 8ブラジル 9ペルー 10その他 11不詳
(8)(9) 死亡した人の夫または妻　1いる　満　歳　いない（2未婚 3死別 4離別）　5不詳

(10) 死亡したときの世帯の主な仕事　1農業 2自営 3勤I 4勤II 5その他 6無職
(11) 死亡したときの職業・産業　職業　産業
(12)(13) 死亡したところの種別　1病院 2診療所 3介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他　施設の名称

原死因符号　外因の状況符号　発生したところ符号　傷害発生したところ符号　母側符号

(14) 死亡の原因
I
(ア) 直接死因
(イ) (ア)の原因
(ウ) (イ)の原因
(エ) (ウ)の原因
II　I欄に影響を及ぼした傷病名等
発病（発症）又は受傷から死亡までの期間

手術　1無 2有　部位及び主要所見
手術年月日　（和暦）　年　月　日
解剖　1無 2有　主要所見

(15) 死因の種類　1病死・自然死　不慮の外因死：2交通 3転倒 4溺水 5火災 6窒息 7中毒 8その他　その他及び不詳の外因死：9自殺 10他殺 11不詳　12不詳の死

(16) 外因死の追加事項
傷害が発生したとき　（和暦）　年　月　日 1午前・2午後　時　分
傷害が発生したところの種別　1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他（　）
傷害が発生したところ　都道府県　市郡　区町村
手段及び状況

(17) 生後1年未満で病死した場合の追加事項
出生時体重　g　不詳
単胎・多胎の別　1単胎 2多胎（子中第　子）
妊娠週数　満　週　不詳
妊娠・分娩時における母体の病態又は異状　1無 2有　3不詳
母の生年月日　和暦　年　月　日
前回までの妊娠の結果　出生児　人　妊娠満22週以後の死産児　胎
(18) その他特に付言すべきことがら

(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名　住所　番地　丁目　番　号　氏名
確認　欄
備考

（裏面）

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

（表面）

数字記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死産票 3

（和暦）　年　月　日 市区町村受付
（和暦）　年　月　日 保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査 政府統計

照会

市区町村符号及び保健所符号　支所　保健所

事件簿番号

(1) 父母の国籍
父：1日本 2韓国朝鮮 3中国 4フィリピン 5タイ 6米国 7英国 8ブラジル 9ペルー 10その他 11不詳
母：1日本 2韓国朝鮮 3中国 4フィリピン 5タイ 6米国 7英国 8ブラジル 9ペルー 10その他 11不詳

(2) 父母の氏名及び年齢
父　満　歳
母　満　歳

(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別
1男 2女 3不詳
1嫡出子 2嫡出でない子

(4) 死産があったとき
和暦　年　月　日　1午前 2午後　時

(5) 死産があったときの母の住所
日本：1届出地と同じ市区町村 2届出地以外の市区町村
外国：3
不詳：4
都道府県
市，郡，特別区
町，村，指定都市の区又は総合区
市区町村符号
保健所符号
指定都市の町，字，丁目，番地，番号，アパート・マンション，様方

(6) 死産があったときの世帯の主な仕事
1農業 2自営 3勤I 4勤II 5その他 6無職

(7) 死産があったときの父母の職業
父　母

(8) この母の出産した子の数
出生子　人
妊娠満22週以後の死産児　胎
妊娠満21週以前の死産児　胎

(9) 妊娠週数
満　週　日

(10) 死産児の体重及び身長
g　不詳
cm　不詳

(11) 胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産）
1分娩前 2分娩中 3不詳

(12) 死産があったところの種別
1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他

(13) 単胎・多胎の別
1単胎 2多胎（　子中第　子）3不詳

(14) 死産の自然人工別
1自然 2法による人工死産 3法によらない人工死産 4不明

(15) 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由

		胎児の側	母の側
I	(ア) 直接又は原因理由		
I	(イ) (ア)の原因		
I	(ウ) (イ)の原因		
I	(エ) (ウ)の原因		
II	Iぼ欄した傷病名等に影響を及		

母体保護法による場合
1母体側の疾患　2その他
疾患名又は理由

母体保護法によらない場合
1母体側の疾患　2その他
疾患名又は理由

(16) 胎児手術の有無
1無 2有
部位及び主要所見

(17) 死胎解剖の有無
1無 2有
主要所見

(18) 死産に立ち会った者
1医師 2助産師 3その他

双子以上の場合は他の子の事件簿番号
出生票第　号
死産票第　号

確認（　）欄

備考

（裏面）

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

（表面）

数字記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査婚姻票 4

（和暦）　年　月　日　市区町村受付
（和暦）　年　月　日　保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査　政府統計

照会

市区町村符号及び保健所符号	支所　保健所
事件簿番号	

市区町村受付月	月	(1) 氏名及び生年月	夫	和暦　年　月	妻	和暦　年　月

(2) 夫の住所	日本	外国	都道府県	市，郡，特別区	町，村，指定都市の区又は総合区（指定都市の町，字，丁目以下は記入しないでください）
	1 届出地と同じ市区町村　2 届出地以外の市区町村	3			

(3) 国籍		1 日本	2 韓国朝鮮	3 中国	4 フィリピン	5 タイ	6 米国	7 英国	8 ブラジル	9 ペルー	10 その他の国	11 不詳
	夫											
	妻											

(4) 婚姻後の夫婦の氏	1 夫の氏	2 妻の氏

(5) 同居を始めたとき	和暦　年　月

(6) 初婚・再婚の別		1 初婚	2 死別	3 離別	和暦　年　月
	夫		再婚	再婚	
	妻		再婚	再婚	

(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事		1 農家	2 自営	3 勤Ⅰ	4 勤Ⅱ	5 その他	6 無職
	夫						
	妻						

(8) 同居を始める前の夫妻の職業	夫	妻

確認（　　）欄	備考

（裏面）

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

（表面）

数字記入例
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査離婚票 5

（和暦）　年　月　日　市区町村受付
（和暦）　年　月　日　保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査　政府統計

照会

市区町村符号及び保健所符号	支所　保健所
事件簿番号	

市区町村受付月	月	(1) 氏名及び生年月	夫	和暦　年　月	妻	和暦　年　月

(2) 国籍	1日本	2韓国朝鮮	3中国	4フィリピン	5タイ	6米国	7英国	8ブラジル	9ペルー	10その他の国	11不詳
夫											
妻											

(3)(4) 離婚の種別	協議	調停	審判	和解	請求の認諾	判決
		調停・審判・和解・請求の認諾又は判決の年月　和暦　年　月				

(5) 未成年の子の数	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子

(6)(7) 同居の期間	同居を始めたとき	和暦　年　月
	別居したとき	和暦　年　月

(8) 別居する前の住所	日本		外国	都道府県	市，郡，特別区	町，村，指定都市の区又は総合区（指定都市の町，字，丁目以下は記入しないでください）
	1 届出地と同じ市区町村	2 届出地以外の市区町村	3			

(9) 別居する前の世帯の主な仕事	1農家　2自営　3勤Ⅰ　4勤Ⅱ　5その他　6無職	(10) 別居する前の夫妻の職業	夫　妻

確認	備考
（　　）欄	

（裏面）

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

出　生　届

令和　年　月　日届出

長　殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日 長印
送付 令和　年　月　日 第　号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 生まれた子	(よみかた) 子の氏名 (外国人のときはローマ字を付記してください)	氏 / 名	父母との続き柄	□嫡出子 □嫡出でない子 (□男 □女)
(2)	生まれたとき	令和　年　月　日	□午前 □午後	時　分
(3)	生まれたところ	番地 番　号		
(4)	住所 (住民登録をするところ)	世帯主の氏名	世帯主との続き柄	
(5) 生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父	母	
		年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）	
(6)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番		
		筆頭者の氏名		
(7)	同居を始めたとき	年　月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(8)	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2.自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6.仕事をしている者のいない世帯		
(9)	父母の職業	(国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業	母の職業	
その他				
届出人	□1.父 □2.法定代理人（　） □3.同居者 □4.医師 □5.助産師 □6.その他の立会者 □7.公設所の長			
	住所			
	本籍	番地 番	筆頭者の氏名	
	署名 (※押印は任意)	印	年　月　日生	
事件簿番号				

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

子の本籍地でない市区町村役場に提出するときは、２通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、１通で足りることもあります。）。２通の場合でも、出生証明書は、原本１通と写し１通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

出生証明書

記入の注意

子の氏名		男女の別	1男　2女
生まれたとき	令和　年　月　日 午前 午後 時　分		
(10) 出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院　2診療所　3助産所 4自宅　5その他	
	出生したところ	番地 番　号	
	(出生したところの種別1～3) 施設の名称		
(11) 体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル	
(12) 単胎・多胎の別	1単胎　2多胎（　子中第　子）		
(13) 母の氏名		妊娠週数	満　週　日
(14) この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む)　人 死産児（妊娠満22週以後）　胎		
(15) 1医師 2助産師 3その他	上記のとおり証明する。 年　月　日 (住所) 番地 番　号 (氏名)		

夜の12時は「午前０時」、昼の12時は「午後０時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように１、２、３の順序に従って書いてください。

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 無戸籍　法務省

死　亡　届

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	長印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

令和　年　月　日届出

長　殿

(1)	（よみかた）	氏　名
(2)	氏　名	氏　名　□男　□女
(3)	生年月日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）□午前 □午後　時　分
(4)	死亡したとき	令和　年　月　日　□午前 □午後　時　分
(5)	死亡したところ	番地 番　号
(6)	住所（住民登録をしているところ）	世帯主の氏名
(7)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名
(8)(9)	死亡した人の夫または妻	□いる（満　歳）　いない（□未婚　□死別　□離別）
(10)	死亡したときの世帯のおもな仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯
(11)	死亡した人の職業・産業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください） 職業　産業
	その他	
	届出人	□ 1. 同居の親族 □ 2. 同居していない親族 □ 3. 同居者 □ 4. 家主 □ 5. 地主 □ 6. 家屋管理人 □ 7. 土地管理人 □ 8. 公設所の長 □ 9. 後見人 □10. 保佐人 □11. 補助人 □12. 任意後見人 □13. 任意後見受任者
		住所
		本籍　番地 番　筆頭者の氏名
		署名（※押印は任意）　印　年　月　日生
	事件簿番号	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

死亡者の本籍地でない役場に出すときは、2通出してください（役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。2通の場合でも、死亡診断書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録（厚生労働省所管）、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくレセプト情報・特定健診等情報データベース（厚生労働省所管）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく所要の感染症対策（厚生労働省所管）にも用いられます。

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

	氏　名		1男 2女	生年月日　明治 昭和 大正 平成 令和　年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）午前・午後　時　分
	死亡したとき	令和　年　月　日　午前・午後　時　分		
(12)	死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他	
(13)		死亡したところ	番地 番　号	
		施設の名称（死亡したところの欄は1～5）	（　）	
(14)	死亡の原因	Ⅰ (ア) 直接死因	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間	
		Ⅰ (イ) (ア)の原因		
		Ⅰ (ウ) (イ)の原因		
		Ⅰ (エ) (ウ)の原因		
		Ⅱ 直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		
		手術　1無 2有（部位及び主要所見）	手術年月日　令和 平成 昭和　年　月　日	
		解剖　1無 2有（主要所見）		
(15)	死因の種類	1病死及び自然死 外因死　不慮の外因死　2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焔による傷害 6窒息 7中毒 8その他 その他及び不詳の外因死〔9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因〕 12不詳の死		
(16)	外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和・平成・昭和　年　月　日　午前・午後　時　分	傷害が発生したところ　都道府県 市郡 区町村
		傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他（　）	
		手段及び状況		
(17)	生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重　グラム	単胎・多胎の別　1単胎 2多胎（　子中第　子）	妊娠週数　満　週
		妊娠・分娩時における母体の病態又は異状　1無 2有（　）3不詳	母の生年月日　昭和 平成 令和　年　月　日	前回までの妊娠の結果　出生児　人　死産児　胎（妊娠満22週以後に限る）
(18)	その他特に付言すべきことがら			
(19)	上記のとおり診断（検案）する	診断（検案）年月日　令和　年　月　日 本診断書（検案書）発行年月日　令和　年　月　日		
	（病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所）	番地 番　号		
	（氏名）　医師			

記入の注意

- 生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
- 死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。
- 傷病名等は、日本語で書いてください。
  Ⅰ欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。
- 妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。
- Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。
- 「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
  「5煙、火災及び火焔による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。
- 「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。
- 傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。
- 妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
- 母子健康手帳等を参考に書いてください。

死　産　届

令和　　年　　月　　日　　届出

長殿

受付	年　月　日	令和　年　月　日	調査票作成
	事件簿番号	死産第　　号	

(1)	父母の婚姻直前の本籍（外国人のときは国籍を書いてください。）	父 都道府県名	母 都道府県名
(2)	氏名 生年月日（死産があったときの年齢）	年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）
(3)	死産児の男女別及び嫡出子か否かの別	□ 男　□ 女　□ 不　詳	
		□ 嫡出子　□ 嫡出でない子	
(4)	死産があったとき	令和　年　月　日　□午前 □午後　時　分	
	死産があったところ	番地 番号	
(5)	死産があったときの母の住所（住民登録をしているところを書いてください。）	番地 番号	
(6)	死産があったときの世帯の主な仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(7)	父母の職業	（国勢調査の年…　　年…の４月１日から翌年３月31日までに死産があったときだけ書いてください。） 父の職業 ｜ 母の職業	
(8)	この母の出産した子の数	出生子（出生後死亡した子を含む。）……人 妊娠満22週以後の死産児（この死産児を含む。）……胎 妊娠満21週以前の死産児又は流産死胎（この死産児を含む。）……胎	
	届出人	□父　□母　□同居者　□医師　□助産師　□その他の立会者	
		住所　番地 番号	
		氏名	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は妊娠満12週以後（満12週を含む）の死産について、死産後７日以内に役場に出してください。

□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

この死産証書又は死胎検案書の作成者は医師又は助産師ですが、医師・助産師ともに死産に立ち会った場合には医師が書いてください。

医師又は助産師の死産証書又は死胎検案書が得られないときは届出人はその理由を余白に書き死産の事実を証明しうる者が死産証書の(15)(16)(17)以外の各欄についてできるだけ書いてください。この場合標題の「死産証書」の「死産」の次に「（事実）」という文字を書いて「死産（事実）証書」としてください。

(11)胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産に限る）で「分娩前」とは陣痛開始前をいい「分娩中」とは陣痛開始から胎児が娩出し終るまでをいいます。なお、陣痛開始前の切開分娩の場合は、執刀開始から胎児の娩出までを「分娩中」とします。

死　産　証　書（死胎検案書）

この死産証書（死胎検案書）は、我が国の死産統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

(9)	死産児の男女別	1 男 2 女 3 不詳	母の氏名 妊娠週数　満　週　日
	死産があったとき	令和　年　月　日　午前・午後　時　分	
(10)	死産児の体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル
(11)	胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産に限る）	1 分娩前　2 分娩中　3 不明	
(12)	死産があったところ及びその種別	死産があったところの種別	1 病院　2 診療所　3 助産所　4 自宅　5 その他
		死産があったところ	番地 番号
		（死産があったところの種別1～3）施設の名称	
(13)	単胎・多胎の別	1 単胎　2 多胎（　子中第　子）　3 不詳	
(14)	死産の自然人工別 ◆胎児を出生させることを目的として人工的処置を加えたにもかかわらず死産した場合は「自然死産」とします	1 自然死産 2 母体保護法による人工死産 3 母体保護法によらない人工死産 4 不明	

(15) 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由		自然死産の場合 胎児の側	自然死産の場合 母の側	人工死産の場合		
◆Ⅰの(ア)欄には直接原因又は理由を胎児の側か母の側のいずれかに分けて書き、さらにそれと因果関係のある原因又は理由があれば(イ)欄(ウ)欄と続けて、それぞれ胎児又は母の側に分けて書いてください。ただし、胎児又は母の側いずれか決めかねる場合は、母の側に書いてください	Ⅰ ア 直接原因又は理由			母体保護法による場合	1 母体側の疾患による	疾患名
	Ⅰ イ (ア)の原因				2 その他	理由
	Ⅰ ウ (イ)の原因					
	Ⅰ エ (ウ)の原因			母体保護法によらない場合	1 母体側の疾患による	疾患名
◆自然死産か人工死産か不明の場合は、自然死産の欄に書いてください	Ⅱ 直接には死産に関係しないが、Ⅰ欄の経過に影響を及ぼした傷病名等				2 その他	理由

(16)	胎児手術の有無	1 無　2 有［部位及び主要所見　］
(17)	死胎解剖の有無	1 無　2 有［主要所見　］
(18)	1 医師 2 助産師	上記のとおり証明（検案）する　証明（検案）年月日　令和　年　月　日 本証明書（検案書）発行年月日　令和　年　月　日 （病院、診療所若しくは助産所の名称及び所在地又は医師若しくは助産師の住所）　番地 番号 （氏名）

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により測定し、できるだけ正確に書いてください。

夜の12時は、「午前０時」、昼の12時は「午後０時」と書いてください。

Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を中心に書いてください。

婚　姻　届

令和　　年　　月　　日届出

長　殿

受理 令和　年　月　日 第　　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　　号	長 印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫になる人	妻になる人
(1)	(よみかた) 氏名	氏　名	氏　名
	生年月日	年　月　日	年　月　日
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(3)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番 / 筆頭者の氏名	番地 番 / 筆頭者の氏名
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 / 母 / 続き柄 男	父 / 母 / 続き柄 女
	(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父 / 養母 / 続き柄 養子	養父 / 養母 / 続き柄 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏 / 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 番地 番	
(5)	同居を始めたとき	年　月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	□初婚　再婚 (□死別 □離別　年　月　日)	□初婚　再婚 (□死別 □離別　年　月　日)
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名 (※押印は任意)	夫　印	妻　印
	事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください（役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人		
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

離　婚　届

令和　　年　　月　　日 届出

長　殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	長 印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	（よみかた） 氏名	夫　氏　名		妻　氏　名	
	生年月日	年　月　日		年　月　日	
	住所 （住民登録をしているところ）	世帯主の氏名		世帯主の氏名	
(2)	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	筆頭者の氏名	番地 番		
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 母	続き柄 男	妻の父 母	続き柄 女
		養父 養母	続き柄 養子	養父 養母	続き柄 養女
(3) (4)	離婚の種別	□協議離婚 □調停　年　月　日成立 □審判　年　月　日確定		□和解　年　月　日成立 □請求の認諾　年　月　日認諾 □判決　年　月　日確定	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は □妻　□もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる	番地 番	筆頭者の氏名	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子		妻が親権を行う子	
(6) (7)	同居の期間	年　月から （同居を始めたとき）		年　月まで （別居したとき）	
(8)	別居する前の住所	番地 番　号			
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6.仕事をしている者のいない世帯			
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業		妻の職業	
	その他				
	届出人署名 （※押印は任意）	夫　印		妻　印	
	事件簿番号				

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、２通または３通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、１通で足りることもあります。）。また、そのさい戸籍謄本１通もあわせて提出してください。
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名 （※押印は任意）	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

□には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは，面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には，子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は，次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。

（面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的，継続的に，会って話をしたり，一緒に遊んだり，電話や手紙などの方法で交流すること。）

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は，次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：（□公正証書　□それ以外）

（養育費：経済的に自立していない子（例えば，アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費，教育費，医療費など。）

□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは，各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ＆A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか，財産分与，年金分割等，離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省　離婚　　**法務省作成のパンフレット**

日本司法支援センター（法テラス）では，面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について，相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので，お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

本報告書の観察対象は、次の表に示す範囲である。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>出　　生</th><th>死　　亡</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地域範囲</td><td>昭和18年以前</td><td colspan="2">沖縄を含む旧内地(樺太を除く)</td></tr>
<tr><td>昭和22～25年</td><td colspan="2">北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室支庁の一部、東京都小笠原</td></tr>
<tr><td>昭和26～47年</td><td colspan="2">昭和26年12月５日以降：鹿児島県大島郡十島村北緯29度～30度(吐噶喇列島)を含む
昭和28年12月25日以降：同村北緯29度以南(奄美群島)を含む
昭和43年６月26日以降：東京都小笠原村を含む</td></tr>
<tr><td>昭和48年以降</td><td colspan="2">沖縄を含む。したがって、北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">観察対象の
地域的属性</td><td>昭和18年以前</td><td rowspan="4">出生の場所が前掲の地域にあるもの</td><td rowspan="4">死亡の場所が前掲の地域にあるもの</td></tr>
<tr><td>昭和22～24年</td></tr>
<tr><td>昭和25、26年</td></tr>
<tr><td>昭和27年以降</td></tr>
<tr><td rowspan="4">観察対象の
人的範囲</td><td>昭和18年以前</td><td>出生児の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの</td><td>死亡者の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの</td></tr>
<tr><td>昭和22～57年</td><td>出生児の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
(昭和54年から、出生子と表現を変えた)</td><td>死亡者の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの</td></tr>
<tr><td>昭和58～
平成６年</td><td rowspan="2">出生子の本籍が北海道(昭和58年３月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの</td><td rowspan="2">死亡者の本籍が北海道(昭和58年３月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの</td></tr>
<tr><td>平成７年以降</td></tr>
<tr><td rowspan="7">観察期間</td><td>大正11年以前</td><td colspan="2">各年１月１日から翌年３月31日までに届け出られたもののうち１月１日～同年12月31日</td></tr>
<tr><td>大正12年～
昭和18年</td><td colspan="2">各年１月１日から翌年１月31日までに届け出られたもののうち１月１日～同年12月31日</td></tr>
<tr><td>昭和22年</td><td colspan="2">同年１月１日から12月31日までに届け出られたもののうち同年中に事件発生のもの</td></tr>
<tr><td>昭和23、24年</td><td colspan="2" rowspan="2">各年１月１日から翌年４月14日までに届け出られたもののうち１月１日～同年12月31日</td></tr>
<tr><td>昭和25～42年</td></tr>
<tr><td>昭和43～45年</td><td colspan="2">各年１月１日から翌年２月14日までに届け出られたもののうち１月１日～同年12月31日</td></tr>
<tr><td>昭和46年以降</td><td colspan="2">各年１月１日から翌年１月14日までに届け出られたもののうち１月１日～同年12月31日</td></tr>
<tr><td rowspan="8">都道府県・
市部－郡部等
の分類の基準</td><td>昭和18年以前</td><td colspan="2" rowspan="2">発生地に基づき各年１月１日現在の行政区画によって分類</td></tr>
<tr><td>昭和22～24年</td></tr>
<tr><td>昭和25、26年</td><td>出生当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類</td><td rowspan="3">死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類</td></tr>
<tr><td>昭和27～42年</td><td rowspan="2">出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類</td></tr>
<tr><td>昭和43～46年</td></tr>
<tr><td>昭和47～53年</td><td>出生当時の子の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類</td><td>死亡当時の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類</td></tr>
<tr><td>昭和54年以降</td><td>出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類</td><td>死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類</td></tr>
</table>

象　の　範　囲

the observation

死　　産	婚　　姻	離　　婚
支庁、島根県竹島、鹿児島県大島郡十島村北緯30度以南、沖縄全県を除く地域		
支庁の一部、島根県竹島を除く地域		
分娩の場所が前掲の地域にあるもの	届出当時の夫の住所。なお、婿養子縁組・入婿のときは届出当時の妻の住所。裁判上の離婚は訴訟提起者の住所が前掲の地域にあるもの	
	結婚式をあげた場所が前掲の地域にあるもの	離婚当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの
	結婚式直前の夫の住所が前掲の地域にあるもの	
	届出当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの	
母親の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいずれか一方の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	
母親の本籍が北海道（根室支庁の一部を除く）、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいずれか一方の本籍が北海道（根室支庁の一部を除く）、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
母親の本籍が北海道（昭和58年３月以前は根室支庁の一部を除く）、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいずれか一方の本籍が北海道（昭和58年３月以前は根室支庁の一部を除く）、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
父親又は母親の本籍が北海道、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの		
までの期間に事件発生のもの	各年１月１日から12月31日までの間に届け出られたもの	
までの期間に事件発生のもの		
までの期間に事件発生のもの		
		各年１月１日から12月31日までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、判決による離婚は、各年１月１日から翌年４月14日までに届け出られたもののうち、各年１月１日から12月31日までの間に成立又は確定があったもの
までの期間に事件発生のもの		各年１月１日から12月31日までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、判決による離婚は、各年１月１日から翌年２月14日までに届け出られたもののうち、各年１月１日から12月31日までの間に成立又は確定があったもの
までの期間に事件発生のもの		各年１月１日から12月31日までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、和解、請求の認諾（平成16年３月以前は和解、請求の認諾を除く）、判決による離婚は、各年１月１日から翌年１月14日までに届け出られたもののうち、各年１月１日から12月31日までの間に成立又は確定があったもの
	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所に基づき各年１月１日現在の行政区画によって分類	
	前掲の観察対象の地域的属性による挙式の場所に基づき各年１月１日現在の行政区画によって分類	
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所により届出当時の行政区画によって分類	
	前掲の観察対象の地域的属性による夫の住所により届出当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫妻の別居する前の住所により届出当時の行政区画によって分類
分娩当時の母親の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類		
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類		

Ⅷ 死 因 分 類 表

Part Ⅷ　Lists of causes of death for Japan

1　沿革

我が国の死因分類の歴史は長く、明治８年(1875年)には解剖学的な11項目の分類である日本最初の死因分類が制定されている。国際的には、明治26年(1893年)に国際統計協会の会議で採択された国際死因リストについて、明治33年(1900年)に国際死因リストの改訂に関する第１回国際会議が開催され、ここで第１回改訂国際疾病分類(ICD)が採択されて10年周期の改訂が望ましいことが確認された。我が国は同年、この第１回改訂のICDを採用し、以来、日本の死因統計について国際的な分類を尊重しながら適切な適用に努めてきている。

戸籍法の制定により人口動態統計が整備された明治32年(1899年)以降の死因分類の推移を示すと、次表のとおりである。

国際疾病、傷害及び死因統計分類の推移

(参　考)

国際疾病、死因分類改訂国際会議		所籍機関 国際	所籍機関 日本	我が国の適用対象となった年次
第1回	1900年	国際統計協会	内閣統計局	明治　32年～　41年（1899年～1908年）
2	1909	国際統計協会	内閣統計局	明治　42年～大正11年（1909年～1922年）
3	1920	国際統計協会	内閣統計局	大正　12年～昭和 7年（1923年～1932年）
4	1929	国際統計協会国際連盟	内閣統計局	昭和　8年～　18年（1933年～1943年）
5	1938	国際統計協会国際連盟	厚生省予防局衛生統計部	昭和　21年～　24年（1946年～1949年）
6	1948	世界保健機関（WHO）	厚生省統計調査部	昭和　25年～　32年（1950年～1957年）
7	1955	世界保健機関（WHO）	厚生省統計調査部	昭和　33年～　42年（1958年～1967年）
8	1965	世界保健機関（WHO）	厚生省統計調査部	昭和　43年～　53年（1968年～1978年）
9	1975	世界保健機関（WHO）	厚生省統計情報部	昭和　54年～平成 6年（1979年～1994年）
10	1989	世界保健機関（WHO）	厚生省統計情報部	平成　7年～　17年（1995年～2005年）
10	2003	世界保健機関（WHO）	厚生労働省統計情報部	平成　18年～　28年（2006年～2016年）
10	2013	世界保健機関（WHO）	厚生労働省政策統括官 (統計･情報政策､政策評価担当)	平成　29年～　（2017年～

平成７年(1995年)から我が国が適用した死因分類は、平成２年(1990年)に世界保健機関(以下「WHO」という。)の第43回世界保健総会において採択され、平成５年(1993年)からの使用を加盟各国に勧告された「第10回改訂疾病および関連保健問題の国際統計分類」(ICD－10)の「国際疾病、傷害及び死因統計分類」を基本とし、これに日本で独自に使用する細分類項目を加えた「疾病、傷害及び死因の統計分類」の基本分類表(以下「日本分類」という。)及び日本分類を集約した死因分類表(平成６年10月12日総務庁告示第75号)を使用していた。

平成18年(2006年)から「ICD－10(2003年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成17年10月７日総務省告示第1147号)、平成29年(2017年)から「ICD－10(2013年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成27年２月13日総務省告示第35号)を使用している。

2　「原死因」と死因の選択

死因統計は死亡診断書に基づき作成するが、死亡に関与した全ての事項が死亡診断書に記載されるように、昭和42年(1967年)の第20回世界保健総会において、死亡診断書に記載する死因は「死亡を引き起こしたか、その一因となった全ての疾病、病態または損傷、及びこれらの損傷を引き起こした事故または暴力の状況」と定義された。これに先立ち、昭和23年(1948年)の第６回改訂会議においては、一次製表のための死因は原死因とするべきであるということが合意されている。

WHOは、「死亡の防止という観点からは、病的事象の連鎖をある時点で切るか、ある時点で疾病を治すことが重要である。また、最も効果的な公衆衛生の目的は、その活動によって原因を防止することである。」として、この目的のために原死因を次のように定義した。

① 直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となった疾病又は損傷

② 致命傷を負わせた事故又は暴力の状況

また、原死因を選択するために、WHOは死亡診断書の国際様式及び原死因選択手順を定め、加盟国に勧告しており、我が国もこれを基本としている。

原死因選択手順には原死因選択のための複雑なルールが規定されているが、我が国は医師の作成した一枚一枚の死亡診断書の記載状況に従ってこの原死因選択手順を適用して、最終的に統計として表章する原死因を選択し決定している。

死亡診断書の様式においては、死亡の原因を記載する欄がⅠ欄とⅡ欄に分かれており、Ⅰ欄には直接死因のみならず、その原因となった一連の病態についても記載し、Ⅱ欄には、死亡に寄与したその他の重要な病態を記載することとなっている。

死亡診断書に死因となる傷病名が一つだけ記載されている場合には、その傷病名の属する分類が原死因となりうるが、同じ傷病名が記載されていても年齢や性別、先天性か否かなど多くの条件や手術・解剖欄などの記載状況によって属する分類が変化するため、死亡診断書全体の記載状況を把握して原死因を決定する。

死亡診断書に二つ以上の傷病名が記載されている場合には、統計表章のためにただ一つの原死因を選択しなければならない。死亡診断書のⅠ欄の一番上に直接死因の傷病名が記載され、その下欄に原因となった傷病名が因果関係の順番に正しく記載されている場合は、Ⅰ欄の最下欄に記載された疾病又は損傷の属する分類が原死因と考えられる。しかし死亡の状況は死亡者によって異なるため、診断書の記載状況は多様であり、原死因の選択にあたっては、傷病名の組み合わせ、記載された位置や欄、合併症や手術・解剖の記載及び死亡の場所や死亡の状況等の全ての記載事項を確認した上で、それぞれの状況に該当する原死因選択手順を判断・適用し、最終的な原死因を決定している。

WHOは、周産期死亡についても用語の定義、死亡診断書の様式、原死因選択基準を定めるほか、児側病態・母側病態の主要な疾病又は病態の解析のためのクロス表の作成を勧告しており、我が国はWHOの勧告する周産期死亡診断書の様式は採用していないものの、この様式に盛り込まれた項目の多くを死亡診断書及び死産証書の様式に加えることにより、勧告されたクロス表を作成している。

死産の原因については、ICD－10採用時から児側病態と母側病態を一体としてとらえて原死因を選択することとした。また、児側病態、母側病態からそれぞれ原死因を選び両者のクロス表を作成している。

原死因の選択及び死因分類等の詳細については、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」の第１巻、第２巻、第３巻を参照されたい。

3　分類表

人口動態死因統計分類基本分類表（以下「死因基本分類表」という。）を基にした、それぞれの目的に応じて使用するための分類表等は次のとおりである。これらの分類表等は、「ICD－10（2013年版）準拠」（平成29年（2017年）１月）の適用に伴い改正されている。この改正では、分類符号や死因選択方法の変更があり、平成28年（2016年）以前との単純な比較はできないので注意されたい。

（１）死因基本分類表

人口動態統計で使用する死因基本分類表は、日本分類に更に人口動態統計用としての細分類項目を加えたものである。

日本分類として国際分類に追加した細分類項目は、５桁目にアルファベットの小文字で表示し、人口動態統計用として追加した細分類項目は、４桁目は数字で、５桁目はアルファベットの大文字で表示することとしている。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」に掲載している。

（URL：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=１&toukei=00450011&tstat=000001028897）

（２）死因分類表（以下「死因簡単分類表」という。）

我が国の死因構造を全体的に概観することを目的とし、死因基本分類表をもとに、WHOの死亡製表用リストを参考にして作成した分類表である。

分類項目は、死亡数が一定数以上認められるもの、死亡数は少ないが国民、研究者等にとって関心の高いものをこれまでとの連続性等も考慮しつつ選定した。分類項目には、５桁の分類番号を設定し、最初の２桁をICD－10の章構成に合わせ、３桁目をいくつかの項目を統合した中間分類とし、最後の２桁は整理番号とした。

（３）選択死因分類表

社会的に関心の強い死因について、死因簡単分類表から選択したものであり、ICD－９との連続性についても配慮した。

分類項目の選定は、死因簡単分類表で死亡数の多い上位15の疾病を参考とし、更に、悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故については社会的重要性から細分化している。細分化の基準としては、悪性新生物＜腫瘍＞では、部位別死亡順位の上位10程度の部位と健康増進事業において「がん検診」が実施されている部位を選定し、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故では死亡数が一定数以上の疾病、事故を選定した。

また、結核は社会的に関心が高いので加えることとした。

（４）死因年次推移分類表

年次ごとの死因の動向を観察することを主目的とした分類表であり、明治32年（1899年）以降の主要な死因の動向を踏まえ、ICD－９の主要死因について一部見直しを行った。

（５）乳児死因分類表（以下「乳児死因簡単分類表」という。）

WHOの勧告では、５歳までの小児死因分類表の作成が勧告されている。我が国では、５歳までの死亡に占める乳児死亡割合が高く、医学的・行政的にも乳児死亡への対策が重視されているので、乳児死亡のみを対象とした分類表とした。

分類項目の選定は、死因簡単分類表と同様の考え方で行ったが、乳児死亡の特徴も考慮し、「悪性新生物＜腫瘍＞」等を簡略化し、「周産期に発生した病態」及び「先天奇形，変形及び染色体異常」を詳細に分類し、更に喘息や乳幼児突然死症候群を加えた。

（6）感染症分類表

平成７年（1995年）に適用したＷＨＯの「ICD－10（1990年版）」の死亡製表用リストから、感染症による死亡数の割合が少ない状況が続いたため、時代に適合するよう、一部の感染症の表記が削除されたことをうけ、我が国においても同様に死因簡単分類から削除したが、感染症に関する状況を把握する必要があったことから、同年、新たに追加した分類である。

分類項目の選定に当たっては、法的に届出等が義務づけられていること、保健衛生面において対応が必要な疾病の動向を把握すること、国際比較を容易にすること等に配慮した。

なお、平成11年（1999年）以降の分類名は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、感染症法施行令（平成10年政令第420号）及び感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）並びに「結核予防法」（昭和26年法律第96号）に準じた疾病名であるため、必ずしもICD－10とは一致していない。

また、平成11、15、19、20、24、25、27、28、29、30、令和２、３、５年（1999、2003、2007、2008、2012、2013、2015、2016、2017、2018、2020、2021、2023年）に感染症法等の改正に伴い分類を変更、平成18年（2006年）に「ICD－10（2003年版）準拠」、平成29年（2017年）に「ICD－10（2013年版）準拠」の適用に伴い分類を変更した。

（7）死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

死因簡単分類表及び乳児死因簡単分類表から主要な死因を選択した。

（8）周産期死亡及び死産の分類

周産期死亡及び死産の原因は、ICD－10からは児側病態と母側病態を一体としてとらえ、原死因を一つ選択することとした。また、ICD－９と同様に児側、母側の関連分析もできるように児側病態と母側病態からそれぞれの原因を一つずつ選択し、両者によるクロス製表も行うこととした。

周産期死亡及び死産の分類は、独自の分類表が設けられていないため、ICD－９以降、死因基本分類表を使用している。

母側病態：死因基本分類表のP00-P04、P99（母体に原因なし）

児側病態：上記以外の基本分類コードを使用するが、「ＸＶＩ章 周産期に発生した病態」、「ＸＶＩＩ章 先天奇形，変形及び染色体異常」にその大部分が含まれる。

4　死因年次推移分類の変遷

本報告書の記述に、結核、悪性新生物＜腫瘍＞、脳血管疾患などを主要死因として解析しているが、その場合の

	Hi01 結核		Hi02 悪性新生物＜腫瘍＞		Hi03 糖尿病		Hi04 高血圧性疾患		Hi05 心疾患（高血圧性を除く）		Hi06 脳血管疾患		Hi07 肺炎		Hi08 慢性気管支炎及び肺気腫	
	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
（第１回） 明治32年～39年 （1899～1906）	•	12-15 *44	•	17-18 *44	•	•	•	•	•	24 *44	•	21	•	27	•	•
明治40年～41年 （1907～1908）	•	13-16 *51	•	20-21 *51	•	•	•	•	•	29 *51	•	26	•	32	•	•
（第２回） 明治42年～大正11年 （1909～1922）	25-32	13-16	40-48 58	21-22 *26	55	25	•	•	83-85 86	33 *34	71-73	30 *32	97-98	37	•	•
（第３回） 大正12年～昭和17年 （1923～1932）	31-37	13-15	43-49 65	16 *37	57	37の再掲	•	•	87-90	19 *37	74-75 83	18 *37	100-101	22	99（ロ） 106	*21 *23
（第４回） 昭和8年～18年 （1933～1943）	23-32	11-12	45-53 72	18 *27	59	22	•	•	90-95	38-43	82	32	107-109	48	106（ロ） 113	*47 *50
（第５回） 昭和21年～24年 （1946～1949）	13-22	•	45-55 74	•	61	•	•	•	90-95	•	83	•	107-109	•	106.b 113	•
（第６回） 昭和25年～32年 （1950～1957）	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
（第７回） 昭和33年～42年 （1958～1967）	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
（第８回） 昭和43年～53年 （1968～1978）	001-019	B5-B6	140-209	B19	250	B21	400-404	B27	393-398 410-429	B26 B28-B29	430-438	B30	480-486	B32	491-492	*B33.a B33.b
（第９回） 昭和54年～平成6年 （1979～1994）	010-018	5-6	140-208	28-37	250	39	401-405	48-49	393-398 410-429	46 51-52 54-56	430-438	58-60	480-486	63	491-492	*66-67
（第10回） 平成7年～平成28年 （1995～2016）	A15-A19	01200	C00-C97	02100	E10-E14	04100	I10-I13	09100	I01- I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400
平成29年～ （2017～	A15-A19	01200	C00-C96	02100	E10-E14	04100	I10-I15	09100	I01- I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400

注：１）死因名は第10回分類による。なお、表頭の分類の名称、小分類、中分類は、第10回分類（2013年版）の死因基本分類表、死因簡単分類表に対応する。
２）＊印はこの番号の一部であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上していない。
３）＊＊印はこの番号の大部分であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上した。
４）•印は分類は存在するが、死因統計には用いていない。
５）明治32年から39年（1899年～1906年）及び明治40年から41年（1907年～1908年）は同じ分類を使用しているが、分類番号が異なるのは、再掲を組み入れて通し番号にしたためである。
６）結核について
（１）明治41年（1908年）以前は、るいれきを含まない。
（２）昭和54年（1979年）以降は、後遺症及び原因の記載のない滲出性胸膜炎を含まない。
（３）平成７年（1995年）以降は、結核を伴うじん肺（J65）を含まない。
７）悪性新生物＜腫瘍＞について
（１）明治41年（1908年）以前は、白血病及び仮性白血病を含まない。
（２）平成29年（2017年）以降は、独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞（C97）を含まない。
８）心疾患（高血圧性を除く）について
（１）明治41年（1908年）以前は、狭心症を含まない。
（２）昭和54年（1979年）以降は、心臓麻痺、心臓衰弱を含む。
（３）平成７年（1995年）以降は、心臓併発症を伴うリウマチ熱（I01）・心臓併発症を伴うリウマチ性舞踏病（I02.0）を含み、肺塞栓症（I26）・その他の肺血管の疾患（I28）を含まない。

主要死因を、それぞれの年次の死因分類番号で示すと、次のとおりである。

Hi09 喘息		Hi10 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍		Hi11 肝疾患		Hi12 腎不全		Hi13 老衰		Hi14 不慮の事故		Hi15（再掲）交通事故		Hi16 自殺	
小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
•	•	•	•	•	•	•	•	•	39	•	40 **42 43	•	•	•	41
•	•	•	•	•	•	•	•	•	46	•	47 **49 50	•	•	•	48
102	*38	108	*39	118,120	45,*46	•	•	161	56	64-66,160 170-179 180-197	*27 *55 58	•	•	162-169	57
105	*23	111	*24	120-122 124	28,*37	•	•	164	34	67-68,163 175-189 192-196	*37 *33 **35	•	•	165-174	36
112	*50	117	51	124-125	56-57	•	•	162 （再掲を除く）	**78	76-77 176-195	29 81-82	•	•	163-171	79
112	•	117	•	124-125	•	•	•	162.b	•	78-79 169-195	•	169-173	•	163-164	•
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E965	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E970-E979	BE49
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E962	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E963 E970-E979	BE49
493	B33.c	531-533	B34	570-573	B37 B46.f	•	•	794	B45.a	E800-E949	BE47- BE48	E800-E807 E810-E823 E825-E845	BE47 BE48.a	E950-E959	BE49
493	68	531-533	69	570-573	73-74	584-586	•	797	88	E800-E949	E104- E114	E800-E807 E810-E848	E104-E105	E950-E959	E115
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200

注：9）脳血管疾患について
（1）昭和25年（1950年）は、B22にB46.b（352の一部、すなわちB22の後遺症及び1年以上経過したもの）を含めること。
（2）平成7年（1995年）以降は、脳動静脈奇形の破裂（I60.8の一部）を含み、一過性脳虚血（G45）を含まない。
10）腎不全について
（1）平成7年（1995年）以降は、先天性腎不全（P96.0）を含まない。
11）老衰について
（1）昭和7年（1932年）以前は、老衰性痴呆を含む。
12）不慮の事故について
（1）昭和24年（1949年）以前は、アルコール中毒を含まない。
（2）平成7年（1995年）以降は、後遺症（Y86）を含まない。
13）自殺について
（1）平成7年（1995年）以降は、後遺症（Y87.0）を含まない。
14）高血圧性疾患について
（1）平成29年（2017年）以降は、二次性＜続発性＞高血圧（症）（I15.-）を含む。

疾病、傷害及び死因統計分類の分類体系

- 全身症
  - Ⅰ 感染症及び寄生虫症（A00－B99）
    - 腸管感染症（A00－A09）
    - 細菌性感染症（A15－A49）
    - 主として性的伝播様式をとる感染症（A50－A64）
    - スピロヘータ，クラミジア，リケッチア症，性的伝播様式をとるものを除く（A65－A79）
    - ウイルス感染症（A80－B34）
    - 真菌症（B35－B49）
    - 原虫疾患，ぜん＜蠕＞虫症，その他の動物寄生症（B50－B89）
    - 感染症及び寄生虫症の続発・後遺症（B90－B94）
    - 細菌・ウイルス及びその他の病原体（B95－B98）
    - その他の感染症（B99）
  - Ⅱ 新生物＜腫瘍＞（C00－D48）
    - 悪性新生物＜腫瘍＞（C00－C97）
      - 原発性（C00－C75）
      - 続発性及び部位不明（C76－C80）
      - リンパ・造血組織（原発性）（C81－C96）
      - 多部位（C97）
    - 上皮内新生物＜腫瘍＞（D00－D09）
    - 良性新生物＜腫瘍＞（D10－D36）
    - 性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D37－D48）
  - Ⅲ 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害（D50－D89）
    - 貧血（D50－D64）
    - 凝固障害，紫斑病及びその他の出血性病態（D65－D69）
    - 血液及び造血器のその他の疾患（D70－D77）
    - 免疫機構の障害（D80－D89）
  - Ⅳ 内分泌，栄養及び代謝疾患（E00－E90）
    - 甲状腺障害，糖尿病その他の内分泌腺障害（E00－E35）
    - 栄養失調症，その他の栄養欠乏症，肥満（症）その他の過栄養（E40－E68）
    - 代謝障害（E70－E90）
- 解剖学的系統別の疾患
  - Ⅴ 精神及び行動の障害（F00－F99）
  - Ⅵ 神経系の疾患（G00－G99）
  - Ⅶ 眼及び付属器の疾患（H00－H59）
  - Ⅷ 耳及び乳様突起の疾患（H60－H95）
  - Ⅸ 循環器系の疾患（I00－I99）
  - Ⅹ 呼吸器系の疾患（J00－J99）
  - Ⅺ 消化器系の疾患（K00－K93）
  - Ⅻ 皮膚及び皮下組織の疾患（L00－L99）
  - XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患（M00－M99）
  - XIV 腎尿路生殖器系の疾患（N00－N99）
- 分娩・奇形・新生児疾患
  - XV 妊娠，分娩及び産じょく＜褥＞（O00－O99）
    - 流産（O00－O08）
    - 高血圧性障害及び主として妊娠に関連するその他の母体障害（O10－O48）
    - 分娩，分娩の合併症及び主として産褥に関連する合併症（O60－O92）
    - その他の産科的病態，他に分類されないもの（O94－O99）
  - XVI 周産期に発生した病態（P00－P96）
  - XVII 先天奇形，変形及び染色体異常（Q00－Q99）
- XVIII 症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの（R00－R99）
  - 症状及び徴候（R00－R69）
  - 検査の異常所見（R70－R94）
  - 診断名不明確及び原因不明の死亡（R95－R99）
- XIX 損傷，中毒及びその他の外因の影響（S00－T98）
  - 部位別の損傷（S00－S99）
  - 多部位又は部位不明の損傷（T00－T14）
  - 自然開口部からの異物侵入の作用（T15－T19）
  - 熱傷及び腐食（T20－T32）
  - 凍傷（T33－T35）
  - 薬物による中毒及び薬用を主としない物質の毒作用（T36－T65）
  - 外因のその他及び詳細不明の作用（T66－T78）
  - 外傷の早期合併症（T79）
  - 外科的及び内科的ケアの合併症，他に分類されないもの（T80－T88）
  - 損傷，中毒及びその他の外因による影響の続発・後遺症（T90－T98）
- XX 傷病及び死亡の外因（V01－Y98）
  - 交通事故（V01－V99）
  - 不慮の損傷のその他の外因（W00－X59）
  - 故意の自傷及び自殺（X60－X84）
  - 加害にもとづく傷害及び死亡（X85－Y09）
  - 不慮か故意か決定されない事件（Y10－Y34）
  - 法的介入及び戦争行為（Y35－Y36）
  - 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40－Y84）
  - 傷病及び死亡の外因の続発・後遺症（Y85－Y89）
  - 他に分類される傷病及び死亡の原因に関係する補助的因子（Y90－Y98）
- XXI 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用（Z00－Z99）
- XXII 特殊目的用コード（U00－U99）

注：第XXI章は人口動態統計には用いない。

5　各種分類表

表 1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単分類コード	分　類　名	死因基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00～B99
01100	腸管感染症	A00～A09
01200	結核	A15～A19
01201	呼吸器結核	A15～A16
01202	その他の結核	A17～A19
01300	敗血症[1]	A40～A41
01400	ウイルス性肝炎	B15～B19
01401	Ｂ型ウイルス性肝炎	B16～B17.0，B18.0～B18.1
01402	Ｃ型ウイルス性肝炎	B17.1，B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15～B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス［HIV］病	B20～B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00～B99の残り
02000	新生物＜腫瘍＞	C00～D48
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C96
02101	口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	C15
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	C16
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C18
02105	直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	C19～C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	C23～C24
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	C25
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C32
02110	気管，気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	C33～C34
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	C53～C55
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C61
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	C70～C72，C75.1～C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81～C86
02119	白血病	C91～C95
02120	その他のリンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C88～C90，C96
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C96の残り
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	D00～D48
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	D32～D33，D35.2～D35.4，D42～D43，D44.3～D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	D00～D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50～D89
03100	貧血	D50～D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65～D89
04000	内分泌，栄養及び代謝疾患	E00～E88
04100	糖尿病	E10～E14
04200	その他の内分泌，栄養及び代謝疾患	E00～E88の残り
05000	精神及び行動の障害	F01～F99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01～F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F01～F99の残り
06000	神経系の疾患	G00～G98
06100	髄膜炎	G00～G03
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
06300	パーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00～G98の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00～H57
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60～H93
09000	循環器系の疾患	I00～I99
09100	高血圧性疾患	I10～I15
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11，I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10，I12，I15
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01～I02.0，I05～I09，I20～I25，I27，I30～I51
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
09202	急性心筋梗塞	I21～I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20，I24～I25
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34～I38
09205	心筋症	I42
09206	不整脈及び伝導障害	I44～I49
09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01～I02.0，I27，I30～I33，I40，I51

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。
　これらの分類を精神保健の分野で使用する場合は、「精神及び行動の障害」を「精神疾患」と読み替えて使用することができる。
　1）「敗血症」には“新生児の細菌性敗血症”を含まない。

死因簡単分類コード	分　類　名	死因基本分類コード
09300	脳血管疾患	I60～I69
09301	くも膜下出血	I60，I69.0
09302	脳内出血	I61，I69.1
09303	脳梗塞	I63，I69.3
09304	その他の脳血管疾患	I60～I69の残り
09400	大動脈瘤及び解離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00～I99の残り
10000	呼吸器系の疾患	J00～J98
10100	インフルエンザ	J09～J11
10200	肺炎	J12～J18
10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41～J44
10500	喘息	J45～J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00～J98の残り
10601	誤嚥性肺炎	J69
10602	間質性肺疾患	J84
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00～J98の残り（J69,J84を除く）
11000	消化器系の疾患	K00～K92
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25～K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40～K46，K56
11300	肝疾患	K70～K76
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3～K74.6
11302	その他の肝疾患	K70～K76の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K00～K92の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00～L98
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00～M99
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00～N15
14200	腎不全	N17～N19
14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎臓病	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98の残り
15000	妊娠，分娩及び産じょく	O00～O99
16000	周産期に発生した病態	P00～P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05～P08
16200	出産外傷	P10～P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20～P29
16400	周産期に特異的な感染症[2]	P35～P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50～P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00～P96の残り
17000	先天奇形，変形及び染色体異常	Q00～Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00～Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20～Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20～Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25～Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35～Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00～Q89の残り
17500	染色体異常，他に分類されないもの	Q90～Q99
18000	症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01～Y89
20100	不慮の事故	V01～X59
20101	交通事故	V01～V98
20102	転倒・転落・墜落	W00～W17
20103	不慮の溺死及び溺水	W65～W74
20104	不慮の窒息	W75～W84
20105	煙，火及び火炎への曝露	X00～X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40～X49
20107	その他の不慮の事故	W00～X59の残り
20200	自殺	X60～X84
20300	他殺	X85～Y09
20400	その他の外因	Y10～Y89
22000	特殊目的用コード	U00～U49
22100	重症急性呼吸器症候群［ＳＡＲＳ］	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00～U49の残り
22201	新型コロナウイルス感染症	U07.1, U07.2, U10.9
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	U12
22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	U00～U49の残り（U07.1, U07.2, U10.9, U12を除く）

注：下線は変更箇所である。
2）「周産期に特異的な感染症」には“新生児の細菌性敗血症”を含む。

表 2 選択死因分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

選択死因 分類コード	分　類　名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Se01	結核	01200	A15～A19
Se02	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
	（再掲）		
Se03	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	02104	C18
Se06	直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	02105	C19～C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	02107	C23～C24
Se09	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	02108	C25
Se10	気管，気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	02110	C33～C34
Se11	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	02113	C53～C55
Se13	白血病	02119	C91～C95
Se14	糖尿病	04100	E10～E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Se16	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0，I05～I09， I20～I25，I27，I30～I51
	（再掲）		
Se17	急性心筋梗塞	09202	I21～I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20，I24～I25
Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44～I49
Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患	09300	I60～I69
	（再掲）		
Se22	くも膜下出血	09301	I60，I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61，I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63，I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12～J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41～J44
Se28	喘息	10500	J45～J46
Se29	肝疾患	11300	K70～K76
Se30	腎不全	14200	N17～N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故	20100	V01～X59
	（再掲）		
Se33	交通事故	20101	V01～V98
Se34	自殺	20200	X60～X84

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

表 3 死因年次推移分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

死因年次推移分類コード	分　類　名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
Hi01	結核	01200	A15～A19
Hi02	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
Hi03	糖尿病	04100	E10～E14
Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0，I05～I09，I20～I25，I27，I30～I51
Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69
Hi07	肺炎	10200	J12～J18
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫	—	J41～J43
Hi09	喘息	10500	J45～J46
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
Hi11	肝疾患	11300	K70～K76
Hi12	腎不全	14200	N17～N19
Hi13	老衰	18100	R54
Hi14	不慮の事故	20100	V01～X59
	（再掲）		
Hi15	交通事故	20101	V01～V98
Hi16	自殺	20200	X60～X84

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

表 4 乳児死因簡単分類と死因基本分類及び死因簡単分類との対照表

乳児死因簡単分類コード	分　類　名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
Ba01	腸管感染症	01100	A00～A09
Ba02	敗血症[1]	01300	A40～A41
Ba03	麻疹	01600の一部	B05
Ba04	ウイルス性肝炎	01400	B15～B19
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	01000（Ba01～04を除く）	A00～B99の残り
Ba06	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
Ba07	白血病	02119	C91～C95
Ba08	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	02100（Ba07を除く）	C00～C96の残り
Ba09	その他の新生物＜腫瘍＞	02200	D00～D48
Ba10	栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	04000の一部	E40～E64
Ba11	代謝障害	04000の一部	E70～E88
Ba12	髄膜炎	06100	G00～G03
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
Ba14	脳性麻痺	06500の一部	G80
Ba15	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0，I05～I09，I20～I25，I27，I30～I51
Ba16	脳血管疾患	09300	I60～I69
Ba17	インフルエンザ	10100	J09～J11
Ba18	肺炎	10200	J12～J18
Ba19	喘息	10500	J45～J46
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46，K56
Ba21	肝疾患	11300	K70～K76
Ba22	腎不全	14200	N17～N19
Ba23	周産期に発生した病態	16000	P00～P96
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	P05～P08
Ba25	出産外傷	16200	P10～P15
Ba26	出生時仮死	16300の一部	P21
Ba27	新生児の呼吸窮＜促＞迫	16300の一部	P22
Ba28	周産期に発生した肺出血	16300の一部	P26
Ba29	周産期に発生した心血管障害	16300の一部	P29
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300の残り	P20～P29の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	16400の一部	P36
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	16400の残り	P35～P39の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	P50～P61
Ba34	その他の周産期に発生した病態	16000（Ba24～33を除く）	P00～P96の残り
Ba35	先天奇形，変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99
Ba36	神経系の先天奇形	17100	Q00～Q07
Ba37	心臓の先天奇形	17201	Q20～Q24
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	17202	Q25～Q28
Ba39	呼吸器系の先天奇形	17400の一部	Q30～Q34
Ba40	消化器系の先天奇形	17300	Q35～Q45
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	17400の一部	Q65～Q79
Ba42	その他の先天奇形及び変形	17400の残り	Q00～Q89の残り
Ba43	染色体異常，他に分類されないもの	17500	Q90～Q99
Ba44	乳幼児突然死症候群	18200	R95
Ba45	その他のすべての疾患	上記以外の残り（Ba01～09を除く）	D50～R99の残り，U00～U49
Ba46	不慮の事故	20100	V01～X59
Ba47	交通事故	20101	V01～V98
Ba48	転倒・転落・墜落	20102	W00～W17
Ba49	不慮の溺死及び溺水	20103	W65～W74
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん＜吸引＞	20104の一部	W78～W80
Ba51	その他の不慮の窒息	20104の残り	W75～W84の残り
Ba52	煙，火及び火炎への曝露	20105	X00～X09
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	X40～X49
Ba54	その他の不慮の事故	20107	W00～X59の残り
Ba55	他殺	20300	X85～Y09
Ba56	その他の外因	20400	Y10～Y89

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。
　1）「敗血症」には、“新生児の細菌性敗血症”を含まない。

表 5 感染症分類表と死因基本分類との対照表

感染症 分類コード	分　類　名	死因基本 分類コード
In101	エボラ出血熱	A98.4
In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
In103	痘そう	B03
In104	南米出血熱	A96.8A
In105	ペスト	A20
In106	マールブルグ病	A98.3
In107	ラッサ熱	A96.2
In201	急性灰白髄炎	A80
In202	結核	A15～A19
In203	ジフテリア	A36
In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）	U04
In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に限る。）	J09.0A, J09.1A, J09.8A
In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E
In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E
In301	コレラ	A00
In302	細菌性赤痢	A03
In303	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
In304	腸チフス	A01.0
In305	パラチフス	A01.1
In401	Ｅ型肝炎	B17.2
In402	ウエストナイル熱	A92.3
In403	Ａ型肝炎	B15
In404	エキノコックス症	B67
In405	黄熱	A95
In406	オウム病	A70
In407	オムスク出血熱	A98.1
In408	回帰熱	A68
In409	キャサヌル森林病	A98.2
In410	Ｑ熱	A78
In411	狂犬病	A82
In412	コクシジオイデス症	B38
In413	エムポックス	B04
In414	腎症候性出血熱	A98.5
In415	西部ウマ脳炎	A83.1
In416	ダニ媒介脳炎	A84
In417	炭疽	A22
In418	つつが虫病	A75.3
In419	デング熱	A90, A91
In420	東部ウマ脳炎	A83.2
In421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	J10.0A, J10.1A, J10.8A
In422	ニパウイルス感染症	A85.8B, A87.8B, B34.8B, J12.8D, J84.8A
In423	日本紅斑熱	A77.8a
In424	日本脳炎	A83.0
In425	ハンタウイルス肺症候群	B33.4
In426	Ｂウイルス病	B00.4A
In427	鼻疽	A24.0
In428	ブルセラ症	A23
In429	ベネズエラウマ脳炎	A92.2

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。
分類名は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）等の規定に準じた疾病名であり、その名称及び範囲は必ずしもICD-10（2013年版）と一致しない場合がある。

感染症 分類コード	分　類　名	死因基本 分類コード
In430	ヘンドラウイルス感染症	B34.8D
In431	発しんチフス	A75.0, A75.1
In432	ボツリヌス症（乳児ボツリヌス症を除く。）	A05.1
In433	乳児ボツリヌス症	A05.1
In434	マラリア	B50, B51, B52, B53, B54
In435	野兎病	A21
In436	ライム病	A69.2
In437	リッサウイルス感染症	A85.8A, A87.8A, A88.8A
In438	リフトバレー熱	A92.4
In439	類鼻疽	A24.1, A24.2, A24.3, A24.4
In440	レジオネラ症	A48.1, A48.2
In441	レプトスピラ症	A27
In442	ロッキー山紅斑熱	A77.0A
In443	チクングニア熱	A92.0
In444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る。）	A98.8A
In445	ジカウイルス感染症	U06.9
In501	アメーバ赤痢	A06
In502	ＲＳウイルス感染症	B34.8A, J12.1, J20.5, J21.0
In503	咽頭結膜熱	B30.1, B30.2
In504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザを除く。）	J09.0B, J09.1B, J09.8B, J10.0B, J10.1B, J10.8B, J11
In505	急性ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）	B16, B17(B17.2を除く), B19
In506	Ａ群溶血性連鎖球菌咽頭炎	J02.0
In507	感染性胃腸炎	A01（A01.0, A01.1を除く), A04（A04.3, A04.8A, A04.8Bを除く), A07（A07.1, A07.2を除く), A08, A09
In508	急性出血性結膜炎	B30.3
In509	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	A83（A83.0, A83.1, A83.2を除く), A85（A85.8A, A85.8Bを除く), A86, B00.4（B00.4Aを除く), B02.0, B25.8A
In510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	J16.0
In511	クリプトスポリジウム症	A07.2
In512	クロイツフェルト・ヤコブ病	A81.0, A81.8
In513	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	A40.0A, A40.8A, A49.1A, J15.4A, P36.1A
In514	後天性免疫不全症候群	B20, B21, B22, B23, B24, O98.7
In515	細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）	A02.2A, A32.1, G00（G00.0, G00.1を除く）
In516	ジアルジア症	A07.1
In517	水痘	B01
In518	侵襲性髄膜炎菌感染症	A39.0, A39.2, A39.4, A39.9A
In519	性器クラミジア感染症	A55, A56
In520	性器ヘルペスウイルス感染症	A60
In521	尖圭コンジローマ	A63.0
In522	先天性風しん症候群	P35.0

感染症 分類コード	分　類　名	死因基本 分類コード
In523	手足口病	B08.4
In524	伝染性紅斑	B08.3
In525	突発性発しん	B08.2
In526	梅毒	A50, A51, A52, A53
In527	破傷風	A33, A34, A35
In528	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A41.0B, A49.0B, J15.2B
In529	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	A41.4A, A49.8A, J15.8A
In530	百日咳	A37
In531	風しん	B06
In532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	A40.3A, A49.1C, J13.0
In533	ヘルパンギーナ	B08.5
In534	マイコプラズマ肺炎	J15.7
In535	麻しん	B05
In537	無菌性髄膜炎	A87（A87.8A, A87.8Bを除く）, B00.3, B02.1, G03.0
In538	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A04.8A, A41.0A, A49.0A, J15.2A
In539	薬剤耐性緑膿菌感染症	A41.5A, A49.8B, J15.1A
In540	流行性角結膜炎	B30.0
In541	流行性耳下腺炎	B26
In542	淋菌感染症	A54
In543	薬剤耐性アシネトバクター感染症	A41.5C, A49.8E, J15.6A
In544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	A41.3, A49.2A, G00.0, P36.8A
In545	侵襲性肺炎球菌感染症	A40.3B, A49.1E, G00.1, P36.1C
In546	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	A04.8B, A41.5D, A49.8F, J15.8D
In547	播種性クリプトコックス症	B45.1, B45.7
In548	急性弛緩性麻痺（15歳未満発症）	G83.9A
In549	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	U07.1, U07.2, U10.9
In601	新型インフルエンザ[1)]	J10.0D, J10.1D, J10.8D
In602	再興型インフルエンザ[1)2)]	-
In603	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものを除く。）[1)]	-
In604	再興型コロナウイルス感染症[1)2)]	-

注：下線は変更箇所である。

1）「In549 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）」及び「In603 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものを除く。）」における「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス」は、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」である。

2）「In602 再興型インフルエンザ」、「In603 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものを除く。）」及び「In604 再興型コロナウイルス感染症」については、該当する数値が出現していないため、死因基本分類コードを設定していない。

表 6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

（1）死因順位に用いる分類項目

分　類　名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症[1]	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス［HIV］病	01500
悪性新生物＜腫瘍＞	02100
その他の新生物＜腫瘍＞	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患[2]	09100
心疾患（高血圧性を除く）	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠，分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態[3]	16000
先天奇形，変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300
新型コロナウイルス感染症	22201

注：分類項目は「死因簡単分類」から主要な死因を選択している。
また、下線は変更箇所である。
1）「敗血症」には“新生児の細菌性敗血症”を含まない。
2）「高血圧性疾患」には“高血圧性心疾患”を含む。
3）「周産期に発生した病態」には“新生児の細菌性敗血症”を含む。

（2）乳児死因順位に用いる分類項目

分　類　名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症[1]	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物＜腫瘍＞	Ba06
その他の新生物＜腫瘍＞	Ba09
栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患（高血圧性を除く）	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30
周産期に特異的な感染症[2]	Ba31～Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形，変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

注：分類項目は「乳児死因簡単分類」から主要な死因を選択している。
1）「敗血症」には“新生児の細菌性敗血症”を含まない。
2）「周産期に特異的な感染症」には“新生児の細菌性敗血症”を含む。

6　過去の各種分類表、年次推移

以下の各種分類表は、e-Statに掲載している。

掲載場所：確定数の「分類表」下の年次選択→「2017年」

（URL：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page= 1 &toukei=00450011&tstat=000001028897）

過去の分類表

表１　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成27年）
表２　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成25年、平成26年）
表３　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成24年）
表４　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成20年～23年）
表５　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成19年）
表６　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成18年）
表７　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成15年～17年）
表８　感染症分類と死因基本分類との対照表（平成11年～14年）
表９　死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目（平成７年以降）
表10　順位及び乳児死因順位に用いる分類項目（昭和54年～平成６年）

年次推移

表１　死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率（人口10万対）（平成17年、平成18年）
表２　死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率（人口10万対）（平成６年、平成７年）
表３　死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率（人口10万対）（昭和55年・60年・平成２年・４～６年）
表４　乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率（出生10万対）（平成６年、平成７年）
表５　乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率（出生10万対）（昭和55年・60年・平成２年・４～６年）
表６　感染症分類（平成27年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成27年）
表７　感染症分類（平成25年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成25年、平成26年）
表８　感染症分類（平成24年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成24年）
表９　感染症分類（平成20年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成20～23年）
表10　感染症分類（平成19年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成19年）
表11　感染症分類（平成18年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成18年）
表12　感染症分類（平成15年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成15～17年）
表13　感染症分類（平成11年改正）別にみた死亡数及び率（人口10万対）（平成11～14年）
表14　年次別にみた性・妊娠満28週以後の死産－早期新生児死亡別周産期死亡数
表15　年次別にみた自然－人工妊娠満28週以後の死産数・妊娠満28週以後の死産比（出生千対）及び全死産中妊娠満28週以後の死産の占める割合

参考

合計特殊出生率について

Total fertility rates : Japan

1．期間合計特殊出生率とコーホート合計特殊出生率
Total period fertility rates and Cohort total fertility rates

○　合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、次の２つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

○　人口動態統計の合計特殊出生率は、日本人女性一人に対して将来の日本人が何人になるかを見る指標であり、日本人人口の再生産の状況を示すという意味で適切な指標である。

A　期間合計特殊出生率

ある期間（１年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。

女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

B　コーホート合計特殊出生率

ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。

「その世代の合計特殊出生率」である。

○　実際に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」はＢのコーホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとしてＡの期間合計特殊出生率が一般に用いられている。

なお、各年齢別の出生率が世代（コーホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

○　ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計であるＡの期間合計特殊出生率は、同一世代の年齢別出生率の合計であるＢのコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

2．令和５年における状況
Brief Summary, 2023

コーホート合計特殊出生率は同一世代の女性の出生率を過去から積み上げるため、その世代が50歳になるまで得られないが、現段階で得られる到達年齢までのコーホート合計特殊出生率を、５歳階級ごとに１つの世代とみて、５年ごとの出生率を合計し、算出した[注)]。

例えば1984～1988年生まれ（令和５年時点で35～39歳の世代）の令和５年におけるコーホート合計特殊出生率は１.42であり、令和５年の期間合計特殊出生率（１.20）を上回っている。

注）　各年の各年齢別出生率を合計した、より精密なコーホート合計特殊出生率は、国立社会保障・人口問題研究所で算出されている。

① 期間合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）

母の年齢	平成５年 （1993）	10年 （1998）	15年 （2003）	20年 （2008）	25年 （2013）	30年 （2018）	令和５年 （2023）
	1.46	1.38	1.29	1.37	1.43	1.42	**1.20**
15～19歳	**0.0183**	0.0225	0.0280	0.0256	0.0221	0.0153	**0.0082**
20～24	0.2119	**0.1942**	0.1892	0.1846	0.1555	0.1329	**0.0834**
25～29	0.6283	0.5278	**0.4490**	0.4379	0.4298	0.4038	**0.3246**
30～34	0.4667	0.4732	0.4333	**0.4719**	0.5016	0.5118	**0.4544**
35～39	0.1198	0.1485	0.1678	0.2133	**0.2677**	0.2895	**0.2651**
40～44	0.0130	0.0173	0.0227	0.0329	0.0486	**0.0609**	**0.0635**
45～49	0.0003	0.0005	0.0006	0.0008	0.0013	0.0017	**0.0021**

② 各世代（コーホート）別にみた母の年齢階級別出生率（ごく粗い計算）

母の年齢	昭和49～53年 生まれ （1974-1978）	昭和54～58年 生まれ （1979-1983）	昭和59～63年 生まれ （1984-1988）	平成元～５年 生まれ （1989-1993）	平成６～10年 生まれ （1994-1998）	平成11～15年 生まれ （1999-2003）	平成16～20年 生まれ （2004-2008）
	45～49歳 の世代	40～44歳 の世代	35～39歳 の世代	30～34歳 の世代	25～29歳 の世代	20～24歳 の世代	15～19歳 の世代
15～19歳	**0.0183**	0.0225	0.0280	0.0256	0.0221	0.0153	**0.0082**
20～24	**0.1942**	0.1892	0.1846	0.1555	0.1329	**0.0834**	
25～29	**0.4490**	0.4379	0.4298	0.4038	**0.3246**		
30～34	**0.4719**	0.5016	0.5118	**0.4544**			
35～39	**0.2677**	0.2895	**0.2651**				
40～44	**0.0609**	**0.0635**					
45～49	**0.0021**						
コーホート 合計特殊出生率	**1.46**	**1.50**	**1.42**	**1.04**	**0.48**	**0.10**	**0.01**

③ コーホート合計特殊出生率（母の到達年齢別）（ごく粗い計算）

母の年齢	昭和49～53年 生まれ （1974-1978）	昭和54～58年 生まれ （1979-1983）	昭和59～63年 生まれ （1984-1988）	平成元～５年 生まれ （1989-1993）	平成６～10年 生まれ （1994-1998）	平成11～15年 生まれ （1999-2003）	平成16～20年 生まれ （2004-2008）
	45～49歳 の世代	40～44歳 の世代	35～39歳 の世代	30～34歳 の世代	25～29歳 の世代	20～24歳 の世代	15～19歳 の世代
15～19歳	0.02	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	**0.01**
15～24	0.21	0.21	0.21	0.18	0.16	**0.10**	
15～29	0.66	0.65	0.64	0.58	**0.48**		
15～34	1.13	1.15	1.15	**1.04**			
15～39	1.40	1.44	**1.42**				
15～44	1.46	**1.50**					
15～49	**1.46**						

出生数の動向と（期間）合計特殊出生率の動向の関係

Relation between trends in live births and trends in total period fertility rates

○　年間出生数は、「15～49歳女性人口」（女性人口）、「（期間）合計特殊出生率」（合計特殊出生率）及び「15～49歳女性人口における年齢構成の違い」（年齢構成の違い）※1の３要素に分解することができる。

○　このため、年間出生数の動向は、「合計特殊出生率」だけでなく、「女性人口」と「年齢構成の違い」の動向にも影響を受ける。

$$\text{年間出生数} = \text{15～49歳女性人口} \times \frac{\text{（期間）合計特殊出生率}}{35^{※2}} \times \text{15～49歳女性人口における年齢構成の違い}^{※1}$$

$$\text{Number of live births} = \text{Female population (ages 15-49)} \times \frac{\text{Total period fertility rate}}{35^{※2}} \times \text{Difference in age distribution of female population aged 15-49}^{※1}$$

令和４年（2022）	77.1万人	＝ 2,313万人 ×	$\frac{1.26}{35}$	×	0.928
	↓△5.6％	↓△2.1％	↓△4.4％		↓0.8％
令和５年（2023）	72.7万人	＝ 2,265万人 ×	$\frac{1.20}{35}$	×	0.936

○　令和５年(2023)の出生数は前年より５.６％減少したが、このうち約△１.３％が人口要因(「女性人口」△２.１％と「年齢構成の違い」０.８％)の影響による。

○　人口要因の減少は今後も続くとみられるため、「合計特殊出生率」が変わらなければ、出生数が減少していくことになるが、晩婚化や晩産化の動向も踏まえ、今後の「合計特殊出生率」の動向を注視していく必要がある。

※１　「年齢構成の違い」は、**「女性人口」×「合計特殊出生率」/35**が「15～49歳のどの年齢の女性の人数も同じとした場合に当該合計特殊出生率で見込まれる出生数」となることから、「実際の年齢構成がどの年齢の女性の人数も同じという年齢構成とどのくらい違うかを示すもの」である。出生率の高い年齢層に女性の人数が相対的に多くなっている場合には、「年齢構成の違い」は概ね１より大きくなる。

※２　(期間)合計特殊出生率は15歳から49歳までの35個の年齢別出生率を加えたものであるため、15～49歳女性人口に乗じて年間出生数となるように35で除している。

出生数の動向と３要素の動向

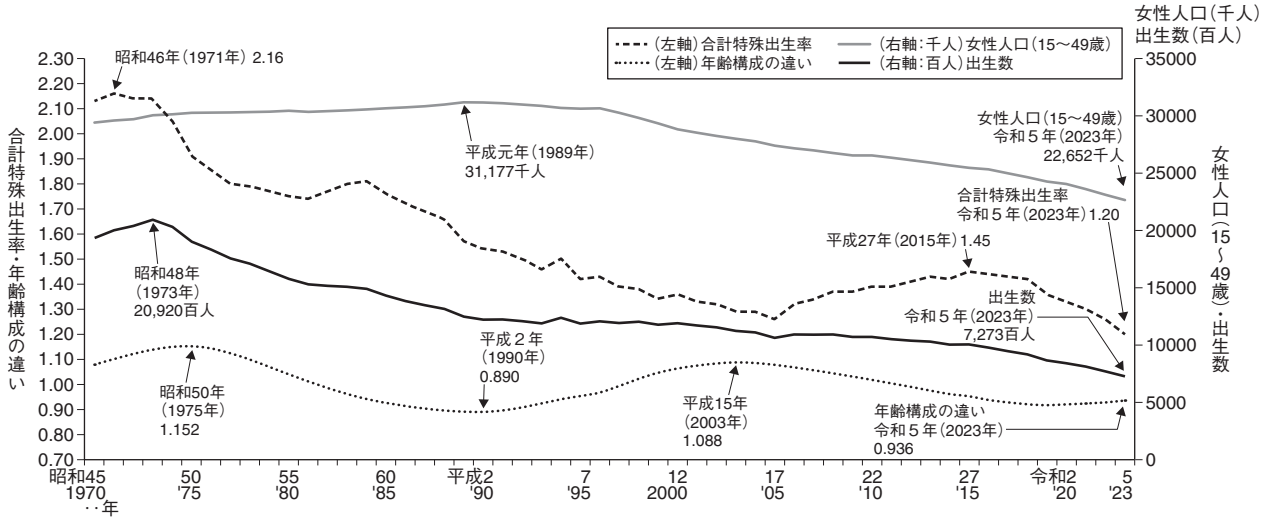

注：３要素とは「15～49歳女性人口」（女性人口）、「（期間）合計特殊出生率」（合計特殊出生率）及び「15～49歳女性人口における年齢構成の違い」（年齢構成の違い）をいう。

（期間）合計特殊出生率を用いた出生数の構造分析

年次		実数				対前年増減率（%）			
		出生数(人) ①×②/35×③	女性人口 (15～49歳) （千人） ①	合計特殊出生率 ②	年齢構成の違い ③	出生数	女性人口 (15～49歳)	合計特殊出生率	年齢構成の違い
1970	昭和45年	1 934 239	29 400	2.13	1.079	…	…	…	…
71	46	2 000 973	29 589	2.16	1.097	3.5	0.6	1.1	1.7
72	47	2 038 682	29 700	2.14	1.122	1.9	0.4	△ 0.7	2.2
73	48	2 091 983	30 035	2.14	1.139	2.6	1.1	△ 0.1	1.6
74	49	2 029 989	30 128	2.05	1.151	△ 3.0	0.3	△ 4.3	1.1
75	50	1 901 440	30 251	1.91	1.152	△ 6.3	0.4	△ 6.8	0.1
76	51	1 832 617	30 271	1.85	1.144	△ 3.6	0.1	△ 3.0	△ 0.7
77	52	1 755 100	30 289	1.80	1.126	△ 4.2	0.1	△ 2.8	△ 1.6
78	53	1 708 643	30 319	1.79	1.101	△ 2.6	0.1	△ 0.5	△ 2.2
79	54	1 642 580	30 351	1.77	1.071	△ 3.9	0.1	△ 1.2	△ 2.8
1980	55	1 576 889	30 438	1.75	1.038	△ 4.0	0.3	△ 1.3	△ 3.0
81	56	1 529 455	30 333	1.74	1.013	△ 3.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 2.4
82	57	1 515 392	30 404	1.77	0.986	△ 0.9	0.2	1.6	△ 2.7
83	58	1 508 687	30 463	1.80	0.963	△ 0.4	0.2	1.7	△ 2.3
84	59	1 489 780	30 549	1.81	0.942	△ 1.3	0.3	0.6	△ 2.1
85	60	1 431 577	30 644	1.76	0.927	△ 3.9	0.3	△ 2.6	△ 1.6
86	61	1 382 946	30 726	1.72	0.914	△ 3.4	0.3	△ 2.3	△ 1.4
87	62	1 346 658	30 834	1.69	0.904	△ 2.6	0.4	△ 1.9	△ 1.1
88	63	1 314 006	30 983	1.66	0.896	△ 2.4	0.5	△ 2.0	△ 0.9
89	平成元年	1 246 802	31 177	1.57	0.890	△ 5.1	0.6	△ 5.1	△ 0.6
1990	2	1 221 585	31 154	1.54	0.890	△ 2.0	△ 0.1	△ 1.9	△ 0.1
91	3	1 223 245	31 094	1.53	0.897	0.1	△ 0.2	△ 0.5	0.9
92	4	1 208 989	30 974	1.50	0.910	△ 1.2	△ 0.4	△ 2.1	1.4
93	5	1 188 282	30 865	1.46	0.924	△ 1.7	△ 0.4	△ 2.9	1.6
94	6	1 238 328	30 681	1.50	0.942	4.2	△ 0.6	2.9	1.9
95	7	1 187 064	30 614	1.42	0.954	△ 4.1	△ 0.2	△ 5.2	1.3
96	8	1 206 555	30 651	1.43	0.967	1.6	0.1	0.2	1.3
97	9	1 191 665	30 249	1.39	0.993	△ 1.2	△ 1.3	△ 2.6	2.8
98	10	1 203 147	29 809	1.38	1.021	1.0	△ 1.5	△ 0.3	2.8
99	11	1 177 669	29 330	1.34	1.047	△ 2.1	△ 1.6	△ 3.0	2.6
2000	12	1 190 547	28 821	1.36	1.064	1.1	△ 1.7	1.3	1.6
01	13	1 170 662	28 513	1.33	1.077	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.9	1.3
02	14	1 153 855	28 240	1.32	1.085	△ 1.4	△ 1.0	△ 1.1	0.7
03	15	1 123 610	27 998	1.29	1.088	△ 2.6	△ 0.9	△ 2.1	0.4
04	16	1 110 721	27 773	1.29	1.086	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.2
05	17	1 062 530	27 385	1.26	1.078	△ 4.3	△ 1.4	△ 2.2	△ 0.8
06	18	1 092 674	27 165	1.32	1.069	2.8	△ 0.8	4.5	△ 0.8
07	19	1 089 818	26 982	1.34	1.057	△ 0.3	△ 0.7	1.5	△ 1.1
08	20	1 091 156	26 757	1.37	1.044	0.1	△ 0.8	2.2	△ 1.2
09	21	1 070 036	26 531	1.37	1.032	△ 1.9	△ 0.8	0.1	△ 1.2
2010	22	1 071 305	26 535	1.39	1.019	0.1	0.0	1.4	△ 1.3
11	23	1 050 807	26 337	1.39	1.002	△ 1.9	△ 0.7	0.4	△ 1.6
12	24	1 037 232	26 135	1.41	0.989	△ 1.3	△ 0.8	0.9	△ 1.4
13	25	1 029 817	25 915	1.43	0.975	△ 0.7	△ 0.8	1.5	△ 1.4
14	26	1 003 609	25 667	1.42	0.962	△ 2.5	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.3
15	27	1 005 721	25 452	1.45	0.954	0.2	△ 0.8	2.0	△ 0.9
16	28	977 242	25 317	1.44	0.937	△ 2.8	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.7
17	29	946 146	24 987	1.43	0.928	△ 3.2	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
18	30	918 400	24 639	1.42	0.921	△ 2.9	△ 1.4	△ 0.8	△ 0.7
19	令和元年	865 239	24 266	1.36	0.917	△ 5.8	△ 1.5	△ 3.9	△ 0.5
2020	2	840 835	24 042	1.33	0.921	△ 2.8	△ 0.9	△ 2.3	0.4
21	3	811 622	23 604	1.30	0.924	△ 3.5	△ 1.8	△ 2.0	0.3
22	4	770 759	23 131	1.26	0.928	△ 5.0	△ 2.0	△ 3.6	0.5
23	5	727 288	22 652	1.20	0.936	△ 5.6	△ 2.1	△ 4.4	0.8

令 和 7 年 2 月27日　印 刷
令 和 7 年 3 月 7 日　発 行

令　和　5　年

人口動態統計

編集・発行　厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）
印　　刷　大和綜合印刷株式会社

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Aランク］のみを用いて作製しています。表紙については、リサイクルに適さない資材を使用しているので、古紙回収に出す場合は、取り除いてください。